

甲撰社を組織して桑苗の養成に努む

肥料共同購入

明治二十七年中自己桑園中より一變種を發見し、試作の結果優良なるを認め年々此の良性を助長せしめて着々繁殖を圖り且つ篤志者に分配して試験を請ひしに何れも良新種にして春秋兼用として恰適なるを激賞せざるはなし、依て三十七年八田

達也翁に命名を請

ひ甲種と稱する

に至れり。是よ

り益々全苗木の

繁殖を盛にし有

志と結合し甲撰

社を組織し以て

苗木の需用に應せんと

もの多きを聞き矯正の策として三十年より年々二三回の共同購入をなす傍

ら原資金を貯蓄せんとし毎年米麥の收穫期に應分の蓄積をなさしめ肥料購

入原資金の充實を圖りつゝあり。



一七二

せり遠近之を傳へ希望者

甚だ多く毎歳十萬餘

の苗木を養成する

も尙不足を告ぐる

の現況を呈せり。

肥料購入の方法

區々にして其間奸

商の佞辨に誑され質

朴なる農家の不利を蒙る

農作物の改良

米麥蔬菜の種類改良を謀らんとし各原産地より純良なる種子を購入試作

し其成績優良なるものは汎く分與又は交換して試作せしむ、明治卅年縣下

米産地として有名なる北巨摩郡の内(舊稱武川筋と稱し武川米の産地なり)より荒木高砂の二種を

購入して試作せしに荒木は品種優良なるも收量多からず、故に廣く耕種せ

しむるに適せずとし、高砂品質收量共に宜く年々の成績優等なるを以て勸

誘に努めしが當時一般の農家は有芒種なるに由り試作するもの尠し、且地

主も小作物として納入を喜ばざるものゝ如し。然れども斯る有益なる品種

にして栽培せられざるは遺憾なりとし地主に説き小作人に勸め漸く試作せ

らるゝに至れり、然るに其結果の優良なりしと稻質の強硬にして氣候の激

變及風雨浸水等の害に堪ゆるの特性なるを知り爾來歡迎を受け縣下至る所

高砂種の栽培せられざるの地なきに至れり、又四十年縣下未曾有の大洪水

に際し出穂中の稻田浸水せる事二旬餘他の品種にありては殆んど腐敗せる

にも拘はらず此種に在りては尙は多少の收穫を見たる等争ふべからざるの

實驗を得たり。

明治三十年秋期螟蛾の發生多く稻穂の白枯せるものあるを發見し村民を

一七三

害虫驅除

會して螟蟲の稻莖中に孵化蟄伏しあるの狀態を示し各自に抜き取りて實行せしめたるに六十餘戸の農家耕地二十町步餘が採集せる被害莖數十三萬五千餘本なりしとは豈驚くべき巨額ならずや。其成績を郡縣農會に報告し縣下一般に實行せられん事を望みしも時期既に遅くして汎く實行を見ざりしは残念なりしとは當時氏の述懐なり。

翌年農商務省より害蟲驅除豫防視察として田中技師出張せし際隣接の地域と一見甚しき差ありて螟蛾の發生稀なるを認め當時隨行せし郡吏に質問せしかば郡吏は昨年施行せし概況を以てせり、六月其筋の命に依り其順序方法及成績表等を調製提出せり。

蠶病消毒

明治三十四年大森學士の蠶病消毒の必要を聞くや有志と謀り東山梨蠶病消毒所を組織し、所員を上京せしめて實地の修得をなさしめ器械藥品を購入して組合員たると否とを問はず實費を徴して消毒を奨励實行せしめしに其結果著しき者ありたり、三十八年蠶病豫防法の發布せらるゝや洽く其必要を認め消毒實行を希望して止まざるに至りしかば組織の小なる東山梨蠶病消毒所を解散して更に春日居村蠶病消毒所を組織して各戸充分に蠶病消

毒を實行するに至れり。

明治三十五年堆肥場を建設して堆肥製造の範を示し農家經濟の一端を補はんとし指導奨励に努めたるも農家の經濟に餘祐なき故か堆肥舎の建設を見る事稀なりしかば之を患へ建設費を貸與すべき由を以て促したるも拙々しからざれば其后私費を投じて技術者を聘し實地講習會を開きて堆肥製造法の普及を謀りつゝあり。

其他氏の公益に盡せし事甚だ多し。

堆肥製造

五八 山梨縣 鈴木勢次郎君

鈴木氏は山梨縣東八代郡金生村の人常に意を農蠶業の發達に注ぎ、明治二十年前后山梨縣より粗製の蠶種を各地に出し一時暴利を貪りしが世人之を知るに至り販路益々縮少に傾くを憂ひ東八代、東山梨、二郡の全志と圖り蠶桑共進

養蠶教育所

會を組織して之が改善を企て蠶種製造家の振作を促し、二十五年東八代郡の有志と共進組合を組織し、全組合事業の一として養蠶教習所を設置して後進者を教養し、後機械器具全部を擧げて全郡に寄附し此種の學校を設けん事を建議す今の郡立山梨蠶業學校即ち是なり。

三十四年蠶病消毒の必要を説き金生村長と謀り村養蠶家をして蒸氣消毒器其他消毒に關する器械を共同購入せしめ之が實施に際して



設して其都度審査長となり斡旋の勞を取り地方蠶業の發展を圖れり、近時夏秋蠶の益々盛なるに連れ桑園の衰頹するを見て當業者を警戒すると共に一方桑種の試作をなして種類撰定に苦心し且夏秋蠶の専用桑園の有利なるを知ら

は自ら教へ自ら導き若し肯せざる者あらんか再三其家に至りて利害得失と其方法とを説き督勵懇切至らざるなし、之が共同一致の基となり自村は勿論近村に及ぼし尙繭品評會を開

害虫驅除

しめ、先づ自家五反歩の桑園を改殖し夏秋蠶専用とし一般に範を示せり。年三十にして岐阜市の名和昆虫研究所に入り農作物害虫の驅除に付研究する所あり、爾后害虫驅除の忽諸に附すべからざるを唱導し村農會に捕虫網を寄贈して自己の所信を述べ諸々の方法を講じて村民を督勵し人皆其誠に感じ氏に對して驅除せざるべからずと物語るに至りしとぞ。

五九 山梨縣 鷹野甚兵衛君

氏は西山梨郡住吉庄の人、嘉永四年九月生なり、明治元年七八月此地大水害ありて農作物或は流れ或は腐敗し見るも悲惨なる有様を呈し秋收の結果原種用となす物なかりしかば長野地方より水稻原種を購入し中流以下の村民に無代配與せり。九年より農作物と氣象との關係を調査し。十二年東京市附近の農況を視察し且根深太葱アーレーロースの種子を持ち歸り試作せしに結果思ひの外良好なりしかば翌年種子を郡村の篤農家に分與し。廿四年静岡、神奈

川東京、茨城を巡回し。廿八年氣象器具を設置し私立觀測所を開設、目下繼續して觀測中に屬す。三十年私費を投じて水稻種類百二十八種及肥料試驗をなし其結果を公表す。三十一年山梨縣北巨摩郡實業青年會主催農産物品評會審査長を托せられ其后三重

縣に開設の東海農區

大會に西山梨郡代

表者として列席し

全時に關西南海、西

海各地方の農村視

察をなす。三十二

年縣有志と謀り私設

山梨農事試驗場を設立し

氏は亦氣象の觀測を爲して之を農作物に應用し、近來は更に蔬菜、果樹の農家副業として有利なるにも拘らず他府縣より多大の輸入あるを慨し日本種は勿論洋種數十種を試作し其良好なる種類を撰抜して一般に栽培を促し、能く



來今日に至る。

農會幹事に選ばれ爾

三十四年西山梨郡

審査員となれり。

外九縣聯合共進會

なり、此年東京府

區聯合大會委員と

縣に開設せる東海農

米作試驗を担任す、山梨

當業者の指導獎勵に努め、自然斯業者の先輩を以て推獎せらるゝに至れり、又各地の共進會品評會には審査長、審査委員となり農事大會、實業家大會等には郡縣の代表者として出席し、郡村農會の名譽會員、幹事、代表者に推舉せられ農事改良振作上四十有餘年一日の如く誠實に奮勵努力し齡六十餘未だ嘗て懈怠したることなし、亦霜害豫防水害防除等に際しては能く衆に卒先盡瘁し町村名譽職として其公務に參與せる一再に止まらず、縣郡村の實業界に貢獻せること甚大にして其功偉なりとす。

六〇 滋賀縣 吉川治郎左衛門君

滋賀縣野洲郡中洲村の人、安政三年七月二十四日を以て字吉川に生る、吉川家世々郷の名族たり。氏少壯にして經綸の志あり、年十五にして里正に擧げられてより以來今日に至るまで一意救世濟民の事に従ひ、其施設せる所識見の卓絶なる規模の宏遠なる所謂澤蒼生に被むる底の慨あり、區々一事一物

の改良進歩を云爲するの類にわらず、是れ氏の事業大に他と撰を異にする所にして氏の氏たる所以のもの亦た爰に存す。今氏の事蹟の主要なるものを擧ぐれば、一には則拓殖移民是れなり、氏の居村大字菖蒲は現今耕地二十餘町歩、原野山林二十町歩の

面積を有す、此地今

を去ること六十有

餘年前天保五年の

頃江戸の人大久保

貞之助なるもの開

拓に着手したるも

經營意の如くならず、

一敗地に塗れ爾後地主の

ひを得ざるに至る。氏慨然として回天の志を決し、明治二十五年七月吉川興

拓殖に従事す

農銀行會社を興し四百株(一株貳拾五圓)を募集し其資を以て土地を買収し拓殖改良に従事し若々成功今や會社は千六百餘圓の積金を有し一株の市價五拾圓



交迭頻々而も天保七年に

萬延元年に明治元年

に洪水屢々至り、

所謂寸を進めて尺

を退き、地力は益

々荒損し、地主は

愈衰弊し遂に一地

方をして桑田碧海の

變遷に沈淪せしむるの已

に垂んとし菖蒲の地舊時の面目を一洗せり、氏尙ほ現に之が社長たり、當に之れのみならず大字喜合の地は往時湖岸の一荒蕪に過ぎず、天保の初大久保貞之助亦た拓殖に従事し千挫万折功を奏すること能はず、十五年に至り氏の父治郎左衛門之れを買収し農民を移して開拓に従事せしむ、氏の農民を遇するや之に貸すに器具を以てし之に給するに食を以てし撫育甚だ努む。故を以て業大に進み明治初年に至ては草高七十八石五斗八升三合外小物成六斗の貢租地を成工するに至れり、氏乃父の志を繼ぎ經營の施設其宜を得撫育獎勵其當を得遂に大成して卅五年四月官許を得て大字喜合の獨立部落を造成せり、世人呼んで吉川新田と稱するもの偶然にあらざるなり、氏の小作人に於ける新田の收穫二石乃至三石に對し地料として收むる所六斗乃至一石に過ぎず、氏細民救済に厚き以て推す可きなり。二には水旱害の防備是れなり氏の居所吉川は由來水旱害を被るの地にして居民百年の憂とす、經世濟民を以て任するの氏豈一日も懷に忘れんや、果せる哉明治十五年に野洲川堤塘に石材樋管を伏設して灌漑に利せんことを試みたり、考案其堵に中り大に効果を見る可きものあり、明治二十三年全志を糾合して更に之を敷設し尙ほ延長三

水旱害の防備

百四十餘間の水路を開鑿し湖水を引き以て灌漑に使せり、然りと雖未だ以て百年の禍根を絶つに至らず、氏百方苦心之れを實驗家に謀り之を學者に究め考案已に年あり、策未だ決せざるに淀川改良工事年を逐ふて歩武を進め湖水は減退して万源の湖田養水供給を感ずること愈々急なり、以爲く工事愈々進めば湖水益々減退せん、嗚呼是れ尋常姑息を以て湖田の灌漑に資すべきものあらんやと、大字吉川、大字菖蒲、大字喜合を區域とし吉川普通水利組合を組織し蒸氣唧筒を以て灌漑に使せんことを決せり、而て多數の農民未だ文明の利器を解せず且要する所の費途亦た容易にあらず物議百出事態頗る困難なり、氏は東西遊説甚だ努め遂に三十八年七月工を起し九月に成功す、費す所壹萬四千五百四拾圓五拾七錢灌漑の及ぶ所百四十六町三反に至る、尙ほ氣力の及ぶ所五十町の灌漑に餘裕あり、將來新に田土を開拓して其利に頼らんとす。三には交通機關の經營是れなり、氏の農村經營に於ける偉大の事蹟を以てすれば固より是れ緒餘に過ぎずと雖亦た以て氏の全般に互り用意の周到なるを窺ふに足らん、野洲郡の地勢古來より水運を以て百貨の集散をなすべき地なり、時勢の變遷により鐵道は開通せられ之が爲め船舶は日を逐ふて減じ貨物

交通機關
の經營

は陸運に依らざる可らざるに至れり、而も曾て水運是れ憑るの地道途の完全ならざる陸運の不便想ふべし、氏の慧眼夙に此に見る所あり二十年十月より土地の豪族井狩彌左衛門、今川正直、樋上計助等と胥ひ謀り、私財を抛ち測量設計を了し有志を勧誘し赤野井港より江頭に至る四里餘の道路を改修し大道砥の如く交通運搬を利便にせり、即ち今謂ふ所の濱街道是れなり、今より十三年前吉川汽船株式會社を創設し野洲郡沿湖村々湖上往來の便を圖り三十八年六月政府の許可を得て喜合に防波堰を設け大字喜合、菖蒲、兵主村、大字堤須原の水運に使したるのみならず、一般航湖船舶防風避難に使したること少なからず、吉川橋の改善、新庄橋、乙窪橋の維持修繕に與て力あるが如きは論ずるに足らず。四には植樹獎勵是れなり、古諺に云ふ醫三世ならずんば其藥を服せずと蓋し宿徳素養の重んずべきを云ふなり、豈獨り醫のみならず、吉川氏の事蹟を叙するに當り其偉大なる成功は世々宿徳温養の素氏に至て煥發したるもの亦た少なからずとす、吉川、喜合の湖岸延長約五十町幅員凡そ百間なるべし鬱々たる蒼松、晚翠を含み獨り湖上の美觀なるのみならず風を防ぎ岸根を保護し尙且つ魚族の蕃殖薪材の供給に資す、嗚呼是れ誰の賜ぞや、氏の亡祖父治

植樹に腐
心す

水産企業
組合を組
織す

助翁文政年間豫じめ後世の利益を達觀し湖岸の草萊砂磧へ松樹を試植せし以
來世々箕裘相繼ぎ氏に至り年々四萬乃至七萬の稚苗を栽植すること茲に十有
餘年終始一日の如く經營したるの効果なり、而も尙ほ苗圃を設けて稚苗を育
し植栽已むことなし、前途の幸福思ふべし、其れ此の如く氏は其居る所の郡
村を經綸するのみならず、偉人の胸中綽々餘裕あり、氏は夙に琵琶湖水産業
の漸次衰頹するを慨し、明治十四年の頃村より郡に郡より縣に序を逐ふて誘
導し、十五年に至り近江水産同業組合を創設し會頭に擧げられ職に居ること
四年、凡そ創始の事業は衆人の物議を買ひ障礙交々來るは數の免れざる所、
之れが局に當るもの自ら信すること篤く堅忍之に處するにあらずんば中道沮
喪する其例に乏しからず、氏の會頭たるや萬難を排し辛苦經營稍々其基礎を
形成して之を後繼せしめたり、近江水産組合の今日ある實に當年氏苦辛の功
果といはざる可らず。氏近江産米の品質調製年を逐て粗糲に流れ其聲價を失
墜せんことを憂ひ、十八年改良規約を設け農民を驅て之に加盟せしめ其産米
を大津米會所役員に品評せしめて競賣に付したり、其成績頗る良好、是に於
て有志と謀り、二十年野洲郡米質改良組合を組織したり。越へて二十一年縣

木石尙感
應あり況
んや人を
やとて紛
争を静め
志を送ぐ

令を以て米質改良取締規則を發布せられ爾來二十有餘年其間幾多の境遇を經
過し以て堅固なる近江米同業組合を形成せるも氏や始めて其備を作るものと
いふべし、識見の卓越する以て見る可きなり。若し夫れ教育事業に至ては多
年吉川村學務委員の職に在り十四年に居村俊明小學校新築の事を畫し十八年
には學校基本金造成の事を經營し戸に説き家に諭し二十年より七年間毎年一
戸に付平均玄米五升を醸出せしめ之を貯蓄するの議を決して之を實行したり
然れども誹謗百出醸出米全きを得ず、自ら使丁を率ひて之を督促集收するに
至る、篤厚にあらずんば焉能く此の如くならんや。氏至誠の果二十年に至
り結んで二千有餘圓の基本金を有するを得たり、三十二年組合立高等小學校
設置の議あるや中洲村は擧げて之を非とし物論囂く喧嘩紛争輸贏を竹槍蓆旗
の間に決せんとす、氏此間に處し從容事理を説き諄々として倦まず怠らず至
誠の存する處木石尙ほ感應あり、況んや人や村民遂に氏の説服する所とな
り、兵主中里中洲三ヶ村組合高等小學校創設の議を決し工を起し三十四年四
月開校することを得たり、今の中主小學校是れなり、氏の事業は救世濟民に
あり、偉なるかな。

六一 滋賀縣 大原重右衛門君

細心經營の才識に富み勇敢遂行の度量を有する人物を滋賀縣に需むれば甲賀郡土山村の人大原重右衛門氏を擧げざるべからず、氏夙に郷黨の望を負ひ明治十九年甲賀郡南土山村外四ヶ村の戸長に擧げられ、二十七年代議士となり三十一年滋賀縣會議長に推さる。之を以ても氏の聲望と地位を推すに足る嗚呼此地位此聲望餘人に在ても或は贏ち得べし、氏豈に此名譽の一片に甘んじて以て已むの人ならん。大原氏半世の事業は之を當世に表彰し之を後世に傳ふべきもの粲然として存す、甲賀の地由來製茶を以て名あり、然し勿ら一度悲境に沈淪して振はざるや、茶園は荒廢し製法は粗惡に流れ、斯業の運命は日に西山に暮き光明既に没せんとす、志士仁人の救済を待つこと大旱の雲霓も畜ならず、此時に當て氏決然起て救済の事に従ふことを盟ふ。以爲く狂瀾を既倒に回すは一致團結に如くものなしと、爾來東奔西走戸に説き人に諭

茶業の衰頹を回復せしむる途は一致團結にある

し遊説甚だ努む、凡そ物の盛なるに當ては万人附和雷同し之を收集するに易く其衰ふるに當ては万人危險引退之を收攬するは尋常人の企及すべき所にあらず、氏の苦心熱誠豈に容易ならん、氏は毫も屈托の色なく遂に一の組合を設け、其の成るや自ら組合長の任を負ひ細心敢爲の利器を以て盤根錯節の爰除に従ふ、氏熱誠の致す所栽培法製法稍々改良の緒に向ひ當業者の頑夢を攪破し面目革新の兆を示せり、



郡茶業義會を興し氣脈を通じて改善の法を定め専ら販路擴張を計畫し製法改良を研究し遂に明治二十八年一月海外直輸出を開始し爰に有志と胥謀り日本製茶輸出株式會社を創設せり。氏は實に區々甲賀郡茶業界の燈明のみならんや、日本茶業組合中央

恰も好し海外輸出茶の氣勢稍々振はんとす、

機以つて乗すべしと爲し地方縣有志と盛んに往來し二十四年關西茶業義會を創立し更らに滋賀縣茶業義會、甲賀郡茶業義會を興し氣脈を

茶業調査
の爲二度
北米を視
察す

會議所は北米合衆國及加奈陀地方に於ける斯業の視察を氏に囑す、氏は三十年四月万里の波濤を蹴り往途に上り全年八月三十日歸朝す。語に云ふ達人は達觀すと、果せる哉氏の齎らし來る所の觀察は斯業に貢献する所淺からず、氏は此經驗と此熱誠を以て日本茶業組合中央會議員となり事務員となり常に中央茶業會議所の樞機に參し畫策經營怠るなし、三十三年六月中央會議所は再び氏に囑するに北米合衆國及加奈陀に於ける販路の實況視察及加奈陀塔利於兒市に出張所設置調査の事を以てす、氏は此月鵬程万里圖南の志を抱き北米の天に向ひ十月任を了へ郷に還る、氏の斯業の發展に盡すこと拾有餘年一日の如し。廿七年九月選ばれて帝國議會衆議院議員の員に備はるや二十八年西ヶ原農事試験場に製茶部を設け之が研究を爲すの議を政府に建して其志望を達し二十九年には製茶販路擴張費支出を政府に請願し明治三十年より毎年金七萬圓を七年間國庫より交付の允許を得たり、氏の斯業に於ける坐臥懷を去らず寤寐心に忘れず名の爲めにするもの能く此の如くならん、利の爲にするもの能く此の如くならん、經世の大志濟民の抱負而も身を以て家國に許すの人にして始めて能くす可きのみ。獨り茶業とのみ云はず三十八年以來近江

米同業組合長となり、産米改良に盡し其功果頗る見るべきものあり、其事に當て忠實熱誠なるは以て他の典型となすに足る。

六二 滋賀縣 江龍清城君

滋賀縣坂田郡醒井の地は大垣と米原との中間に位し所謂中仙道の舊驛次にして封建の時に人馬の供給物貨の運輸頗る頻繁村民憑て以て生活の一半に資しつゝありしなり、維新の改革により形勢一變復た行李の宿驛を煩はすとなく昔時の繁華は一場の夢と化し多數の細民忽ち活路を失ふに至れり、恒産なければ恒心なきは常人の免れざる所豈に啻に醒井の民のみならんや。

困究の餘放僻邪侈至らざるなく、殊に昔時宿驛の習風博賭鬪爭是れ事とし兇漢無頼の徒郷閭に跋扈し素封名門亦産を傾くるもの少なからず、醒井の運命は横流の極殆んど支持す可らざるの狀ありき、識者救済に意なきにあらずと雖も濁浪澎湃天に漲るの處豈に尋常船手の能く支ゆる所ならんや、果然令

醒井村の
村治に當
る

尹は江龍清城氏を擧げて阪田郡醒井村外五ヶ村戸長に任じ村治に當らしむ、
之れ實に明治十八年七月なり。氏任に上るや屹然揆乱反正の志を決す、思ふ
に絶へんとするを繼ぎ廢せんとするを興し風を移し俗を易ふるは快刀乱麻を
切る底の決斷なかる可ら
ず、春風百卉を吹く

に規約を設けて博賭遊袖
の徒を制し勤儉産を

治め貯蓄心を養成

するの基礎を予定

めける、其規約の

大要は博賭を爲す

ものは交際を絶ち

以て社會制裁を加へ

一面には農工に努めて貯

蓄すべし、遊藝興行を停止すべし、

荒蕪に植樹し百年の長計を畫すべし、

虚

村民の規
約

禮を省き冗費を節すべし、青年は夜學を爲す可き等一々其旨に切中す、居
ること三年成績稍々見る可きものあり、氏職を去るも尙身を以て之を率ひ終



賜
藍
綬
褒
章

始一日の如く遂に醒井の地をして面目一新前途隆盛の曙光を仰がしむ、嘗に
之れのみならず此地の水質佳良製糸に適するを察知し百方勸誘して製糸工場
を設けしめ以て村民の生業に資す。事九重に達し三十九年三月藍綬褒賞を賜
ひ其善行を表彰せらる、氏の功勞以て知るべし亦何を贅するの要あらんや。

氏の閱歷を叙すれば維新前に在ては郷黨の子弟を集めて教授し、後九年よ
り十一年迄育英の事に従ひしが職を去り阪田郡醒井村外五ヶ村戸長となり、又
全郡三吉村外四ヶ村戸長となり、或は村農會長となり、郡農會幹事となり、副會長
となり、縣農會評議員となり、其他公私團體の委員等を囑託せられし者枚舉に遑
あらず、其間特に氏の功勞として紀念すべきは氏は曾て造林の必要を認め郷
に在るや自ら範を示して郷民に百年の大計を畫せしむるのみならず、三十年
議を滋賀縣農會に建し林業教師を聘し調査獎勵に従事せしめ山林の荒廢救治
の事を以てせり、今や滋賀縣内到處林業思想の發展するを見るに至りしは
重に氏が力なりと唱へらる、嘗に然るのみならず湖北三郡の地は古より滋賀
縣蠶業の本場とす、而も守舊或は他の後進地に一籌を輸せんとするを見るや
氏慨嘆措く能はず、之を鞭撻し之を勵まし改良を唱導して已まず、熱誠の到

る處阪田郡に於ける斯業の進歩優に頭角を露し近時進んで秋蠶飼育の見るべき者あるに至りしは郡民の永く徳として忘るべからざる所なり、則道路橋梁の修築若は學校官衙の建築、賑恤救済に金錢を義捐し縣知事より褒賞を受くること十五次に至る、是れ亦た氏の公共心に厚きの一斑を窺ふに足らん、若し夫れ明治四十一年十一月十三日奈良市に御開催の 聖上陛下の御宴に陪するの榮を得たるが如きに至つては氏早生の歴史を照して餘りあり、區々些事を叙列するは固より要なきなり。氏は滋賀縣阪田郡醒井村の人、嘉永五年九月九日を以て生る、春秋尙豊富前途大に傳ふべきものあるは期して待つ可きなり。

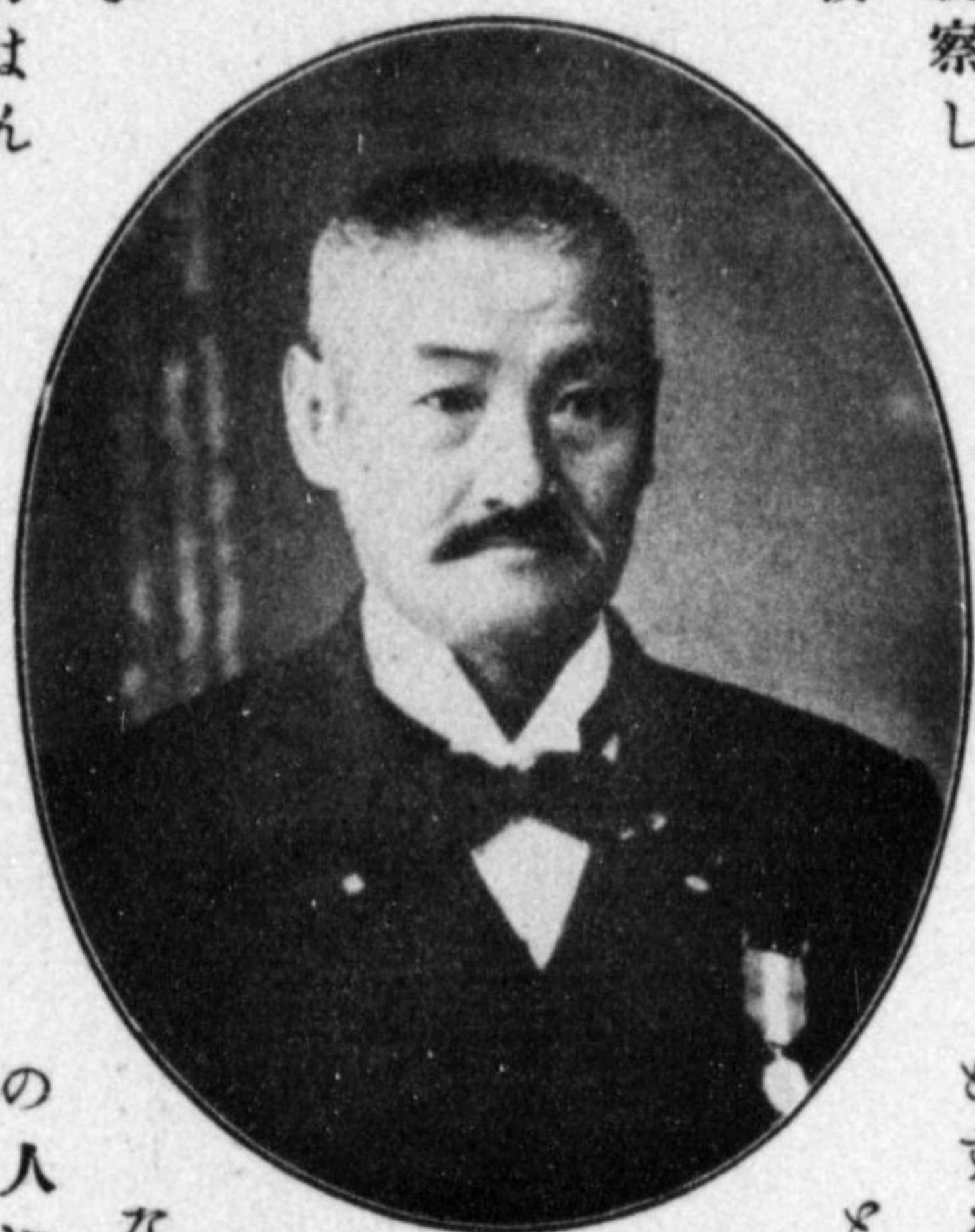
六三 滋賀縣 伊夫伎資弼君

氏は嘉永四年二月滋賀縣阪田郡伊吹村大字伊吹の里に生る、現任滋賀縣農工銀行頭取にして明治三十一年三月滋賀縣農會創立委員となり評議員となり。

滿韓の農
業を視察
す

幹事となり三十三年には副會長となり三十九年には會長に當選し、四十年一月に至りて之を辭したり。明治三十六年三月衆議院議員に當選し全年十二月議會解散三十七年三月總選舉に再び當選し任期を完くせり。明治三十八年五月には滿韓の戰地を視察し

六月歸朝す、氏が戰後の實業に對する用意の深さを推すに足る、其慧眼其卓見實に畏敬に堪へざるなり、其事業に於ける新を競ひ奇を争ひ以て人に銜はん



行を重んずるの人なるの一事は既往に徴して明なり、見るべし氏の事業に臨むや其の爲す可きを爲し勇往直進敢て遲疑せず彼の姉川附近に於ける水田開拓耕地整理の如き以て見るべし、明治二十九年の大洪水に際し姉川堤防崩れ

とするは固より氏の屑しとせざる所、淳々として之を説き懇々として之を教へ平易談々の間に偉大の効果を農界に貢獻するは氏の本領なり、氏は多く語るの人にあらずして實踐躬

田十數町荒廢に歸せり、復舊甚だ力むるも原形に復すること能はず、遂に村民共同小字初鹿野畑原野約十町を開墾して水田となすの議を決し、三十五年之れが工を起したるも經營尙ほ意の如くならず、氏奮然之れを統督激勵更に其の規模を大ならしめ併せて耕地整理事業を計畫し本年十月官許を得たり、前途の大成今より想見す可し。氏は則明治三十九年四月勳四等旭日小綬章を授けられ大日本農會は明治四十二年四月に綠白綬有功章を贈與する等氏の功績歴々として滅すべからざる者あり、爾餘救恤義捐に盡し後身の誘導に餘念なしと云ふ。

六四 岐阜縣 坪井伊助君

資性温厚にして眞摯、而も清節竹の如く、胸懷洒落寔に光風霽月の觀あり。氏が熱心に竹を専攻して大に斯界に貢献したるの偉績は何人も之を仰がざる者なけん、のみならず氏が既往數十年間一般農界に盡したるの功績更に顯し

き者ありとす。

天保十四年七月揖斐郡本郷村に生れ、幼より竹本草花を愛し常に之を栽培するを以て嬉戯の一とせり、年十五にして父母を喪ひて父祖の業を承ぎ農林の業に従ひ特に意を殖産の發達に致せり、明治十四年竹林事業の改良を圖るに意を決し、爾來讀書若くは先識者に就きて研鑽を積まんと、自ら東北、東海、中國、北陸、九州等を視察し殆



は東奔西走自ら範を示し以て竹林改良の指導に熱中せしかば漸次之が改良を來たし、郷里揖斐郡の如きは爲に竹藪反別の増加せし事三倍以上に達せり、氏は只に該地方に止まらず廣く他府縣に亘りて竹林に關する講演を爲し、或

は國內に足跡を印せざる所なく普く週遊して竹木の改良に腐心し、變種奇竹は之を自園に移して栽培し其種類數百に及べり。氏は竹の病害に關する著をなし、一般當業者に頒ち尙

産業界の
恩人

は又試験場學校等に數十種を寄贈植栽して内外人の觀覽研究に供し、或は竹病豫防に就き主務大臣に陳情する等直接間接國家に與へし功績其幾何なるを知らず、今や徳を敬慕して竹林翁と尊稱するに至れる洵に故なしとせず。

弱年にして本郷村の庄屋となりし以來村治の改發に力め教育の普及殖産の發達を促し或は道路橋梁の改修をなし、夙に農事の改良に碎心し卒先實行以て範を示し常に當業者を誘掖し爲に全地方の農事著しく改良されたり、而して此間郡村の農會長となり、三度縣會議員となり、或は縣農會副會頭に推され。銳意熱心克く斯業の劃策經營に盡しつゝあり。

氏は家に巨萬の富を有するも己を持する恭儉他に對する磊落克く人を容るるの雅量あり、而して本年六十八歳の高齡に達するも今尙ほ鑿鑿として自彊已むなく斯界に力む、洵に是れ産業界の恩人なり。

六五 岐阜縣 山田與十郎君

資性廉潔にして着實恩義を重んじ公共心に富む、夙に農事の改良に志して

試作場の
經營

更に名利に馳せず、一意専心農蠶牧畜の改良發達に盡瘁する事實に數十年、我が農界の先覺者として畏敬すべきの人とす。

天保十四年二月稻葉郡那加村の農家に生れ、維新の勳功に依り帶刀を許され且屋敷五畝歩を黒印地として賜はれり、然るに廢藩置縣后此地を農作試作場とし以て農業の開發に資せんとし、明治八年之を縣事業となしたり、當時村吏たるの故を以て父與六



十年今の東京農科大學の前身たる勸業寮支廳農事修學場に入れり、之れ岐阜縣に於ける農學修得者の矯矢たり。

氏亦夙に牧畜の改良増殖を促がし、曩に開發社の創設したる縣立各務野牧

専ら培養の任に當り其規模を擴張して五町歩となし果樹蔬菜内外種八百餘の多きを栽植し以て大に世人の注意を惹けり、爰に於て乎一層之が學理修得の必要を感じ決然として明治

場は其効果の顯著ならざるの故を以て時の縣會は之が經費の全部を削除し、將に廢絶の悲運に陥らんとするや氏は奮然として該場經營の方法を陳述し、遂に其議容れられて自ら經營の任に當り、爾來苦心經營夙夜原野を開拓し畜牛の繁殖を圖り其勞苦空しからず遂に十ヶ年所期の目的を達し、又三十年には同志と圖りて大日本畜産會濃飛支部を創設し、爲に大に斯業改善の實を擧げ得たるは岐阜縣畜産史上特筆すべきの事項とす。

養蠶は農家の好副業たるを認め十九年福島縣及農務局蠶病試驗場に遊學して養蠶栽桑を修得し歸縣後は縣内各地に聘せられて講習に講話に或は稚蠶共同飼育に蠶種製造に銳意熱心改良發達を圖れり。

氏勵精多年殊に創業經營の苦衷艱難寔に想察に餘りあり、されば今や岐阜縣内は勿論近縣の當業者にして山田老農の名を知らざるなく、其名を知る者にして其恩澤を感謝せざるものなしと云ふ。

六六 岐阜縣 田中榮助君



資性着實更に邊幅を飾らず、忠實業に服し克く身を治め家を齊ふ、已に農家の範となすに足る。然

發達に注ぎ、明治十七年元方縣農區農事試験

も三十餘年間の久しき農事の改良發達に貢献せし事績に至りては洵に偉大なる者あり、今や産業界の恩人として沈く世に知らる。

氏夙に意を農事の改良

の主任となり苦心經營各種の試作をなし當業者の注意を惹けり、爾來熱心米質の改良を唱導し撰種に培養に乾燥に調製に自ら實驗攻究

を積み、以て左提右說大に改善を促がせり、十八年大日本農會岐阜支會農産品評會の審査員に囑托されしを始めとし、爾后縣の内外を問はず各種品評會共進會の審査員に撰ばれたると其幾百十回なるを知らず、唯めて親切公平克

擴農會の
發展に全
力を傾く

く其職責を完ふし、以て斯業の開發に資せり、殊に農業の革新を爲すには宜しく之が改善の機關なかるべからずとし、卒先全志と共に岐阜縣農會の前身たる擴農會を創設し爾來十有餘年幾多の變遷と種々の困難に遭遇するも更に屈せず万難を排して其發達に努め、次で下級農會の施設活動に力め竟に今の系統的農會の設立を觀るに至れり、之れ氏の力のみと云ふ能はざるも之が衝に當れる氏等の勞苦や多とすべし、尙ほ村郡及各地農會の聘に應じ農事の講習講話をなせし事擧げて數ふべからず、加之氏が實驗の結果になる熱裂なる農業談は強く當事者に感動を與へて之が改良實行を促がせし如き、殊に日露戰時中には各地に巡回講話して留守國民の一層其業に發奮精勵すべきを教へ以て産業の發展國運の隆盛に資せる等其功績寔に多大なりとす。

氏今年五十七歳、元氣の旺盛なる壯者も尙ほ遠く及ばず、殊に氏は平素冗費虚飾を避け、忠實服業の態實に農家の典型と謂ふべく、現に岐阜縣農會農藝委員として斯界の老農として尊敬されつゝあり、四十二年九月畏くも皇太子殿下岐阜縣へ行啓の砌り、實行の功績者として特に御呼出しの恩命に接したる如き以て氏の人となりを觀ふべし。

六七 岐阜縣 奥田正道君

勤彊義校
の創立

資性謹直にして德行卓絶常に村民之を欽仰し呼ぶに先生の尊稱を以てす、氏少くして醫術を習ひしも去て碩學平田篤胤の高弟青山景道に就て學び、明治三年年少の身を以て勤彊義校を創立し村内子弟の教育に力め爾來居村惠那郡蛭川村小學校長として就職薰陶する事實に二十餘年恰も一日の如く村民何れも其教化に浴し、今や蛭川村内の有志殆ど其門に出でざるなく、即ち他日氏が蛭川村治を擧げし素因已に此時にありと謂はざるべからず、越へて廿三年町村制實施せらるゝや衆望に依り蛭川村長となり、爾來勤績村治に盡すと十ヶ年間、更に二十四年より村農會長として在職又十有八年、此の間の施設經營に就ては元より容易く記述し難きも其主要なる事業のみを尋ねるに、勤儉申合規約を發して嚴に虚飾冗費を戒しめ、報徳社を組織して報徳の道義を講じ、青年團體を鼓舞し、學校を擴張して子弟の教育風俗の改善を圖る等何

れも精神的教化にあらざるはなく、更に生産事業に到りては村農會の活動を促がして一般農事の改良は素より養蠶製茶の改良増殖山林の保護植栽等其効果著しく顯はれ、今や岐阜縣の模範村と稱せらる、宜なる哉三十二年村會よりは感謝狀に銀盆を、三

狀を覗ふに足るべけん。

十五年蛭川學校全窓會よりは頌徳表に金參百圓を、又四十二年一月村農會より感謝狀に火鉢一對を贈呈して多年の功績を感謝す、以て郷黨の氏を欽慕せる



嘗て小學校長時代に校務善く舉りて範を教育界に布きたり。又嘗て蛭川村長たりき、村治大に振ひて善良なる農村と化成したり。

今亦老軀を提げて報徳社長となり献身的に社務に鞅掌しつゝあり、風紀上進富力を増加し、家々足り人々給し一村爲めに美化して好個の報徳村となせり、今や氏の徳風を慕ひて各府縣より氏を訪ふ者甚だ多し、氏の聲咳に接し氏の事績を解する者何れも

皆其人格を唱へざるなし、齡今年六十九歳尙ほ矍鑠として直接間接地方の發達に盡瘁しつゝあり、夫れ岐阜縣の誇りとする所なりと云ふ。

六八 岐阜縣 大畑市太郎君

資性勇健才智に富み事に當りて克く爲さざれば止まざるの人、夙に意を殖産の發達教育の普及に注ぎ、地方公共事務に鞅掌せし多年の功績や洵に堪なからず今や岐阜縣農界の老農として光彩を放てり。

明治十一年始めて戸長となり其后村長の職に推されて勤績する事前后十二ヶ年、克く事務の整理、村治の發展を致せり、次で所得税調査員、郡會議員、縣會議員等選ばれて大に地方自治の經營發達に貢献せし處尠なからず、加之殖産の方面に至りては一層其事績多く、十四年より岐阜縣及加茂郡より農事試作を囑托されて各種作物の栽培研究を爲すと實に十八ヶ年の久しき苦心經營諸種の試験調査に從事し、其事績は時々之を當業者に周知實行せしめ、爲に

作物の試験調査に從事す

一村を教化して模範村とす

養蠶傳習所

一般農界に與へたる直接間接の利益や寔に大にして、斯業發達上特記すべきの事とす、尙此間或は村農會長となり、岐阜縣農會理事となり、郡農會長となり、害蟲驅除監督となり、其他諸種の品評會共進會審査員となり、銳意熱心下級農會の施設活動を促がして農



事の改良に盡せり。殊に養蠶は農家の好副業なるにもかかはらず其幼稚なるを慨し、各地に視察して養蠶法を修得し、卒先桑樹を栽植し、且廿一年より三擴張、養蠶の進歩を來し、郷里古井村の如き春蠶のみにて五、六萬圓の收繭を爲し大に農家經濟を助くるに至りしは偏に氏の賜なりと村民一同喜び合へり。如上は氏が功績の一斑に過ぎざるも、此外山林の保護増殖に或は畜産の發

りし者も今は著く桑園の蠶の何たるを知らざ

達に或は茶業の改善に其他殖産に風教に盡せる三十餘年間の功績や寔に没すべからざる者あり、氏今年六十歳嬰鑠として壯者を凌ぎ益々教化の普及殖産の發達に盡瘁しつゝあり、今や縣民の氏を敬仰する故なしとせず。

六九 宮城縣 佐藤文輔君

牡鹿郡稻井村の人、天保四年の陽春字大瓜に生る。

明治二年村の百姓總代となり五年五月郡區更正に付之を廢め。全時に第十三大區小區長となり十一年十月又郡區更



正に付之を廢め。卅年稻井村民の懇望に據り村長となりたり。

明治十年一月縣會議員に選舉せられてより以來今日に至る迄縣議に參し、其間常置委員、副議長となりて重きをなし。

賜
綠
綬
褒
章

十八年勸業諮問會員を命ぜられ三十二年全會廢止に至る迄重任し。又郡の蠶糸業組合頭取、農業組合長、縣蠶糸業取締所常務委員、縣農會副會頭となりて農蠶界の改發に全力を傾注し。賞勳局は氏の顯著なる功績に酬ゆる爲め綠綬褒章を與へたり。之を以ても氏の爲人を知るに足るべし。

七〇 宮城縣 佐藤源三郎君



柴田郡大河原町の人、町村制施行以來全町會議員となりて町政に參與し、又土地の郵便局長を務む。賞として宮内省より銀盃、宮城縣知事より木盃を贈與され其他各事業の成績顯著なる故を以て銀盃木盃賞狀等を送られし事五十餘回に及べり。多年自家の小作米品評會を開き米作改良を

唱導せし結果郡内の産米は他郡に優り柴田郡の産米かと市場に好評あるに至れるは皆氏の盡力の結果なりと。

七一 宮城縣 熱海孫十郎君



嘗ては宮城縣北第七大區二小區戸長となりて村政の開發を圖り。十二年より四年間縣會議員となり、十六年二月全縣栗原郡長に任せられ郡治特に勸業事業を獎勵して顯著なる成

其後仙臺米穀取引所理事長となり。三十一年九月貴族院議員となり三十三年

績を擧げ、此年十一月正八位に叙せられ、志田玉造郡長となり七年間在職、別れに臨み郡民之を惜みしも、氏は既に衆議院議員に當選し國事に參與するの身なれば餘議なしとし。

職を辞し。今は縣農會副會長農工銀行頭取の重要地位にありて斯業界の活動に餘念なし。

七二 宮城縣 錦戸景訓君



氏は弘化三年三月宮城郡七北田村の三十二番地に生れ、資性温厚篤實明治十八年村農業組合長となり、廿五年村農會長に推舉され、其后縣及宮城郡農會幹事となりて輿論を喚起し。又縣會議員、郡農會長、蠶業諮問會委員として農業振興の策を講じ重きを縣民に置かる。

七三 宮城縣 岩淵良太夫君



明治四年水澤縣學區取締役。八年窮民救恤方世話係十四年居村―登米郡淺水村―の村會議員となり全年十月戸長に舉げられて村の財政整理に腐心し。廿七年郡會議員。廿九年郡農會幹事又は縣の勸業諮問會員となり。三十四年縣農工銀行取締役。三十五年郡農會副會長。三十七年一月郡農會名譽會員に舉げられ、十一月村長となりて今日尙村治に努めつゝあり。

七四 福島縣 宗像利吉君

宗像氏は福島縣田村郡大越村の人、氏の事業の概要を記すれば、明治二十八年農事講習修得后より



今日に至る十六年間
始終農事講習所同
窓會幹事長となり、
福島縣内同志の連
絡を圖り、三十一年
大越村農會の組
織せらるゝや幹事長
の職に就き其間品評會を
て希望者に配付しつゝあり。

十五年前より煙草立枯病至る所に發生せしかば之が豫防試験をなし、其間
接種試験、燒土、客土、排水法等の試験を重ね之が病源及豫防法を研究し、三十二

大越煙草
の聲價を
高む

開き試験地及摸範地を設
けて實地の試験並に
摸範作をなして説
くよりも事實を農
民の目前に提供し
て普及に努めたり
之と全時に摸範地
にて收めし米、麥、菽、葉
煙草の種苗を原種用とし

日露戦捷
紀念桑園

年より三十六年に至る五ヶ年間煙草の肥料試験を繼續し、素と此地方一般に
木灰を施さざりしが宗像氏の研究の結果加里肥料の必要なるを知り汎く村民
に周知せしめ村民亦能く其言に従ひしかば大越煙草の聲價を高めたり。
三十一年全志會を組織し各々専門技術の出張を乞ひ講習講話を開きて農業
思想の發達を圖り他面に於ては農事改良の實を擧げんとせり、明治三十五年
世にも恐しき東北の大飢饉に際し村人皆迷ふて何事にも手のつかざるを視た
る氏は村民の意氣地なきを慨し徐に前後策を講じ此年十二月繩組合を組織し
四日毎に自ら組合員を戸毎に訪問し製品を取纏めて之を組合理事に托して賣
却せしめ其代金を月末に郵便貯金として局に預け置き其貯金を以て日露戦捷
紀念事業として桑苗を購ひ紀念桑園を各組合員毎に設けしめたり、此法は今
や全村に廣がり其頗頗る多きに上れりと云ふ。

捷報至る
毎に山野
を開墾す

日露國交斷絶の宣言せらるゝや字大越部落の中堅たる青年を一堂に集め「出
征軍人の献身犠牲殉國の精神」を説き、捷報至る毎に荒蕪の山野に出で勢揃ひ
をなし元氣身に充てる青年に戦捷紀念開墾をなさしめ三十八年五月に至りて
立派なる桑園と化し、之れより上ぐる収益を部落青年の共有とし、其一部を

部落青年の農村視察費に充て、他の一部は青年団体の基本金とす、其他小學校基本財産の蓄積耕地整理の事業の經營等宗像氏の力に據る者頗る多く、一村皆氏の赤誠に感じて勤勞の氣風を成すに至れり。

無冠の小國王

英人が常に「人は自己の天職を守りてこそ、そこに絶大の權力を有するなれ。直ちに是れ宛然たる一個無冠の小國王なり」とて深く自任する所以の者は畢竟するに自己の業務に無限の趣味を有し各自奮ふべからざる天授の使命を荷へり」と信するが故なり、宗像氏の如きは大越村民勤勞の源泉にして廢を興し舊を新にし農村繁榮の基を立てし人と稱すべし。

七五 福島縣 池田長八君

神童の稱あり

明治二十七年鹿島高等小學校を卒業、在學中常に首席を占め嬉戯自ら群童と異り天稟尋常ならず不思議な子なりと早くも世人の認むる所となれり、卒業后自宅にて農業に従ふ事となり家計素より裕かならねば月を踏で野に出で

星を戴きて歸り夜は夜業を爲し郷人皆池田氏の勤勉に驚かざるなし、二十八年縣の農事講習所に入り土壤、肥料、植物生理、作物の諸科を學び農事改良と農家經濟の一日も忽諸にすべからざるを感じ、或は有志と謀り農民をして共同一致團結の必要なるを説き着々其歩を進むるに腐心せり。



相馬郡眞野村農會は氏の手腕を要する事となり役場の事務とを兼ね、職に忠實にして天稟の才能を發揮し爲に諸般の才能を發揮し爲に諸般

す、之れ予が養蠶の智識に乏しく無鐵砲なるに依るとし自ら縣の蠶業講習所に入りて學び、職務の傍ら學理と經驗とに飼育の獎勵甚だ努む、一面には斯業の技師を聘して講話を請ひ、他面には青年を勸誘して蠶業學校若しくは蠶

の事務は著しく整頓し見るべき者あるに至れり、氏思へらく「一村の興廢は一に産業の如何にあり」と先づ養蠶の此地方に適するを悟り有志と共に東奔西走奨勵せしも容易にはかどら

身を以て事に當る

業の講習を受けしめ、其他諸々の方法により農民を勵ましたる結果年一年と好果を收むるに至れり。

村是を定む

一村の經營其宜しきと否とは一に指導者の手腕にあり、故に指導の任に當るものは深重に深重し一定の方針たる基礎なからざるべからずとて村是の調査に着手したるが材料の蒐集容易ならず、宮城縣の摸範村生出村を視察し長尾氏に會して其經驗談を聽き幾多の辛酸を嘗め遂に三十五年の暮に至り村是を確立するに至れり、即ち特定したる將來の事業を上ぐれば

第一副業の奨励、第二耕地整理、第三紫雲英の播種、第四通苗代廢止、第五養蠶組合、第六教育費基本金積立、第七秋蠶奨励と桑園仕立、第八貯蓄奨励、第九不毛作地楮苗植付、第十農家厩肥取扱管理法、第十一規時會設置、第十二農業教育普及が特定の眼目にして此他稻麥種子の塩水撰短冊形苗代、肥料蠶種の共同購入等なり、

然りと雖も村民は是等事業の有利なるを覺りし者少なければ奨励上多大の困難を感じ、堅忍自重の氏は區々たる世評に耳を傾けず、自ら範となり一方桑園、立毛、米麥、繭等の品評會を組織し着々實行に向て進行しつゝあり。

眞野信用購買組合

福島縣人の誇り

中産以下の農家の財政を救ふ唯一の方法は産業組合を組織して以て産業の資金を供給し且貯蓄心を喚起せしめんとて眞野信用購買組合を組織し、今日にては百有餘名の組合員を有し設立以來氏は理事として業務を處理し益々發展に努めつゝあり。

東北の地何ぞ不運なる屢々非常の凶歉に遭遇し窮民續出して糊口に苦しむ者多く、北海道其他へ移住又は出稼者少なからず、爰に於て日頃念頭を去らざる農改の源たる耕地整理をなし以て窮民救済の一たるを固く信じ村有力者と數度會合し本整理の急なるを説きしが、種々たる苦情生出して容易に決せず、氏は之れ吾が念の足らざるによるとし數理上より村に及ぼす行末の利益を説く事切、遂に全村民を全意せしめ、三十八年有志と共に宮城縣の整理地を視察し歸りて工を起し四十年四月全村耕地五百餘町歩の内四百町歩の完成を告げたり、其間一切の事務を處理し寸刻の暇だになし、池田氏は相馬郡眞野村の一小部落たる小島田に明治十一年の暮生聲を擧げたる人本年三十三歳、前途實に多望なりと云ふべし。

七六 福島縣 和田甚内君

斷然郡村
の議員を
辞す

和田氏の特筆すべき事業は馬耕と水田二毛作と蘭織業となり、之に加ふるに農事講習修了者を一團として互に聯絡を取り一致して活動の歩調を同じくせんとしたるにあり。

氏は文久二年正月生と云へば本年

取て四十九歳福島縣

石城郡大浦村の人なり、

自然其渦中に投せらるゝの有様なるを以て寧ろ退て是等に關與せざるに如かずと感じ三十五年よりは何人が村郡の議員たらん事を進むるも斷じて聞入れず、議員たらずとも吾には成すあらんの希望ありとて爾來農會にのみ手を出



村郡の議員としては常に至誠を以て事に當りあへて形式に流れず情實の爲に持説を曲ぐるなく硬骨を以て名あり、素

甚なる所にして身を議員の職に連ぬるものは

すに至れり。

農會の人となりてよりは専ら馬耕と水田二毛作との普及に熱中し就中前者は弱年時代既に其有利なるを覺り各地を巡遊して其技を究め、大浦村は勿論廣く之が實行を郡内に及ぼすに至れり。後者も時の巡回教師に就て能く其方法を修め、郡内各地に之が普及を圖りしも惜むらば一時麥の下落せしと工業勃興の爲め今は十數年以前の面影なしとは遺憾なり。

大浦村長友區耕地整理は和田氏の盡力によりなりたる者にして三十八年氏が長友區長在職の時に着手せし者なり、即ち此年は所謂東北凶作の年にして細民の凶歌に困むの状を見るに忍びず、之れが救濟事業として耕地整理をなすと共に治水堤防を修め各地主の協賛を得て之れが委員に推され寢食を忘れて奔走し四十年三月全く工を竣はるに至れり。

農事改良の方針を定むるには廣く各地を視察して其長所を撰ぶの必要なるを感じ、三十三年よりは遠く關西關東及東北地方を視察し歸りて演説に講話に其得たる所を説き郡内農界の啓發に資せし所少なからず。事に當りて極めて熱誠、事に處する極めて迅速、苟も荏苒事を決せざるが

東北の凶
作に際し
耕地整理
に志す

如きは殊に嫌忌する所たり、故を以て氏の企てし事業は速に好果を收め郡村の裨益となれる事誠に慥ならずとて村郡民の敬服して惜かざるは當然の事なり。

七七 福島縣 前田耕作君



耶麻郡堂島村の人、明治五年若松縣耶麻郡第廿二區副戸長を命せられし以來、若松縣地券取調役、戸長、縣會議員、村長等の公職に就き。特に四度村長となりて村治の發達に努めたり。

七八 福島縣 二瓶貞四郎君

人材の養成に腐心す

猪苗代湖畔に三代と云ふ一村落あり若松市を去る事遠からず、會津藩領たりしは勿論なり、嘉永二年世は開國と鎖國の論議沸騰し志士横行常業に安ずる能はざりし時代に生れしなり、其后御維新となり四民平等は宣言せられ武士階級獨り威張るを許さざるに至れり、之に於て武士も農商工も一時に心緩み、反動として奢侈放逸に流れしなり、二瓶氏は爰に着眼し専ら人材の養成に腐心し、明治十二年歳三十一の春夜學會を開設して農業思想を吹き込み十五年農談會を組織して農事の改良を計り、二十三年報徳社を起し彼の二宮尊徳翁の教に従ひ道徳より經濟に進ましめんとし、二十六年農業組合を設けしが後に改めて農會とし各方面より農村の改善發達を圖られしを懐し。

明治二十六七年前水災荐りに臻り闔村の田園圃地多く荒廢に飯し人皆途方に暮れ成す所を知らず、此際何の狼狽する事もなく徐に善後策を講じ衆を督して復舊の工事を急ぎ、根本的に水害の憂なからしめたり。

若松より白河に通ずる道路險惡となりしかば氏は二十前後の身を以て此の状を見て大に慨き、有志と圖り十有餘年の永き辛酸を嘗め修築せり、又山野の改正に際し村有地を官有に編入せらるゝや村の財源を失へりとなし官に此由を訴へ二千有餘町歩の大面積をば村有に復し、三代村長となり教育基本金増殖、共同貯蓄の奨励、出征軍人家族の保護、凶作救濟など最も力を盡せりと稱するも遺憾ながら編者其總て



振作蠶藍業ノ改良道路堤防ノ修築造林ノ經營等ニ努メ殊ニ山野ノ下戻ニ盡力シ以テ立村ノ基礎ヲ鞏固ナラシメ其他風紀ヲ矯正シ勤儉貯蓄ヲ計リ整濟民情安輯ス洵ニ公共事務ニ勤勉シ勞効顯著ナリトス」

を知らず。

「資性温厚夙ニ村政ニ從ヒ郷黨ノ望アリ町村制施行后三代村獨立スルヤ舉ラレテ村長トナリ任滿ルモ再ヒ膺選シ能ク地方自治ノ發達

蠶藍綬褒章

蠶藍綬褒章

之れ三十九年二月藍綬褒章を給ひし時の表彰文なり、之を以ても其爲人を知るに足らん。

七九 岩手縣 佐々木和一郎君

巖手郡太田村の人、代々農を業とし土地の素封家なり、公共の爲めに私財を投ずるを惜まず慈善家を以て廣く世に知られたりしが一時故ありて家計困難となり加ふるに少くして嚴父の死去に遭ひ一家を治むる身とはなりしが、爾來拮据經營遂に家運を挽回し縣内有數の豪農とはなりけり。

明治二十三年、年十九の春縣立農事講習所を卒へ后關東各府縣遠くは北海の荒野に遊歴し大に得る所あり、先づ第一に熱烈に感じたるは此の地方の懶惰の風習之れなり、僅かの不作の爲に貧民郷に滿つるは此の弊風あればなり家を富まし村を富まし平和に今日を暮さしめ明日の活動を待たしむるには此の弊風を矯正せざるべからずと、苦心百端遂に仕事を授くるにありとし、副

明日の活動

業を奨励すると全時に冗費を節せしめ、勤勉の氣風を涵養せしめたり。

氏貯蓄組合を設け、一厘を積んで一錢となし一錢を積んで圓となし、其金は種苗の改良、農具肥料の改良の資に充てんとし、而して低利を以て組合員に運用せしむ、又小農民

及小作人に對しては

年々多額の私財を

投じ、種苗及肥料

資金には無利子に

て貸與し又は全部

を給し貧民を賑は

す事少なからず、又

幸郷信用購買組合を設立

民に其有利なるを説き現に地方森林會議員として盡瘁しつゝあり、其功績は

世人の齊しく認むる所にして、縣民亦氏の前途に多大の望を囑し居れり。

語に曰く積善の家に餘慶あり、氏の祖積善を以て任とし一度家運傾きしと



塵も積れ
ば山もな
る

積善の家
に餘慶あ
り

雖も天佐々木家に此人を與へ餘慶は服歸して倍し益々幸運ならしむ、氏資性温厚篤實行爲端正にして衆人の敬愛する所なり、而して農民は決して政黨に關係する者にあらずとなし氏を推して席を政黨に置かしめんとする者少なからざるも堅く獨立自尊を執りて政黨の人たらず、且て岩手郡農會長たりしが今日は自ら耕耨に従ひ熱心に農村の富榮を圖りつゝあり。

八〇 岩手縣 松岡 機藏 君

松岡家は素南部藩士にして稗貫郡花卷町に住せしが維新の改革に際會し斷然歸農し湯々村に轉居せり、當時未だ士を尊び實業を賤むの風ありしが、氏は國家の隆盛は之が發達如何にありと信じ斷然産業の改善に志し明治三年初めて耕耘に従ひ爾來約四十年間盡したる事業少なからず、左に主要の二三を書き示さん。

東北の地氣候温暖ならず、之が爲め水田二毛作の如き維新當時迄は夢想だ

東北の地
に水田二
毛作を初
む

も敢てする者なかりき、思へらく世の開明に赴くに従ひ必ず水田二毛作をな
さざるべからず、而して後作としては大麥及紫雲英の栽培を試みん者をと、
三十餘年間種々の困難に遭遇し幾多の失敗を重ね改善を加へ裏作麥松
岡式栽培法を案出し佳良

なる成績を見るに至

れり、紫雲英にあ

りては最初腐敗甚

だしく到底見込な

きが如くなりしも

三十餘年の連続栽

培は遂に風土に馴致

せる改良種を産するに至

見立合をなし或は地價調定をなす等此の地方に重きを置かれ、十三年には優

良なる籾種子を村民に寄附して種類の改良を奨め、又楮苗數萬本を配與して

副産物の増殖を圖り、牧場改正委員となり茨島葉道、外山の三大牧場の釐革に



り方今之が栽培を希望す
る者を生じ將に廣く
世に行はんとする
機運に達せり、最
近の調査によれば
稗貫郡内の栽培反
別百八十餘町を算
するに至れり。

松岡氏は歸農當初村内檢

艱難は吾
人の忍耐
に乏しき
より其刺
針を銳利
にす

參與し、陸軍へ二歳駒買上の途を開始し、農業補習學校設立に盡し、三十五
年三十八年の兩度の凶作に際しては縣内各所を巡視して之が善后策を講ずる
等始終斯業の改良に盡瘁する事多年一日の如し。

語に曰く、艱難は吾人の忍耐に乏しきより其刺針を銳利にすと、氏は時世

に見る所あり幾多の艱難失敗をくりかへすもわへて意とせず水田二毛作に効

を奏し、艱難といふ銳利の刺針に隙を與ふるなく一意専心其目的を遂げしは

偉なりといふべし。

人の不可能と爲せし事業を成す、之れを受くる東北民の利益益し鮮少にあ

らざるべし。

八一 岩手縣 國分謙吉君

「農業ハ民業中最モ貴ク最モ健全ニ又最モ有益ナル者ナリ」之の華盛頓の言葉
は之國分氏が少年時代より日夜服膺する座右銘なり、父兄亦農桑に深く留意

し農桑上の藏書を與へて不知不識の間に趣味を感得せしめ、爾來學理及實地共に研鑽怠らず以て今日に至る。

青年農會

二十七年九月二戸郡青年農會の創立發起人となり、郡内を遊説して會員を募集し、其組織成るに及

て之が幹事の任に當

り、郡内の農事統

計調査を事業の主

なる者とし時々會

員を集めて斯道の

研究を爲さしめ、

二十九年第一回農産

品評會を開き、爾來農閑

して遂に其施設を見るに至り近年學校園を設置せらるゝや各小學校に種苗を

配付し又麥奴穂の採取を極力奨励せり。

誠作

米、麥、豆等農作物の種類の甚だしく雜多なるを見るや、先づ福岡町字城ノ内



掌りつゝあり。

夙に農業補習教育

の必要を唱導せし

みならず當局に屢々建言

を

の所有畑一反歩を相して穀菽蔬菜の試作をなし漸次規模を擴張し其后郡の事業となり今日にては本場を城ヶ内畑一町六反二畝に、支場を石切所村字板の水(畑一反)と全川原田三反八畝餘他に其他四反歩の山林を開墾して果樹園となせり、試作物は各種に亘り連年の成績に依りて良種と決定せるものは郡内及其他に無代配付を爲して、良種の撰擇耕種の改良に盡し、就中郡内麥類一定せし事又は大豆の品位上進せし事は實に著大なりとす。

氏の小作人を愛養する事一方ならず、良種を頒與して其改善普及に努むるは勿論、見學の爲小作人をして交互に縣内又は近縣を視察せしめ、爾后も年々交番に之を行ふの計畫なりと、又出來得る限り農業圖書及農具の購入をなし、小作人の子弟は勿論一般の需に應じて觀覽せしめ智識の増進を圖りつゝあり。

氏の地方農産改良上に關しては日子と費用とを吝むなく、挺身私財を抛て卒先誘導の任に當り躬行實踐一意努力し斯業發達に裨益する所少なからざるなり。

小作人を
して交互
に視察せ
しむ

八二 青森縣 楠美冬次郎君

苹果栽培に腐心す

氏は中津輕郡清水村の人、資性温厚にして寡黙、夙に苹果栽培が此の地方の氣候、風土に恰適するを認め率先果樹園を開設して専心之が栽培に従事し斯業の有利なるを唱導して之が栽植を勧誘し、或は同志と共に苹果要覽を編述して斯業者の参考に資し、碎勵指導の結果今や苹果をして同地方の一大物産たらしむるに至る、又農業団体若くば農事上の施設に關與し其發達を助成したること實に尠ならず、左に氏の經歷の梗概を擧ぐれば

明治八年始めて農業に志し山野茂樹に就きて養蠶法を學ぶ。九年津輕蕪に接木術を修得し。十三年居村に一町二反歩の苹果及葡萄園を開設す。十六年津輕産業會員となり。十七年同會委員並に役員となり爾來毎年開設の地方物産品評會審査員となり以て今日に至る。

十九年大日本農會會員となり中津輕農會諮問員を囑托せられ。廿年津輕果樹會農事視察委員兼出品人惣代として第廿三回大日本農會農産品評會に派遣せらる。廿一年中津輕郡公立農談會委員に選任せられ。廿五年仙臺市に開設の

苹果要覽編纂を扶

大日本農會農産品評會に津輕産業會出品人惣代として出席、歸途各縣の農事を視察したり。廿六年清水村大字小澤字大開へ苹果園約五町歩を開設し、此年津輕産業會より宮内省へ苹果献上に付同委員を囑托せられ、又中津輕郡立種苗交換會果實並苗木審査委員を囑托せらる。廿七年 大婚廿五年御祝典に際し苹果百顆を献上し全年津輕地方苹果名稱一定會委員となり同志と共に苹果要覽を編纂して普く地方斯



盛岡市に開設の大日本農會品評會審査員を囑托せられ、前田幹事長より謝状を贈らる、全年伏見宮殿下に同村より苹果献上の議あるや選ばれて右整理委員となり、又中津輕郡立種苗交換會品評委員並農會幹事に選任せらる。廿九

業者の参考に供す。廿八年第四回内國勸業博覽會の開催せらるゝや中津輕郡出品人惣代として出席全年京都府に開催の第二回農事大會へ縣代表者として派遣せらる、此の年岩手縣

苹果共全
販賣組合
開始

年果樹研究會委員を同會より依頼せられ岩手及北海道へ出張、農商況を視察し。卅年奥羽六縣聯合共進會果實審査委員を囑托せらる。卅一年清水村農會幹事に選定せられ全年第四回實業大會へ縣代表者として派遣せらる。卅二年青森市に開催の第五回實業大會卅三年盛岡市に開催の第六回實業大會及卅四年山形市に開催の第七回實業大會へ縣代表者として派出せらる。卅四年苹果の販路擴張を計る爲有志と共に苹果共同販賣組合を開設し。卅五年同組合商況視察として京濱地方へ出張、全年青森市主催二市八郡聯合物産品評會審査員を囑托せられ。卅六年第五回内國勸業博覽會へ出品人惣代として出場、全年組合事業として博覽會へ苹果及全菓子の賣店を開き又賣店奥羽館長となる。全年關西各地の果樹業を視察し且第五回勸業博覽會果實審査品評員を命せられ審査に従事す。卅八年大日本農會總裁宮殿下より有功章を拜受せり。四十一年福島市に於て第六回奥羽六縣聯合共進會の開催せらるゝに際し時の農商務大臣松岡康毅氏より功勞賞を拜受せり。

夙ニ心ヲ殖産興農ニ致シ殊ニ果樹ノ改良ヲ以テ自ラ任シ果樹園ヲ設ケテ模範ヲ地方ニ示シ百方力ヲ竭シテ誘掖指導致々トシテ倦マズ其功績稱揚ス

松岡農商
務大臣よ
り功勞賞
を受く

ベシ仍テ茲ニ之ヲ賞ス

上記の外明治十九年以來毎年開設の津輕地方物産品評會の審査員となり又種苗交換會品評會共進會博覽會に出品して褒賞を受けたること數十回、明治卅年來年々各郡の苹果視察會に出張視察するを例とせり、氏が斯界に對する貢獻も亦偉大なりと云ふべし。

八三 青森縣 工藤 轍郎 君

資性實直にして堅忍不拔、祖業を襲ぎて原野の開墾に従事し荒蕪無産の境を開拓して溝渠を通じ堤塘を築き耕地を作ること數百町歩、傍殖林及養畜の事に腐心し刻苦精勵四十年一日の如し、爲に私財を投ずること實に拾萬餘圓而して今や功成り名遂げて尙ほ鞠躬息まず、或は農會の業務に干與し或は産業組合を興し益斯業の振作に献替しつゝあり。今左に其功績の一斑を掲ぐ

初め父の遺志を継ぎ七戸町地内字萩澤の地をトして民家を移し樹木を植栽し水利を設け開墾に着手せしが地味瘠薄にして田畑と爲すも利あらざるを察し、林業と牧業とを兼營するの計畫を立て明治十年其接續地なる字山館官山二百町歩の貸下を得同十一年五千餘間の堤柵を築き之に和種牛馬を放牧し萩澤開墾地と合して一の農牧場とし、一面には防風林及財産林を經營し他面には



縣に請ひ英國種牡馬二頭、いで十四年縣より馬耕教師の配置を得て開墾地に馬耕を試み且つ生徒を募りて之を傳習せしめ十五年七戸川の支流和田川字山館より延長三千三百三十八間、巾六尺深さ五尺の溝渠を開鑿して七戸町字中軸に於て水田二町六反歩を

米國種全一頭の貸下を得

て種畜所を設け、更

に種牡馬を購入し

て其の蕃殖を計り

しも豫期したるが

如き成績を見ざり

しを以て自然の成

功に委し専ら力を開

墾事業に傾注したり、次

開墾し萩澤移住民の耕作地に充てたり、茲に於て略其の成功を告げ建物十棟此坪數三百五十餘坪人口男女五十三人を移し、溜池三ヶ所を築造し、水田反別六町五反四畝廿三步畑及宅地反別三十二町五反三畝歩を拓き防風林五町三反九畝廿七歩財産林十二町九反三畝十九歩及近傍村落との共有植林七十九町三反六畝二十歩を仕立てたり、而して十四年移住民をして永住せしむる爲め氏神の社殿を建立し十五年七戸小學校分校を設けて近傍村落及移住民の子弟を就學せしむ。

明治十一年天間林村中野川より建長千三百九十五間巾六尺深さ六尺の水路を開穿し同村野崎天開館地内に導き又溜池一ヶ所を築き此水を利用して字境田狐久保小川向に於て水田二十町八反一畝十六歩を開き其田地に適せざるは之を防風林地となし總べて附近村民の小作地とせり、此新水路の用水は他村落に於ける水田にも灌溉せられ時に水量の不足を感ずるが故に二十年更に上流を延長二百二十間開鑿して水量を増し、又三十二年に至り延長百七十八間(内墜道四十四間)を穿ち尙ほ舊水路を改修して水利の便を圖りたり。

明治十七年七戸町附近の原野三百八十二町三畝十五歩(總稱して荒屋平と云

ふの地開墾に適するを認め、歛下年季二十ヶ年の豫約拂下の貸付を得て事業に着手し、灌漑水は七戸町地内見町川に求めんとし、之より上水路に二千六百拾三間、巾七尺深さ六尺の渠の開墾を企畫したり、此の間幾多の困難故障を排して遂に二十四町歩の新開田に灌き十七年漸く耕種せしむるを得たりしが、秋收の結果作合不良にして新來の移住者をして大に阻喪せしむ、爾來引續き廿四年に至る八ヶ年間年々作合不良にして種子を得ざるものあるに至りしより漸次既墾地の荒廢を來し、僅かに五町歩以内の生地を残して殆んど荒蕪に歸せんとし、移住者は皆困憊して菜色を呈し、他に移住するあり或は退去を計るものあるの悲惨を見るに至れり、之を以て氏は自ら其の成否を究めんと欲し、懇るに諭して暫く移民の退散を止め、先づ荒廢田の内三町歩を劃して自作試験田となし、廿五年選種、苗代の整理、本田の耕耘、施肥法は勿論、苗代灌水の如きは新に溜池を築きて温を採り、尙ほ過燐酸石灰を施用する等周到なる注意を加へ、其の生育の良好を期し、三ヶ年間之を繼續せしに、其の成績果して見るべきものあり、移住者漸く喜色を帶び、曩に同地に抛棄したるものも競ふて小作を希望し、來り廿九年より卅二年に至る僅に四ヶ年間に於て悉皆荒田を再興し、新墾共五十町歩の

水田を耕種し得るに至れり、此に於て天氣漸く回復し、卅二年見町川の水門下より千百四十間(内墜道四十八間)の新渠を開墾し、併せて既成溝を改修し、尙開墾地へ延長千五百六十九間の溝渠を開穿し、及數ヶ所の溜池を築き、用水を補足したり、卅四年接續地たる七戸町字荒屋、大深内村字池の平、長田、北の平に於て民有原野反別百四十二町三反二畝八歩を購入し、荒屋平開墾地へ合し、茲に漸く大半の成功を見るに至れり、即荒屋平の開墾は十七年の創業にして、其の事蹟を擧ぐれば、水路開墾延長九千八百六十八間(巾七尺深六尺)溜池十二ヶ所、此の水面反別二町七反三畝廿一步、水田百十五町三反歩、畑地八十五町八反三畝歩、防風林十四町五反八畝廿六歩、建物廿八棟、此坪數六百四十七坪九合、移住民百三人、近傍村民の小作者百六十五人、茲に荒屋平の開墾略成功を告ぐるに至る、而して移住民の爲め許可を経て開墾地に埋葬取扱所を設け、校舎を新築して七戸小學校分校に供し、其子弟をして就學せしめたり。

以上列擧したる各種事業に附隨する道路橋梁を始めとし、用悪水路、堤柵、牧野等に至る迄農事の設備は、今や略成り、創業以來總べての事業に投じたる經費は一切他の力を籍らす、自己に於て支辨し、其額八萬有餘圓の巨額に上れりと云ふ

特に移住民の小作地に對しては一粒も小作穀菽を分收せしことなく唯自作の耕耘に夫役を手傳はしめたるのみ、以て只管移住者をして此地に衣食し此地を受するの觀念を起さしめ一は在來の移住者をば永住せしめ一は新來の移民を待つを期したり、而して全体の企圖施設監督に至りては身自ら之に當り未だ曾て之を依囑したることなく拮据經營能く辛苦に堪へ切に素志の貫徹を期し卅五年以來引繼き凶作に遭遇して大打撃を蒙り頗困難を極めしも銳意移住者を督勵して農耕を奨め多大の資力を傾け辛ふじて未済の工事を完成したり爾來新墾地の擴大を計るより専ら既墾地の整理增收を圖るの寧ろ急要なるを認め之が耕耘肥培に力めつゝあり。此等の功により明治二十七年五月藍綬褒章に銀盃一個を副へ下賜し玉ふ。

賜藍綬褒章

夙ニ父ノ遺緒ヲ襲ギ力ヲ公益ニ盡シ上北郡七戸町地方曠野多クシテ産業ノ振ハザルヲ慨シ之ガ開墾ヲ企圖シ初メ地ヲ萩澤ニトシ尋テ荒屋平ヲ相シ荒蕪ヲ拓キ農民ヲ移スコト三十二戸屋舎ヲ與ヘ米秬ヲ給シ神祠ヲ建テ學校ヲ設ケテ各一村落到ナシ漸ク進テ沿村ノ原野ヲ開墾スルコト百餘町步溝渠八千四百餘間支流五千三百餘間ヲ疏鑿シ堤塘ヲ築キ溜池ヲ造リ灌漑ヲ便ニ

シ樹木ヲ造植シテ風害ヲ防ギ其他洋種馬ヲ畜養シテ良馬ノ蕃殖ヲ圖リ屢々蹉跌スルト雖モ屈撓セズ艱苦經營二十年費財ヲ費スコト殆ンド參萬圓新恨ヲシテ各其緒ニ安セシム洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著名ナリトス仍テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒賞ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス
又私費を投じ公益を興し成績顯著なるに付藍綬褒賞に銀盃一個副賜候事
又卅五年二月勅六等に叙せられ瑞寶章を授けらる

八四 青森縣 菊池楯衛君

西洋果樹を縣廳構内に栽植す

素津輕藩に事へて山林取締役兼樹藝係たり、明治七年青森縣山林調査係を命せられ八年中調査を結了したり、此年舊勸業寮より西洋果樹苗木を縣に下附せられたり、當時勸業課の設なかりしかば、氏は長官の命により之を縣廳構内に栽植したり、之れ青森縣に西洋果樹の入りし創始なり、其の種類は苹果、葡萄、桃、櫻桃、杏、李、梨、巴且杏、須具利等なり、此の年春北海道函館在留米人より

早熟馬鈴薯の種子を購求して弘前地方に栽培したり、之れ此地方に於ける早生馬鈴薯栽培の嚆矢なりとす、十年北海道七飯勸業場に於て米國農業教師に就き果樹の接木法を研究し九月歸郷して新に試験園を開設し種苗の改良に着手せり、十一年春果樹接木に着手し從來の接木法を改良して堀上砧木法を行ひ。其后接木傳習を請ふもの漸く多くなれり、然るに果樹の種類少きを以て東北及關東を歴遊して良種良苗を多く持ち歸り篤志者には無償にて分與したり。十三年先に試作せし苹果梨須具利等初めて結果を見るに至る、而して諸果中樹果最も良好にして將來有望の果樹なるを發見したり、仍ち數萬本の苗木を埼玉縣安行村より購求し實費を以て希望者に分與したり、此年農業者の便益を計らん爲農書縦覽場を自宅内に設く、十四年接木業の盛大に赴に従ひ砧木に欠乏を告たるを以て山野に自生せる方言サナシと稱する灌木を堀り取り之れを一ヶ年間假植して苹果の接砧とせしに成育甚だ良好にして接着も亦佳良なりしかば一般之に倣つて砧木となすに至れり、十六年從來栽培せる茶樹の不利なるを認め之を廢して葡萄に代へたり、十七年岩手縣博覽會へ穀菽類百種を出品して賞を受く而して其出品物は擧げて同縣の篤志者に種子用と

果樹栽培
を生命とす

して無代分與したり、此の秋自費を以て農産品評會を開設したるこれ地方私立品評會の濫觴なりとす、十八年苹果及桑苗の育成を同業者に獎勵し此の秋五名の同志と謀り第二回私立農産品評會を弘前市に開く。十九年縣に於て養蠶を獎勵するや氏も亦家族と共に飼育に従事し傍桑樹を宅地内に栽植し篤志者には苗木を無代にて配布したり、此年の秋自費を以て第三回私立品評會を富田村製蠶社内に開設し自を購入し栽植を試む。廿二年同業者を督勵して苹果の苗木數萬本を接木せしめたり。廿三年第三回内國勸業博覽會へ自園採取の種子二百種を出品して有功賞を拜受せり。廿六年二月より農事視察の爲め全國を歴遊し岡山縣に至り



蘭莖等の調査をなし蘭草苗を持ち歸りて之を宅地内に栽植し篤志者には無代分與したり、其の分與者數翌廿七年までに實に百七名に達せりと。廿七年秋日本園藝會第二回品評會の東京上野に開設せらるゝや會長花房義質氏より果實の審査を囑托せられしかば出京し歸路沿道各地の農事を視察したり、此年品川子爵獨逸より歸朝の際持ち來れる苹果樹の種類を分別することを依囑せられ、此の時子爵より獨逸白揚の苗の分與を受けて持ち歸りしが今や地方到處に繁殖するに至れり、廿八年第四回内國勸業博覽會へ種子三百種、苹果苗三十種及果實を出品して有功賞を拜受したり、氏は同會褒賞授與式へ出品人惣代として出席し歸路但馬國に至り杞柳を調査し該苗を持ち歸り廿七年迄數萬本の苗木を無代配布したり、其分與者數百七十餘名に及ぶ、之れ杞柳を此地方に栽培せし始めなり。廿九年苹果園を上北郡天間林村に開き多數の苗木を地方民に分與したり、此秋仙臺市に開催の東北六縣實業家大會に出席し歸途各地の農況を視察し特に梨樹栽培に付研究したり。卅二年岩手縣に開設の六縣實業大會に出席す、此の際苹果の名稱六縣區々にして不便甚しきを以て同志と謀り之を合議一定したり。卅三年山形縣に於て東北六縣物産共進會の

苹果の名
稱を一定

開催せらるゝや同縣知事より果實審査員を囑托せられ歸途東京以南各縣を周遊して農事を視察したり。卅六年第五回内國勸業博覽會へ種子三百六十五種其他苹果苗木及果實を出品して賞を拜受し歸途各縣を巡遊して耕地整理事業を視察したり。全卅八年各縣を周遊して梨、櫻桃、柿の良種を選択して苗木を購入し歸り地方栽培家に分與せり。卅九年秋田縣に於て六縣物産共進會開設に際し出品人惣代として出席、此際松岡農商務大臣より功勞賞を拜受せり。其文に

王政復古ノ當時ヨリ刀劍ヲ捨テ、身ヲ稼穡ニ投シ自ラ耒耜ヲ秉リテ耕耘ニ従事シ殊ニ率先苹果ヲ栽植シ種類ノ選定、剪枝、肥培ノ方法等ヲ研究シ後進者ヲ指導誘掖セルコト三十年一日ノ如ク東北地方苹果ノ今日ノ盛運ヲ見ルニ至レルハ其力多キニ居ル其功績偉大ナリ

四十年東京府博覽會視察の爲め出場、歸路各縣農事及耕地整理等を視察したり、四十一年福島縣に開催の奥羽六縣聯合共進會へ出場同縣各郡の梨樹及櫻桃栽培を研究して良苗を多く購買して歸郷したり、此年六月大博覽會評議員仰付けられ評議員會に出席したり、九月 皇太子殿下東北行啓の際氏を青

森市御旅館に召され御令辞及御紋章の菓子を賜はる、此の際弘前市公園へ
殿下御手植の松樹を献納したり。

氏は各府縣農業視察及博覽會共進會等へ出場の序を以て研究の爲め各地を
歴遊せしこと茲に前後廿三回博覽會を除き公私設共進會品評會へ農産物を出
品して褒賞を受けしこと四十一回其褒賞數七十七各官衙學校病院等へ樹木苗
及種子を寄付して木杯及賞狀を授與せられたること廿七回共進會及品評會に
於て果樹穀菽の審査員を囑托せられ之に従事したること二十五回而して博覽
會共進會品評會等への出場或は各府縣農況視察は殆んど自費を以てせり、又
農事研究の目的を以て津輕産業會の組織せらるゝや此の會の理事長に推選せ
られ現に同會を指導管理せり、氏の如きは實に方今稀に見る處の篤農家と謂
ふべし。

八五 山形縣 五十嵐彌次郎君

安政五年五月山形縣東村山郡金井村の一小部落たる江俣に孤々の聲を擧ぐ
性來温厚にして言葉寡な
く實行を以て人を率
ゆ。



東部金井西部の二尋常小
學校合併の議起るや
時の村長を助けて
之れを遂行せしめ
工費五千參百七拾
六圓餘を投じて村
内中央に校舎を新
築して之れに高等科
を併置し三十八年五月金

教育事業

明治三十六年八
月衆望により金井
村長となりしより
以來常に殖産興業
並に教育に意を用ふ
之れより先三十三年金井
井女子實業補習學校をも設け經費千四百七拾五圓餘を投じて校舎を新築し、
三十九年十二月之に男子部を合せて實業教育を施し益々農事思想の鼓吹につ
とむ、更に四十一年三月内表小學校を合併して茲に初めて村内一校となせり

然れども通學上幾分の不便を免れざるを以て、字内表より學校に至る間三百七十八間(此經費七百五拾貳圓)大字志戸田より學校に至る間に三百六十間(此經費千百五拾圓)道路を拓きて通學に便し、貧民兒童に對しては文具より衣服等に至る迄給與する等の途を講じたるより、不具者をのぞくの外は悉く就學するに至れり。

信用組合

又勸業の發展に最も意を用ひ共進會、品評會等のある毎に先づ自ら進んで出品し其有利なるを村民に説くを以て皆勇んで出品を應諾す、又三十六年より小作米の改善を圖るの目的を以て小作米品評會を開くこと五回、耕作法の奨励として立毛品評會を開くこと三十七年より六回に及び、共同苗代を奨励して補助を與へ村民間の資金の融通を圖る爲め金井村信用組合を設けて之が顧問となる。今左に信用組合の現況を示さん

明治三十五年五月の創立にして組合員百四十五人にして準備金其他特別積立金併せて六百貳拾五圓九拾貳錢なり、而して貯金は五千四百七拾八圓參拾七錢四厘にして資産負債は左記の如し

資 産

一 貸 付 金	九千四百拾參圓參拾錢
一 土 地	六百五拾五圓
一 什 器	百五圓七拾六錢
一 現 金	八百七拾壹圓五拾參錢參厘
計	壹萬壹千四拾五圓五拾九錢參厘

負 債

一 借 入 金	參千百圓
一 貯 金	五千四百七拾八圓
計	八千五百七拾八圓參拾七錢四厘
差 引 金	千四百六拾七圓貳拾壹錢九厘

江 俣 農 友 會

江俣は金井村の一小部落にして戸數百五十、人口千五十六を有す、江俣農友會は五十嵐氏が殖産興業の改良進歩を圖るの目的を以て、日清戰役の紀念事業として三十八年四月十九日創立したるものなり、初め會は僅かに十五名にして今尙三十名を上らずと雖も會員は何れも實地農耕に従事する者のみを以て組織し氏之が顧問となり、會務の大体を指導す、會長及幹事は民望家にして

て誠意熱心會務に従事し其成績大に見るべきものあり、今左に事業の重なるものを擧ぐれば

- 一、農業資金の貸付
- 二、肥料其他の共同購入
- 三、副業の奨励
- 四、試作田の設置
- 五、肥料及種類試験
- 六、品評會の開催
- 七、貯金の奨励等とす。

共同購入

醬油、炭、鹽、藁、稗、大豆及大豆粕等日用品を共同購入し今利益の一例を上ぐれば醬油の如き一斗に付時價貳拾錢を減じて特約購入し、其貳拾錢は各購入者の貯金となすの方法にして其の貯金のみにて一ヶ年約參拾圓に達すと云ふ。炭も時價に比し約一割安にて五百貫を購ひ一貫に付一厘づゝ購入者の貯金となしたり。其他鹽、肥料、魚類等何れも三分乃至一割減の特約にて購ひたり。此地方は女子の副業として賃機織あるも男子には適當の副業なかりしが、

蕙織を以て副業とす

近來蕙を原料として蕙を織ることを始め製蕙機十六臺を名古屋より購入して農友會員に配付し其の代金は製品を以て返付せしむる方を設け、各々從來自家用の蕙は各自製造したるものなるも二人掛りにて一日二三枚に過ぎざりしが前記の器械に依るときは一人掛りにて一日七枚を製することを得勞力を省きたること少なからず、四十一年の如き冬期間のみに於て千二百枚を織出せり、最も多きは一人にて百五十枚を織りたるものあり、而して製蕙の進歩と共に蕙打器械の必要起り本器をも購ひたり。

貯金奨励

貯金は共同購入より生ずる利益金を貯蓄せしむるのみならず、信用組合員には毎日出資一口に付拾錢以上の義務貯金をなさしめ、之を固定貯金となし引出すことを許さず、外に普通貯金をもなさしむ、又會員外のものにも貯金を奨め出資一口の金額に達するときは入會を許すの道を講じつゝありて其額參拾圓に達す、四十一年五月末現在の貯金左の如しと

固定貯金	三〇〇、八〇五
普通貯金	二七六、〇八九
會員外貯金	三〇、〇〇〇

今四十一年末に於ける貸借対照表及損益計算書を擧ぐれば

貸借対照表

貸方		借方	
貸付金	一、五二二、一三〇	資本金	一、三〇〇、〇〇〇
大豆粕手金	一四〇、五〇〇	積立金	一八八、二九一
預金及現金	一、四九六、一八八	借入金	七五〇、〇〇〇
計	三、一五九、〇一八	大豆粕手金	二二九、八〇〇
		固定貯金	二四九、四七五
		普通貯金	二八六、四九九
		購買貯金	二一、八五三
		會員外貯金	一三、〇〇〇
		現益金	一二〇、一〇〇
		計	三、一五九、〇一八

損益計算書

収入ノ部		支出ノ部	
貸付金利息収入	三七三、二八九	借入金利息	一七七、六〇〇
銀行預金利息	四、七一〇	貯金利息	一二、五三四
諸手數料	四、八四五	苗代品評會費	五、二九五
苗代品評會補助金	五、〇〇〇	園藝家禽品評會受賞者へ副賞	一、四一〇
雑収入	二、七〇五	大豆粕運搬及雑費	一七、一三〇
計	三九〇、五四九	視察旅費及雑費	一〇、五九〇
		諸雑費	四四、三九〇
		貯金獎勵賞品費	一、五〇〇
		合計	二七〇、四四九
		差引益金	一二〇、一〇〇

此處分

一金百貳拾圓拾錢 積立金となしたり。

陳場青年農會は日露開戦紀念事業として三十七年三月十日農蠶業の改良發達を圖り勤儉貯蓄を履行するの目的を以て創立し、現會員六十三人にして其

陳場青年農會

施設事業の綱目を擧ぐれば

- 一、基本金を借出して會員及會員外の金融の便を計る
 - 二、農蠶業に關する講習會、講話會、品評會、競技會を開く
 - 三、桑樹及蔬菜の栽培改良を計る
 - 四、病虫害驅除豫防に努む
 - 五、撰種耕耘肥料灌溉等に關すること
 - 六、農作物收穫の調査を爲す
 - 七、種苗種畜肥料農具等の交換分配共同購入の斡旋をなす
 - 八、農家の副業獎勵
 - 九、農家の風紀勤儉貯蓄に關すること
 - 十、他の農蠶業団体と氣脈を通じ視察員を派遣し事業の振興を計る
 - 十一、前各項の外農蠶業改良上必要と認むる事項
- 出資口數二百口にして一口金拾圓とし第一回は四十年二月第二回は四十年八月第三回は四十一年六月第四回は全年十一月の四期に全部拂込を了たり、存立期限を十ヶ年とし最初より施行したる重なる事項は

- 一、立毛品評會
- 一、肥料共同購入
- 一、農業資金の貸付
- 一、學校地理立受負にして明治四十一年末に於ける財産等左の如し

財 産

貸 方	借 方
預 金	出 金
現 金	積 立
合 計	合 計
九五八、六〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
一、一八九、六二〇	一〇、〇〇〇
二二四、四一〇	三六二、六三〇
二、三七二、六三〇	二、三七二、六三〇

損益計算書

利 子 收 入	利 子 受 拂 金
其 他 收 入	雜 費
合 計	差 引 益 金
二一四、一七五	三九、七八一
五、八八〇	二一、九六〇
二二〇、〇五五	六一、七四一
	一五八、三一四

此 處 分

一金百貳拾圓

積 立 金

一金參拾八圓參拾壹錢四厘

繰 越 金

なり、而して四十二年五月十三日に戊申詔書奉讀式を舉行し其席上に於て左の如く決議せり。

- 一、地方農家の奨励として早苗振と稱し各戸田植終了を期し餅を搗き各休日を徒にする等は時勢の進運に伴はざるのみならず經濟上又其宜を得ざるは誠に遺憾とする所なり仍て本年より字内農家全部田植終了後一周間以内に於て休日を同一ならしむること
 - 二、冠婚葬祭等は質素にすること
 - 三、戊申詔書煥發の紀念として大郷村大字船町所在の沼を借受け之れに鯉魚を飼育して本會の基本金を造成すること
- の三項なり、以て氏の爲人を知るべし。

八六 山形縣 金子孫左衛門君

心を公共事業に致し、且ては私塾を開きて力を村民子弟の教育に竭し、或は實業會を組織して殖産業の進歩を圖り、殊

に自ら蠶業に心を留め各地の専門家を叩きて其學說實地を講究し、普く當業者に示して之が改良を企て、刻苦多年遂に蠶業の濫奥を極



め、養蠶傳習所を設置して益々蠶業の普及に努め、常に製絲の粗濫に流れ聲價を海外に失墜するを嘆き銳意之れが矯弊を圖り、直輸の利あるを説き又蛆害

驅除及蠶兒温暖育法等を

印刷頒布して同業者を啓發し、不時の罹災者及赤貧者を見れば時に金穀を惠與する等慈善心に富む、されば衆望高く實業團體は勿論其他各種の公共團體の委員并に議員に推され、拮据其任に當りしこと擧げて數ふべからず、氏の

事業の偉なる天聽に達し明治三十二年二月十六日勅定の綠綬褒章を賜へり、氏は安政四年一月生にして東置賜郡屋代村の人なり。

八七 山形縣 佐藤清三郎君

少くして父母に伴はれ田園耕勸に従ふ、家内至て睦まじく一村民の羨望する所となる、平素心を農に傾け採種栽培肥料等の良否を研究し、害虫の發生に際しては自ら妻子を指揮して驅除に當り、村民をして不知不識の間に其の必要を悟らしむ、又荒蕪地を開拓して田畑となし、桑樹若くは蘋果を栽植して良種を衆に頒ち、馬耕教師を招聘して稻作の改良に従ふ。

貴殿義明治二十二年町村制實施ノ際本村名譽職助役ニ舉ゲラレ勸業事務ヲ分掌シ夙告實驗スル所ノ方法ヲ以テ穀菜果樹ノ論ナク熱心ニ撰種耕耘培養ノ道ヲ討究シ力メテ農事改良ヲ計リタルハ村民頼リテ以テ啓發奮勵斯業ノ發達増進大ニ見ルベキ者アルニ至ル明治二十四年六月故アリテ職ヲ退カ

ルモ勸業ノ道ニ對シテハ愈々力ヲ盡サレシヲ以テ村民ノ利益ヲ享ケシコト寔ニ多シトス

之れ明治三十三年二月東田川郡余目村々民が拍手の中に決議して佐藤氏に捧げたる感謝文なり。

夙ニ心ヲ農事ニ
傾ケ實顯攻究耕
稼ノ改善ヲ圖リ
試作簡選良種ノ
頒布ニ力メ或ハ
荒蕪地ヲ拓キテ
栽桑ヲ試ミ養蠶ヲ
勵マシ且馬耕ヲ勸メ害



虫ノ驅除ヲ誘フ一之れ明治四十年四月大日本農會より綠白綬有功章を授け名譽を表影せられたる文の一節なり、以て氏の人となりを窺ふに足るべし。

四十一年九月十八日東宮殿下東北行啓に際し山形御旅館へ御召の御沙汰あり同日午後謁見室に招せられ村木東宮太夫より御誼の傳達ありたる事之なり、覺書左の如し

終りに特記したるは明治

今回

天恩の辱
すきに感激

皇太子殿下當縣へ行啓ニ際シ縣知事ヨリ殖産興業其他公事業ニ盡瘁セ
ル諸君ノ効績ヲ上申セラレタルニ付逐一言上セシ處 皇太子殿下御満足
ニ被思食此旨ヲ傳達スル爲メ本日諸君ヲ御呼出シ致シタ次第デアリマス
諸君ニハ將來倍々勉勵各殿下ノ思食ニ副ヒ奉ル様盡力アラソコトヲ本職
ノ切ニ希望スルトコロデアリマス
氏は天恩の辱きに感激し老体を提げて益々農界の開発に盡しつゝあり。

八八 山形縣 笹嶋長右衛門君

弘化元年四月西村山郡川土居村に生る、家代々農を業とす、資性温良頗る
村民に人望あり、平素地方公共の利益を擧げんと欲し殊に産業の振興に銳意
し其成績の顯著なるもの尠なからず、先づ米作に就きては明治十八年私費を
投じて自ら工を督し、拮据精勵吉川堰を鑿りて大に灌漑の利を起し、村民多

年の患を永遠に除くことを得たり、或は荒蕪地を開きて美田と化せしめ、或
は撰種の改善を謀りて啻に品質を良くするのみならず、其收穫を増し或は小
作人其他に農資を貸與し、
自ら實地に就き耕耘
肥培の指導を爲し、
蠶業に就ては桑園
の増殖養蠶の改善
を謀りて地方農民
の副業を興し、小
製絲場を合同して群
山社を結び製絲の整一を
日の如く、老齡の今日尙孜々として倦む所なしと云ふ。



期し、品位の佳良を助け
共同販賣を行はしむ
現今又林業に關し
ては自ら五十町歩
の山地に十五萬本
の杉を植ゑ、林地
の整理、苗の成育
保護の方法を示して
造林を勸誘せし等多年一

八九 山形縣 伊藤四郎右衛門君

明治二年十二月南置賜郡三澤村に生る、資性温順篤實明治二十二年三月山形縣立農事講習所に業を卒へ二十三年四月南置賜郡勸業掛となり試作場を擔任し孜孜として勸農上に盡し十六年三月職を辞し自ら農林業に従事し、地方斯業の改良發達に力を致し、



間職務上の効績も亦尠なからず、氏が勸業上及教育上の功勞により賞を受くる六回に及ぶ、氏年未だ少し前途遠達村民の囑望する所甚だ大なりとさく。

地方民を感化し改良せしめたるの跡今尙は歴然たるものあり廿九年四月居村の學務委員に選まれ爾後義務教育及風紀の矯正に努め、

卅年村農會長に擧げられ後郡會議員となり其

九〇 秋田縣 石川理紀之助君

先づ山を修む

苹果の栽培獎勵

秋田縣地方は古より杉檜などの樹木翳鬱として繁茂し美はしき大森林至る所に多かりしが維新前后より流石に美はしき森林も濫伐せられ禿山不毛の地所々に顯はれ天然の美觀いたく損はれたり、氏は之を見て慨嘆に堪へず、明治八九年の交より年々杉檜等の苗樹十萬本を栽植し、且つ播種植付の順序を懇に示して其の忽がせにすべからざる事を説き、之れより後此地方の農民は各自苗樹養成の法をも會得し遂に所々に苗床を見るに至れり、氏は今も尙年に四五萬本の苗木を自ら栽培して其方法を考究しつゝありと。

苗木養成の思想漸次普及するにつれ苹果梨其他の果樹類夥しく埼玉巖手山形地方より輸入されしが多くは風土に合はずして損失に歸しぬ、氏は之の模様を觀大に憂慮し自ら進んで各種の苗木を購ひ試験の結果雪多き此地方に適するは苹果なりとし實地に見せしめて之が栽培を獎勵せり、氏自ら今に至るも常に數萬の苹果苗木を養成し各地より輸入する不良苗を防遏せり、而して之が栽培獎勵は實物を示すに如かずとなし有志と相圖り苹果品評會を組織し

労働神聖

秋田縣内を三區に分ち毎年輪番開會しつゝあり。

明治二十三年氏は労働の神聖なるを説き先づ自ら開拓事業に従事すると全時に南秋田郡豊川村に屬する草木谷と唱ふる山中に入り單身居を爰に定めたり、之云ふ迄もなく身を以て範を示し實踐は

あり。

功成るの第一要素なりと信せしが故ならん、此淋しき山居生活により荒蕪地は變じて美しき田園となれり。氏が當時の模様を書きし山



草木谷は荆棘生ひ茂りたる低濕の地なりしかば畑に適すべしと思ひ、一頭の馬と莖繩の類と一週間を支ふべき粗末なる食料と農夫一

人の使用すべき要具とを携へて單獨山に入り、荒き苦屋を作りて茲に起臥飲食し、様々の艱難を嘗めて水田一町歩と畑五反歩とを拓き、收穫は勉めて之を市場に賣却して雜穀を食し、且木の葉草の根など飯にも口に

入るべきものは採りて食料に充て、斯くして積み貯ふる事滿三年にして金七百餘圓を得たり以て氏が開拓の容易ならざりしを知るに足る。

理紀之助は狂乱せりと嘲笑したりし村人は大に愧らひ就て教を乞ひ皆仰て摸範とせり、氏は今尙山居生活をなし暇ある毎に耕耨に従ひ其所得を以て各地視察の資に充てつゝありと。

調理會

天東北に凶する甚だ多し、之に於て氏は備の覺悟をなし慶應年間全志と圖り調理會を組織し草根木葉と雖も食に足る物は總て之が調理の法を研究し毎月一回一堂に會して互に研究の結果を報じ遂に五十餘種に達せりと、其後救濟法に一步を進め備荒儲蓄組合を組織し、規定はなけれど隨意に雜穀を蓄積せしめ、各自の貯へし分量を一目瞭然たる場所に貼り平素儲蓄の念を起さしむ。

農家經濟會

地租の改正は税額を減じ、且明治十二年の頃までは米價騰かりしが爲に、農家は少なからず利得を穫て喜びあへりしが、幾程もなく米價下落し之れ迄奢侈に流れたる風習は一朝に革むべくもあらず、之が爲産を傾けしもの少なからず、豊川村の如きは負債金額五千餘圓に及べり、折柄氏は秋田縣廳に奉

職中なりしが之を聞き慨然として挽回の志を立て官を辞して歸り、經營慘憺先づ農家經濟會を立て次項により村内に實行せしめたり。

- 一、肥料を増施して運搬を怠らざる事。
- 二、夜會を設けて耕耘を研究し、相助けて農業を誤らしめざる事、及勤休の規則を正す事、
- 三、衣食住の事より神侶其他總て經費を要する事は一般節約を嚴守すること、
- 四、收穫米を調査して一年の經濟を知悉し及び辨償の目的を豫定する事、
- 五、秋收の一割は直ちに債主に返濟する事、
- 六、各自勤勉して得たる所の賃價を貯蓄する事、
- 七、糧食に餘裕あるものは各自凶年の備をなす事、
- 八、山林桑樹の培植に努むる事、
- 九、婦女子會を設けて食料の調理、及び衣類の節儉、家内の管理法を實行する事、

右の件々に一々細目を附し其他種々の業務方法を授け農民の勤勉貯蓄を奨

勵する事頗る懇切なりしかば、村民は毫も不服を唱へざるのみか、能く遵守實行したるを以て明治十八年より二十二年に至る滿四年にして負債を皆濟し尋て二十三年より第二期の經濟金を續設し、専ら貯蓄に力めしめたり、其結果廿七年倉庫を建築せしもの村内過半に及びりと、如何に富の程度の高まりしかを知るに足る。かゝる有益なる會の組合ありと雖も婦人の多くは其趣意すら解する者至て少なければ、更に婦人經濟會を設け月に六回集合せしめ石川氏自ら家事取締裁縫勤儉貯蓄法等に就き説明し薰陶誘掖至らざるなしと。

明治二十八年より縣郡町村農會を組織せしめんと各地を巡導し其必要を説くこと甚だ切なり、之が爲め縣内至る處上下級農會設置を見るに至り氏は推されて秋田縣農會長となり南秋田郡農會長を兼ね全國農事大會を始め縣郡町村農會に臨む事年々百五十餘ヶ所、旅費は悉く自辨(年々貳百餘圓)にして到る所農事に關する適切なる講話を爲し當業者を奮起せしめつゝあり。

兵役に服するは國民の義務なりと雖も貧民の入營は時として一家生活の機關を一時全く止むることなきにしも在らず、かくありては入營者も家に心牽かれて國民の本分を盡し得ぬ事無きにあらず、之を救ふは隣保相互の義務に

して又間接に國家に忠を致す所以なりとて留守宅へは毎戸より人足を出さしめ一人の入營者に一ヶ年約百人の補助を與へ、肥料の運搬播種插秧草取、收穫に至る迄助成して一は農業の季節を誤らずして其秋收を全ふせしめ、一は入營者をして後顧の憂なく其本分を遂げしむ、全國至る所かくありて然るべきなり。

氏は南秋田郡小泉村の人、奈良周喜治の三男にして弘化二年二月生と云へば本年取て六十六才、歳二十一の春豊川村石川長十郎氏の養子となり石川家を嗣ぐ、今や東北の二宮翁として喧傳せらる宜なるかな。

東北の二宮翁

九一 秋田縣 二田是儀君

二田氏は嘉永三年十二月の中ば頃南秋田郡飯田川村の飯塚と稱する一小部落に生聲を擧げ、幼にして孝悌能く父母の志を養ひ、人に接する穩靜年十七にして都門に遊び海保竹邊根本通明、林鶴梁、副島種臣氏等の門に出入し、之が

二田氏の銘は忠君愛國

爲め養はれたる事多く忠君愛國の四字を生命とし、氏の談多岐に渡ると雖も皆此四字より割出され又之に歸する者ならざるはなしとぞ、歸郷后拓殖の業に志し事を處する甚だ精密にして務めて條理を盡し、人を導きて人従ひ人を怒して人怨まず、後居を

「開拓事業は寛政年間高祖父長十郎より累代傳はりし者にて、余は只父祖の志を繼ぎしのみ、余は本事業を國利民福の四字より割出して爲しつゝあり、父祖も必ずや此四字の外なかりしならん」と信ず、然るに衆人其心を察せず開拓に反對す、之れ何等かの誤解ならん余に此確信あり、萬難を排して初志の貫徹に全力を傾注すと、之を思ふ毎に勇氣百倍し遂に不毛の地を良田良圃とはなしたるなり。



二田村の曠野に移し開墾に従事す、此事業たるや衆人の反抗脅迫音に一再に止まらず、氏が當時胸中に横ふ者ありとせば恐らくは次の如き意味なるべし。

一命を献
げて開拓
事業に著
手す

維新の始に磨り人民未だ開拓の國益なるを解せず、隨て稼穡の必要を認めざる有様なりしが二田父子の慧眼早く既に農業勃興の機運を察し、慶應三卯年天王村荒蕪の原野を見立て舊藩廳へ注進し、其特命を受けて軍事開墾と唱へ、開墾費は成功の上藩廳より下附せらるべき豫約を以て其水源を南秋田郡上新城村五十丁川に取り、數個所に溜水溜池を築き天王村の曠野を開田し以て一村落を形成せんことを期し、且多大の耕地を維持するには、獨り從來の堆肥のみを以て支持すべからざるを豫知し、専ら魚肥を用ゆべきを唱導し、而して從來の草飼地へ松杉其他の樹木を移植し、又耕收運搬上の便宜を計り田形を基盤面の如くにし中央に大道路を設け期せずして今日の耕地整理の模範となりしが如きは實に先見の劃策にして普通無意味開墾の比にあらず。

前陳の水路殆んど五里餘に渉る間に、洞溝底樋管數個の溜池堤防の築設新規大堤塘築立數十ヶ所へ大小樋管の布設、水溝の開墾は實に大土工にして溝洞に要する器械の完成せざる當時にありて、洞溝の開墾は頗ぶる冒險事業視せられ普通人夫を以て従事せしむると能はざるより、洞溝の開墾に使役の人夫は遠く阿仁及び院内等鑛山の坑夫を備ひ入れ、慶應三年の春より明治元年

一難殺到
し來る

に至り重なる水路大部分の開墾竣功を告げ、而して百有餘戸の移住民へ宅地を無代に附與し、又家屋の建設費、食料、農具、種穀、器皿を給與し、尋て薪炭木及び防砂林の植付を爲すと同時に、開田地に通ずる小水路を堀り、通水灌漑の便なる地より開田輸入を爲し、以て所々に散点たる田形を付し漸次進行の態度を取れり。

一旦刻苦經營せし用水路大部分の開墾竣功を告げたる間もあらせず水路は時々水害に羅り、洞溝は震災暴風雨に際會し悉く破壊せられ、通水全く杜絶し水路次第に埋堆し、のみならず加ふるに貯水溜池の堤防も屢々破壊せられたり、而も巨額投資の餘り二田家の疲弊甚だしく修理の途無きが如き有様に、溜池は年を逐ふて埋没早燥し明治七八年に至り貯水全く干涸し爾來十有餘年の間事業中絶の有様とはなれり、曩に田形を付したる地表も稍々荒蕪に復さんとするの狀態となり、移住民の他郷に流離轉退する者續々輩出するに至れり、是儀憂慮し斷然父祖傳來の田地を抵當とし勸業銀行より最大巨額の資金を借入れ三十一年より水源及洞溝堤防樋管樹梁の破壊を改善新設し、用水路の埋堆を復舊し、或は新に堤防を築き水路の開墾に着手し軀自ら出でよ

賑恤に力め始終工事を督勵し翌三十二年十二月に至り工事全く竣功を告ぐるに至りしとは喜ばしき限りならずや。

二田家開墾地七百餘町歩に及ぶ

如上の復舊工事竣功を告ぐると同時に日夜奮勵移住民を奨勵し、諸村の壯者を備ひて水田を開きまさに荒蕪に歸せんとしたる既往の開田を復活し、盛に開田開畑を勵行せしめ終に當初の計畫を達するを得たり、之に於て村民へ開墾の契約に由り無代を以て其幾部の田畑を分賦讓與するに至れり。二田氏が斯業の完成に全力を傾注したる結果、既に竣功を告げ賦租せられたる田反別百十六町二反四畝四歩、同畑反別四十二町一反七畝十二歩、同宅地反別十四町一反三畝九歩餘、官有地を開墾したる反別二十二町三畝十二歩、開墾地の内秋田縣第六勸業用地として献納したる反別三十町歩餘、開墾年期中にありて既に開田畑したるもの田反別卅七町三反六畝三歩(明治四十一年十月開田せる反別二町五反歩を加算す)、畑反別十二町三反三畝十八歩(明治四十一年十月開田せる反別三反歩を加算す)、田畑開墾に着手中の分八十九町四畝十五歩にして、合計反別三百十四町三反歩餘、之れに高祖父來亡父是雄に至るまでの開田町數を加算すれば植林を除くの外田畑宅地の開墾反別のみにて實に七百餘町歩に達せり、是儀又近年米價騰貴し一般貧民の益々

窮途に迫るを憂へ之れが生活の一助となさんとし、陸稻及甘藷栽培の専門家數名を備ひ、十有餘町歩の畑地へ陸稻十餘種甘藷其他數種の植物を栽培し其適否を試験し以て摸範を示し斯業の勵行を唱へつゝあり、試験の成績良好なるものは他村の需用に供したるものも亦少なからず、其裨益する所獨り本村民に止まらざるなり。

植林事業に厚し

植林事業に就て記さんに天王村のみを以てするも、松の植付總數實に百六十餘萬本に上り、其成木したるもの優に百五十萬本に達すべく、既に十數年前に於て鬱蒼たる大森林となり、天王村の防風保安となり菜果田園の種藝をして埋没或は萎縮枯死の憂なからしめ、且枯枝を薪炭に代用するもの頗る多し、加ふるに菌叢等の副産物も尠なからず、百三十餘戸の移住民の生計を助くるは勿論附近數村民の之を拾採して其生計を扶持するもの又少なからざるべし、之れ二田氏が實業に腐心し以て他をして又た實業に振氣力を勃興せしめ世益を裨補せる大なりと言はざるべからず。

九二 秋田縣 森川源三郎君

乾菊を新屋町の名産とす

秋田縣は今や森川源三郎を有するを以て誇りとす、森川氏温厚家にありては能く父母に孝養を盡し其病に羅りし時の如き日夜寢食を忘れて看護怠らず孝行息子の名遠近に高し、少くして殖産興業に志し苟も農民の利益と認むる事業は實踐躬行他を指導して其目的を誤らず、今の新屋町の一名産たる乾菊の如きは素と母の緒を開きし者にして氏其法を承け之に改良を加へ世の好評を博するに至りしなり。

河邊郡に麥類の栽培を始む

由來河邊郡には麥類の栽培なし、氏は明治八年始めて之を試作し十年品川勸業局長より大小麥類の種子を送られしかば之を試作せしに發育良好にして河邊郡に適當なる作物なりとせしが年を経るに従ひ變種の兆候を來したるを以て之が撰種に苦心する事年あり、二十一年篤農家石川理紀之助が農商務省に出頭の際氏に托し外國産の良麥種子を請ひしに心よく二十餘種の郵送を受け之を試作する事四五年にしてライ麥の此地方に最も適するを認めたり、茲に於て年々種子を當業者に分與し又縣内の有志に配付して之を勸誘したる結

馬鈴薯の栽培を教へて凶年の資となさしむ

果各地に此種類を見ざるに至れり、而して秋田縣の農産物中麥に亞ぐの主産物となりしは翁の誘導與つて力ありとす。

十八年秋田縣の不作に際し新屋町及濱田村最も困難を來し貧窮者の状態見るに忍びざる者あり、一年二年の不作にてかゝる窮境に陥るは素農民が平常不注意の結果にして意氣地なきを表白したる者とは云へ今の場合どうにかして適當なる救助法を講せざるべからずとて石川理紀之助と圖り馬鈴薯栽培の實況を視察せん者と山形縣に至る、偶々庄内町の人齋藤安右衛門が馬鈴薯栽培に盡せるを見歸縣后齋藤氏が著したる馬鈴薯の撰種栽培及調理法一千部を配布之と共に種子を北海道より購ひ栽培せしめしに結果良好にして大に細民の糊口を助けたり。

氏の治績數ある中にも特に最後に記したきは貯金組合の一事なり、農民の華奢に流るゝ風を慨し勤儉貯蓄の必要を説く事甚だ切人以て狂となす、其后郡農會の事業となり最初四名にして年に五拾錢宛を積みし物今は組合員四千餘名となり貯金參萬餘圓の多きに達せり。

九三 福井縣 田中甚兵衛君

田中氏は資性温和恭謙篤實の人にして、義を重んじ慈善に志厚く敢爲の氣象に富み、其素志を貫徹せずんば止まざるの風あり。幼より心を産業に傾け長ずるに及んで最も農事の改良に留意し、身自ら鋤鋤を手にし、鞠躬努力を辞せず、専ら意を農村發達に注ぎ、政治界に身を投ずるを好まず、常に語るらく農業家なれば祖先の意思を繼で家業に従事するが本分なれば其他を顧みるの隙なし、只實踐躬行して地方農業家を指導誘掖することを得ば可なりと以て氏の性行を窺ふに足る。而して氏の嶽父慈母今猶健在せられ、且三男一女あり、男寛に新婦を迎ひ一家三夫婦の目出度家庭を有し、親睦圓滿なる恰も春風駘蕩和氣藹然たるの感あり。夙に米穀改良の急務なるを認め、大に乾田の有利にして米質改良の必要なるを唱導し、率先之を實行し、以て摸範を示せり。亦意を農家副業の奨励に注ぎ、明治二十四年郡の補助を乞ひ遠く福嶋縣より教師を聘し、養蠶傳習所を設け蠶種を製して有志に頒ち、山林を開き桑園を作り、或は巡回教師を聘して養蠶を奨励し、蠶具の改良を爲し、遂

神山全志
會

小作人の
保護と産
米改良

に自ら進んで村内養蠶家を巡視し、其の飼育の方法を指導するに至る。三十年神山同志會を組織して會長となる、時恰も日露の風雲急なるの時なりしかば會員を督勵して軍人家族救護會の組織に奔走盡力し、家族の慰問に又金澤に傷病兵士を慰問し、



且つ國債の募集あるや毎に進んで應募する等後援の實を擧ぐ、爲に御沙汰書を賜はる榮を得たり。次で村會議員となるや意を教育事業に注ぎ、學校の改築米の品評方法を設け、賞與し奨励する事二十餘年に及ぶ、顧ふに未だ農事改良に幼稚なる二十年以前に於て地主中是れ等奨励法の擧に出でしもの幾人かある、又豫て共有地管理の方法に關し、且つ農家肥料供給の用を計るの急務

なるを信じ、卒先産業組合設立に腐心し、私費を以て調査誘導に盡力し四十年十一月手續を経て千福信用購買組合を設立し、爾來組合長として専ら發達經營に全力を集注し、今や漸く基礎成り、組合員四十七名にして四十二年度末財産合せて八千八百餘圓を計上するに至れり。

小作人保護の一日も忽諸に付すべからざるを唱導し、縣地主會の組織に盡力し副會長として縣産米取締規則の實施と相俟て益々小作奨勵に盡瘁しつゝある等各公務と組合事業とに忙殺され、是れ日も足らざるを以て養蠶業は婦に擔任せしめ、男寛に耕地と果實園を受持たしめ、且つ山地植樹を爲す等一家悉く分業方法を以て實業に従事し、氏は其嚴父と共に監督の任に當らるゝ寔に農業家の羅針盤たり以て好摸範とするに足る。氏の如きは稀に見るの人と云はざるべからず。

九四 福井縣 坪田五郎左衛門君

坪田君は明治五年茶業の利益あるを認め、五百金を投じて荒蕪地數町歩を拓き、茶園を設けて範を近隣に示す、時恰かも坂井郡坪江村庄

屋役たりしを以て村民を説きて茶園を開かしむること數丁歩に及べり。

亦全年泉州住吉より甘藷を求め、苦心栽培方

依て村民を集め其利害を説き植樹を勸むると共に漆、桐、油木、杉、檜等の良苗數万(代金貳百五拾圓)を購ひ篤志者に配りて植樹せしむ。七年綠肥栽培は肥料經濟を補ふこと大なるものあるを信じ、率先栽培を試みしに成績良好なりしを以



法の研究に努むること數年、其の栽培法を覺

り、種薯を郷閭に頒ち蕃殖を企て今や一郷に普及せしむるに至れり。

維新前后より山林の濫伐盛に行はれ、

遂に底止する所を知らず

陛下御製の生糸を拜観して感激せらる

て、種子一石を美濃の原産地に求め、分ちて試作を委託すること數年、今や遠近に傳播するに至れり。八年金澤市に博覽會開かるゝや、皇后陛下御製の生糸の陳列品を拜觀し、國母陛下の貴きを以て斯業に御軫念あらせ給ふに感激し、將來奮然蠶業の爲めに貢献せんことを誓ひ、夫れより各地の蠶桑家を歴訪して其方法を探究し、二町四反歩の地に桑苗三千本を長野縣より求めて栽へ、初めて蠶兒の飼育を試みたり。十一年稻作の品質の改善及增收を企つるは主に撰種にあることを知り、稻種の産地を以て名高き越中東礪波郡五ヶ村より前次石白坊主の兩種を取寄せて試作せしに意外にも佳良なりしを以て隣保に分つ。十四年石川縣大聖寺蠶事原社に入り蠶業を傳習すること三年、蠶業の一般を學ぶ。十七年偶稻田にて一變種を發見し數年連作せしに米質收量共に拔群なりしを以て坪田一本と名命し、汎く當業者の希望に應せり。十八年馬耕を試み福岡石川の兩縣より犁二種を求めて使用せしに便利なりしを以て之れが普及に努めたり、今尙石川犁と稱し、坂井東部にて盛に用ゐらるゝは實に君の勸誘に基づけるものなりと、其后蠶業同志會を組織し、蠶種の共同購入の斡旋及講話會を催し、共同の利益及知識の發展を促し、又村農會

水稲新種を發見して坪田一本と名命す

長となりては毎年水稲立毛品評會及蔬菜品評會を開き、水稲及蔬菜の改良に資せり。

九五 福井縣 堀 谷右衛門君

丹生郡吉野村本保の人、

農を以て終生の業とし、居村亦米作に依て生計を爲すもの十の八九とす、故に有志と語りて斯業の改善を希圖し、先づ第一着手として此地方の惡弊にして、るに至れり、之が爲め産米改良は畧々素志を遂げ今や本保米の名あり。又此



一般農業者の嘆ずる所の

産米改良に思をひそ

め、明治二十四年

第一回本保玄米品

評會を開き、優等

者に賞品を與へて

獎勵せしを始めと

し爾來今日に至る迄

毎歲開會第十五回を重ね

るに至れり、之が爲め産米改良は畧々素志を遂げ今や本保米の名あり。又此

地に珍らしきは地主側と小作者と共に異議なく和協し進歩の幸福を荷ふこと之れなり、之れ亦氏が一郷の中心人物となりて牛耳を執るに依ると云ふ。

九六 福井縣 三田村 八高君

氏は今立郡新横江村の人、明治六年小學校の訓導となりて育英に従ひ、次で地租改正實地測量兼丈量技手となり、十八年南條今立兩郡の農事通信委員となれり、而して毎年春秋兩期南條今立二郡の各地に農談會の方法を設け、又兩郡各村の協議費及有志の酬金を募集し、十八年中南條郡武生町に於て第一回の種子交換會を開設する等、兩郡に於る農事上裨益を與へたること尠からず。十九年二月今立郡選出縣會議員に當選し、二十二年町村制實施の際には新横江村長に擧られ、能く地方制度の旨を體し、自治の發達を計り、清廉公平に偏黨せず村内の平和を保ち、村民を遇する懇切其提出する諸願届に不備の点あれば直ちに更訂の勞を執り、孜孜勉勵終始渝ることなし、故を以て徳

教育事業
に貢献す

望益々高く村民皆氏の示命に服従せざるはなし。又小學校は戸數に比して校數多く、爲めに教育費増加し將來の維持に苦しむを恐れ、校舎の合併を畫策せしも議容易に行はれざりしかば、氏は之が遂行に力め、百難を排して二十八年化成、端整の兩尋常小學校を合せて大樋尋常小學校の一枚となし、新横江村北新庄村組合立博雅尋常小學校の増築に際して極力之れが任に當り速に竣工せしめたり、爾來設備を



にあるや、陰に陽に學校の設備教育勸業等に一層の力を盡したり、爲めに闔村の福利を増進せしめ、其效顯著なるを以て明治三十年三月藍綬章を賜りたり。其後村長の職を退きしと雖も郡教育會副會長並に會長の職にあること九

賜藍綬章

參事會員、縣會議員等の職

り。其他村基本財産を増殖し養蠶の改良を奨勵して多大の効果を奏し。又二十四年より二十八年迄郡會議員郡

家僕二人
共知事より
表彰せらる

ケ年間、郡農會長としては試作場堆肥場改良に盡し。又三十六年六月新横江村愛國佛教青年會を組織して之が會長に擧げられ、地方風教の改善に力め。四十一年新横江村農友會を設け是亦其會長となり、村農會と連絡して産業の發達を圖り、青年に對しては農事改良の指導となり勵精已ます。加ふるに全家の家僕二名は前後に互り、縣知事より義僕の廉を以て賞與せらる、家僕其者の篤行に依ると雖も亦主人たる八高の徳行の感化に憑る所以なりと信す。殊に特筆すべきは三十一年より本年に至る二回特別大演習に付御宴に 被召陪席するの光榮を得、又明治四十二年 皇太子殿下北陸行啓わらせらるゝや、實業家の故を以て御旅館に 被召たる八高の光榮何予之に過ぐる者あらんや。

九七 石川縣 道場正孝君

明治十二三年の頃能美郡に於て春蠶を飼育するものなく、全く夏蠶方言十

蠶桑改良
に志す

八蠶のみにして、桑の如きも古來の野生桑のみなれば其成繭粗惡にして收穫少く從て代價低廉到底收支相償はざるより農民が漸次掃立枚數を減ずるを憂ひ、如何にもして之が改良發達を講せんものと、苦心焦慮衆に先んじて斯界の爲に盡したる事績の概略を記さん。

成繭の粗惡にして收穫の少きは給桑の粗惡に歸するものなるを悟り、茲に桑園の改良を企て明治十四年始めて改良桑(市平赤木)を試植



機運に向へり。

爾來氏は養蠶の改良と桑園の開拓とを以て事業とし、頻りに村内に奨勵せしにより漸次改良桑園を増加し、初め氏の改良桑を嗤笑せしものも漸次利益あるを覺るに至り、明治三十年の頃には改良桑園實に十餘町歩の多きに達せ

り。斯の如き機運に際し恰もよし此年東宮殿下行啓の盛事ある旨傳へられしかば好機逸す可らず、御行啓記念事業として同村畑地百餘町歩の作物の整理（同地方畑地は往古より茶と野生桑と混交点々交植にして此間又間作するを常とす）を企て、一般畑地の野生茶野生桑の如きは悉く拔採し、六町餘歩を記念桑園とし、其他は各自任意に改良桑園改良茶園及穀菽蔬菜園となさんと提議せしが、何事も舊慣を因襲する農家の通弊亦容易に人の賛同を得難し極力迷夢を打破し將來勞金の高昇するに伴ひ、野生の桑茶の如き殆ど摘採費にすら當らざる不經濟を立證し、千載一遇の此好機を記念事業としての整地は恰好のものなることを主張し、再三再四集會を催して其得失を論じて村の協議を纏め、郡は桑苗十一万七千三百五十本を補助し記念桑園六町三反九畝歩に植栽し。其后郡補助と各自の出費とを改良桑園に充て明治二十年に十町歩の者今は五十町歩に達せり。

養蠶傳習所

今や桑園の改良は着々進行したれば、舊來の十八蠶を以て甘すべきに非ず養蠶法の傳習を必要とし明治十六年自宅に於て養蠶傳習所を設け、大聖寺町蠶事原社より教師を聘し、大に改良傳習の必要を鼓吹したりと雖も、如何せ

ん尙未だ舊夢を破らず一人の之に應ずるものなかりしが家内の者共と協力熱心同氏に師事せし結果蠶種一枚につき一石二斗五升の收繭を得たりしかば其結果の良好に驚き、益々改良の念慮を鞏くし村民等も茲に至りてやゝ迷夢を打破し改良の必要を感ずるに至れり。

明治廿七八年頃に至りては村内凡七八十戸やゝ改良蠶を飼育するものあるに至れりと雖も、尙其方法に至りては依然舊慣を破る能はずして失敗に終るもの多かりしかば明治廿八年再び傳習所を設けたりしが尙來り學ぶ輩十數名に過ぎざりき、然れども何れも熱心傳習の結果やゝ全豹を知悉し爾來此等の人々順次他を指導し漸く改良法を傳播するを得たり。

爾來養蠶の改良は桑園の改良と相俟て進歩し今や大に見るべきものあるに至れりと雖も、尙未だ稚蠶飼育場に於て遺憾なしとせず。由來養蠶上に於て最も注意すべきは稚蠶期にあり、之が飼育の如何は直に最後の結果に影響するものなれば最も慎重の注意を要するものなるに關はらず、世人は之を等閑視する風あるを認め、明治廿五年自宅に於て稚蠶飼育場を設け、村内二十戸の依頼に應し掃立より二眠迄飼育して分配し、以後各戸に就きて飼育の教授

稚蠶飼育場

蠶種催青

をなしたるに是又大に其結果を得たり、當時改良法によりて養蠶をなすもの村内五十餘戸、之を明治廿年前後の僅々十數戸なるに比すれば殆ど五倍の多きに達す亦以て進歩の一端を見るに足る。

蠶種の催青亦忽にすべきに非ずと雖も其設備の不完全なると學理を輕視するの傾きあるより自然放任主義に流るゝもの多きは遺憾なり、氏は茲に着目し二十九年より九年間志望者の依頼に應じ、自宅に於て共同催青を行ひ、發生後各自に分配せしかば大に好成績を得たるを以て漸次其必要を感じ、卅八年より村農會の事業とし蠶種貯藏品を購入し之に貯藏して春季適當の時季を見計ひ催青を行ふに至れり。

繭共全販賣

收穫物販賣の幼稚なるは由來農家の一大欠点にして亦農家經濟の大に論ずる處なり、今や此村一ヶ年の産額毎年三百石の多きに上る、徒に奸商の私腹を肥すべきに非るを思ひ、三十三年當時村農會長たりしを幸ひ役員に諮りて成繭共同販賣を爲さむことを勧めしが議論區々容易に纏らず然れども再三再四其利益を主張して極力之が勸誘に勉めし結果遂に全体の同意を得て之を實行せしが大に販賣の手續を省くのみならず價格亦正しきを得たり。之を從來

共同販賣の利益

の個人販賣に比すれに大略左の利益ありと云ふ。

- (一) 奸商の爲めに量目を左右せらるゝことなし、
- (二) 價格に不當なく正しき時價に販賣することを得或は時々競争的に破格の高價に昇騰すること、
- (三) 賣買の爲めに掛引及び手續を要せず婦女子と雖も販賣の任に當る事を得或は他人に托送するも妨なし、

(四) 毎日多數の收繭を一場に集むるを以て小品評會を設くるが如き觀ありて互に競争心を奮起し各自其飼育に就き智識を交換するの利益あること。今や今江に於ける蠶業の發展は大に摸範とするに足るものあると共に延びて近村に其感化を及ぼし漸次進歩の蹟を認むるに至りしは實に同氏指導誘掖の結果に外ならずして其效實に湮滅すべからざるものあり。

今江村は元來戸數多くして耕地少きの地なれば漁業を營むもの最も多き所なるが、明治廿年の頃に至り採川より鑛毒流失せし爲乎安宅水戸口より逆渉する魚類著しく減少し同時に今江、木場両湖に於ける繁殖力も減退し爲めに漁民の驚愕を來し生計の困難の情見るに忍びざる者あり、如何にもして之が救

漁民頭領碑を建つ

濟の道を講せんと有志に謀りて鰻鯉子を両湖に放飼せんことを企て漁民に説示し互に資を出さしめ漸く茲に多少の鯉、鰻子を購入することを得て之を両湖に放飼せしかば兩三年を出すして大に成長し、好成績を得たりしかば爾來連年之を繼續し明治三十年頃に至りて産額を増加し漁民初めて愁眉を開く至にれり。而して元來鯉鰻は捕獲の時期に一定の期節ありて一時に多獲するときは價格低下して不利益なるを覺へ、茲に漁民と謀り共同販賣を企畫し、貯漁場を設置して多獲のときは之を貯藏し、時期を見計ひ徐々に販賣して各自の濫賣を防ぎしかば茲に大に利益を得ることとなりしを以て、其販賣額の百分の三を積立て之を以て漁仔購入の資に充てしむることとし、大に將來の計畫を確立し、一方郡及村の補助を得ることをも盡力せしかば何れも其成績の良好を認め今日に至る迄繼續補助をなしつゝありて毎年の放飼も不撻從て産額亦大なり、漁民之を徳とし明治三十一年十一月謀りて石碑を建て其功を不朽に傳ふ。

此地は從來白木綿織を以て農家の副業となせしが、明治四五年の頃より木綿織を産出する様になり明治廿四五年の頃には販路次第に擴張せしが之れと

今江縞改良組合

全時に粗製濫造に流れ、就中染色の如きは偽紺を用ひる者多くなりしかば今江縞の聲價地に落ち物品は停滯し殆ど廢業の有様に立至れり、茲に於て氏は村有志及當業者を集合し組合を組織して染色の惡弊を矯正せんことを謀りしも種々の反抗を受けて議纏らざりしが、氏之に屈せず其利害を説き再三再四の協定を経て漸くに今江縞改良組合を組織し同氏其組長となり之が矯正に務めたるに大に改良進歩し漸く聲價を回復し得たり。元來今江縞の需用地たる單に其地方のみにて他に販路なきと將た多くは農家の副業なるを以て毎年冬季に至れば製品堆積し隨て價格低落するの例なりしかば氏之を遺憾とし、有志と謀りて資を銀行に仰ぎ相當價格を以て製品を購入し翌年夏季に至り製品少きに至りて他地方に販出し重に北海道に販路を求めたり。斯の如く三ヶ年間繼續せしかば大に好結果を奏し販路も次第に擴張したるを以て爾後は買収の必要もなく自由販賣に任せしも爾來冬季に至りても物品の停滯するが如き憂ひなきに至れり。又氏は製造の改良發達を目的とし組合の事業として隔年一回今江縞品評會を開き普く當業者に出品を促し彼我の優劣を示し大に製品の改良と販路の擴張を謀りつゝあり。

斯の如く組合組織以來全く無報酬を以て組合長の職を務め只管組合の爲めに盡力したる結果従て其産額に於て著しき増加の跡を見る、今其年産額の累計を掲ぐれば左の如し。

明治十年一萬反、全廿年二萬二千五百反、全卅年三萬九千反、全四十年六萬二千反なり

信用購買
組合

今江の農家は概して資力乏しきが爲め肥料の如きを購ふにしても奸商の甘言に弄せられて粗悪のものを高價に購入し、代價は秋穫を待て辨償するを例とし、其利子の如きも概して月利一步五厘以上の高利を貪らる。然りと雖も敢て痛痒を感ずるなし、又養蠶の進歩に伴ひ桑園の拓殖蠶室の建築を初めとし牛馬の購入等を爲さんとするも多くは抵當品を差入れ利子の高低に論なく低頭平身漸く資金を得るが如き状態なるを以て、氏常に之を遺憾とし何等救済の策もがなと沈思熟考中、恰も好し明治三十三年産業組合法發布を好機とし有志者と相謀り信用組合組織の必要を説きしが元來法の精神を熟知せざる無智の輩なれば千言萬語も其效なく舊來の仰壓的暴利に甘んじて一人として之に應ずるものなし、然りと雖も同氏之に屈せずしきりに其有利有益を主張

し萬難を排して漸く六十九名の同意を得、三十四年五月遂に無限責任今江積善信用組合を組織し、爾來理事長として銳意熱心に貯金の奨励資金の融通を謀り、肥料の共同購入桑園の拓殖牛馬の購入等凡ての事業發達に盡力したる結果大に實業の發展を來し共同心に富み從て村の風俗等も改まるに至れり。四十二年擴張して信用購買組合とし組合員も現今百名以上に増加し氏は組織以來終始一日の如く盡瘁したり。氏は能美郡御幸村字今江の人、明治十年西南の役別働第二旅團に屬して各地に轉戦し功により陸軍伍長となり、乱平ぎて凱還し。縣勸業諮問會員、戸長、村長、縣會議員等となりて自治体の發展を圖り現に御幸村長たり。

九八 石川縣 泉 清助君

珠洲郡三崎村の人、家代々農を以て業とす、資性眞摯着實にして幼より家業に従事し意を農事の改良に注ぐ、明治九年以來自家耕地の收穫量及歩合を

收穫量及
歩合を明
記す

郡農業獎
勵

郡模範耕
地整理

明記し以て豊凶の推考に供する等注意の周到なる感すべき者あり。明治十七年郡内有志と謀り相出資して福岡縣人長沼幸七氏を農業教師に聘し牛馬耕并に一般耕種の梗概を授けられ、一層精勵して範を示し、又共進會品評會の審査員となり、郡村農會代表者となり、郡縣より農事試験を囑托せらるゝ等獎勵上與からざるなし。



明治三十三年時の郡長柴田是農事の根本的改良は須らく耕地整理にあるを説き、に本郡の模範耕地整理として三崎村字本に於て施行せん事を以てす、字本は東西に丘陵を擁するが爲耕地は中央に細長く存し、其中間に屈曲甚だしき河を狭み、而も土地の高低甚しきを以て之れが整理を施行せんとするには

容易の業にあらざるのみならず、剩へ土地所有者の大半は他町村人なるを以て甚だ至難なり、氏之を知らざるにあらねども心に決する處ありて之れを快諾し、以來縣下各地の耕地整理實施の狀況を視察すること前後三回、其始めは郡費の補助を受けたるも後二回は自ら其費を賸して能く其利害得失を講究し、其后關係地主に就き最も親切に耕地(二十一町)整理の利點を説くこと三ヶ月の久しきに渡るも尙同意するものなし。之吾の勸誘の足らざるに依るとし勇を鼓して且説くに設計豫算の超過する場合には自己に於て引受くるの旨を誓ひ漸く一部地主の同意を得、此の機逸すべからずと其他の地主に勸誘し、某地主の如きは拒みて面會せざるより十八回の訪問をなし其精勵に感じ同意したるが如き其苦心實に名狀すべからざるものあり。如斯して漸く全部の同意を得、三十五年十月二日起工し翌六年四月全部工事を終へ引續き換地交附に着手し三十八年三月其事務を完了せり。此間の事務は勿論土工の監督に至る迄總て之を管掌せり。

九九 石川縣 本岡三千治君

河北郡小坂村の人、郡義倉頭取時代に幹部と協商して義倉金壹萬圓を郡内各町村に配與して田區改正の事業に充てしめ



後縣の依囑を諾し 奈良和歌山二縣の 林業を視察し、石 川縣の林業振はさ るを歎き、自費を 投じて種苗を購入し、 苗圃を設けて無償頒布し ず、本岡氏は之を聴き如何に時勢に暗きとは云へ實に奇怪千萬の事なりと彼 地に赴き本多氏に力を合せ懇切に字民に説き本事業の有利なるを周知せしめ 遂に全區を舉て能く全意せしめ圓滿に施行の準備をなさしめたり。尋て三十

義侯心に 富む

達し、爲に着手する能は 舉て反對妨害極度に

八年藥師谷村字堅田に全様の事件起りたれば走せて區民を愉し、一方郡會に 議りて貳百圓の補給をなす事とし今日にては全く成功したり。

一〇〇 富山縣 谷村友吉君

素と礪波郡福光村より



高窪村に至る道路の 險惡狹隘にして運 輸の不便なるを憂 ひ之が開鑿を圖る の際、鷹野徳右衛 門なる人ありて加 賀國河北郡繩手村よ り福光に達する道路開鑿 格を精査し之を横濱市場に輸出せしに度を重ねるに從ひ愈々聲價を高くし、

を經畫するに會し心を一

にし私財壹千圓を棄 資し明治十七年九 月に至り遂に効を 奏し、其後製系の 改良に志し、全志 を募りて擴福社を 組織し専ら斯業の擴 張を計り務めて製系の品

擴福社

道路開鑿

賜藍綬褒章

又小資本家には金を貸與して全業者を奨励せし等顯著なるもの少なからず。此等の功により藍綬褒章を賜ひ其善行を表彰せられたり。

夫婦共稼にて開墾に従事す

安政四年八月氷見郡上庄村の原野四町五反歩を五拾兩にて買受、分家して全郡藪田村より上庄村に居を移し、夫婦共稼にて狐狼の獐惡なる加害をも顧みず晝夜兼行開墾に従事し元治元年迄に一町七反歩を畑地となし、其后水源を求めて薙畑及山林を水田となし明治三十八年の春迄に三町三反餘内四反五畝歩は溜池を得、此年田凡一町一牧の開墾設計をなし長男貞次郎をして行はしめ四十年遂に成る。

一〇一 富山縣 土谷要次郎君

氏夙に山林の荒廢するを慨し安政五年より樺、松、杉、檜等の實時苗を養生し所有山地に植栽するを始めとし以來毎年引續き山林に植栽し殘餘は他人へ分賣しつゝあり。

苦は樂の種

移住當時氏の所有地は狐狸豺狼犬猿の集合地なりしかば作物に害を與へ屢々夜間家屋を侵害し、且食物に缺乏するのみか地所買入の借財ありて生活上あらゆる辛苦を嘗め時には甘薯のみを連食せしこと五日に及ぶことすらありきと、然りと雖も苦は樂の種男子は獨力獨行



以て生計すべきとを父より訓へられしを銘信し、且生計上四時收入の工夫をなさざるべからずとなし冬は炭焼薪業に勵み、春は甘薯苗充分の好果を見ざるを遺憾とすとは氏が遇ふ人毎に語る所なりとぞ。

四時收入の計

着手し梨、杏、柿等苗を養成販賣し、稍素志の端緒を遂ぐるや國益を理想とし以て山林を開墾し納税の増額を希望し、傍ら農作物に改良を加へんとするも未だ

一〇二 富山縣 松井甚作君

夙に志を稼穡に勵まし居村布施山附近の土性稻作に適することを察し、稲種子の産最も有利なるを考へ自ら之を試作し

百方徳憑す里中之に倣ふもの年に加はり、爲に資力を増せるもの勘からず、又薄蒔苗代若くは塩水撰種の法を傳へて稻作の收穫を増さ

六日勅定の綠綬褒章を賜ひ其善行を表彰せらる。以て氏の爲人を知るに足る。



しめ、堆肥の製法を發明して肥料の購入を減せしめ、其他農馬の殖殖を圖り、或は桑園を拓き蠶業を勧誘する等洵に實業に精勵し衆民の摸範となる故を以て明治二十九年六月二十

幼より群童と異なる

議員選舉は只氏の命による

小を積んで大となす

一〇三 富山縣 堀 二作君

資性朴直眞率九歳にして讀書習字漢籍を學び、十四歳にして翻然意を決し農事に従事し、孜々精勵倦む所を知らず祝祭日と雖も他の青年壯者の舉措に倣はず、父母が過度の勤勞を憂ひ休憩すべきを以てせば即ち半日憩ふて古戦史復讎史等を読み、忠臣孝子の後を追ひ人倫の道義を辨ひ時勢廢頽を挽回するに貢獻せんと欲するの意を啓發せり。

明治四年三月始めて居村(射水郡横田村)の肝煎を拜命し、以來引續き戸長村長となり、三十餘年一日の如く村治の爲めに苦心經營し、勤儉力行躬を以て衆を卒ひ、至誠事に従ふが故に村民自ら感化し萬事平和の中に進歩發達し、彼の議員選舉の際の如きも此村の如きは世上一般に行はるゝ競争紛亂の弊風に染まず、納税の義務を有する村民は必ず法定の納期内に完納するに至りたるは皆氏の熱誠に依る効果に外ならずと。

氏は夙に村の基本財産の蓄積を圖り明治二十六年五月始めて一郡共有の物件賣却代金六圓參錢壹厘の拂戻を受けたる収入を基礎とし、爾來蓄積したる

金額現在左の如しと

公債證書五拾圓、國庫債券貳百貳拾五圓、銀行貯金貳百七圓九拾錢五厘、

計金四百八拾貳圓九拾錢五厘。

横田村は素千二百餘戸

を有する獨立村なり

しが二十二年高岡

市に市制を實施せ

し際千餘戸は同市

に分屬し殘餘の戸

數二百五十餘戸を

以て一村を組織する

に至れり、爾來村民擧げ

餘に互れる川床變更して其沿岸町村は全部損害を受け殊に此村は其流末に位

せるが爲め全村浸水を被むり、建物の流失せしもの百三十餘棟、耕地の流亡

段別六十餘町歩に達し、其他の損失を合せ算すれば實に參拾四萬六千圓の



て勤勉節約以て自治獨立

の途を講じ、漸次基

本財産をも造成せ

んと期せしに圖ら

ざりき二十九年

前古未曾有の水災に

遭遇し庄川破堤の

結果全川横溢して千

保川に落ち込み延長二里

破堤の經營

巨額に上れり、加ふるに同年八月再び出水して拾貳萬七千四百圓の損害を以てし家々破産の悲運に陥り一村の獨立も殆ど維持し得ざるに至り村民一同憂慮措く能はざる所なりしが、氏は奮然蹶起大に決心する所あり、晝夜寢食を忘れて災後の經營に奔走し堤防、道路、橋梁等の復舊工事或は改築修理の事業に心身の全力を傾注し、之に要する所の額は實に參萬五千參百四拾七圓七錢の多きに達することゝて到底村民の負擔し得べき所にあらず、由りて公債を以て之を補ひ尙不足の所は時の知事に實狀を具し以て國縣稅の補助を仰ぎ漸く工事に着手せしは三十年五月にして翌年二月竣工を告げたり。

本事業成功後は著しく水陸兩路の便を得て交通灌漑自由となり、曩に罹災せし荒廢地は忽ち開拓せられて生産肥沃の地に復し、千保川の沿岸は競うて家屋を建築する所となり土地殷賑亦昔日の比にあらず、茲に於て更に進で當初募債したる金額壹萬四百拾壹圓四拾壹錢六厘の償還方法に着手し、自ら四千五百有餘圓を出金し殘餘の債額は村内の有志者に就き寄附を勧誘し、三十二年三月其償還を完了するを得たり、是に至りて災後の經營事業は終結したり、其間の辛苦や思ふべし。

水災ありてよりは一層村經濟の緊縮を圖り、以て自治體の基礎を鞏固にし一面には自治體の發達を促し専ら意を義務教育の普及進歩に傾注し、本村管理に屬する横田、西條組合立小學校建築の必要を認め、三十四年度に於て之れが計畫を企て同年十二月起工し翌年七月落成を告げたり。

右に要せし費用は四千參百餘圓なるも毫も新に村税を増課徴收せしにあらすして毎年の剩餘金を蓄積し來りて之れを支辨せしものなり。是れより先明治十三年横田村外五ヶ村の學務委員となる、然るに其學區に於て明治四年開校以來の負債數百圓あり、其償還の途に窮せる折柄氏は私財を以て元利金盡く辨濟し引續き尋常高等併置の小學校を起し以て後任者へ引渡したる等尋常人の企て及ぶべからざるものあり。又工業教育の必要を認め、幾多の金錢物品を投じ、或は同志者と謀り或は當局者に説き熱心盡力せし結果遂に縣立工藝學校の創設を見るに至れり。

陰樹伐採と耕地整理との必要は多年此地方の農界の二大急務とせし所なるが氏は陰樹伐採に關する法令の發布せられざる以前、既に之れが必要を認め村民と共に他村に失ち五万有餘本の皆伐を斷行したる結果、本村産米に一割

餘の増收を見るに至れりとぞ。

明治三十四年四月村内の耕地整理を企てしに富山縣農會に於ては大に其舉を贊助し同年五月同會より模範地に指定し設計の補助を與へ、三十五年四月主務大臣より整理施行の認可を得て工事に着手したり、然るに此の事業に對し不同意なる地主ありて無智の小作人を使喚し相共に本事業の破壊を試み、或は訴訟を提起し、或は工事を妨害し、或は耕作の罷業同盟を企つる等苦情百出以て事業の進行を阻止せむことを謀りしも、氏は毅然として動かす一層の勇氣を奮ひ万難を排して斷行し、工事の進むに従ひ交通は其便を加へ灌漑排水は其利を増し耕耘の勞力は著しく減少して收穫の増量は眼前に顯はれたり。是に於て當初事業の成功を危疑し、頑固に反對を唱へし地主小作人等も翻然悟る所あり、曩に紛争を極めたることの非なるを謝し、翌年よりは進んで未整理耕地に着手の速かならむことを促し、相協和して熱心に本業に従事するに至りしは全く整理委員長たる氏の誠心誠意の徹底せし所に外ならず、爾來益々闔村協同和合の念を深くし總ての事業に對し常に圓滿なる効果を奏するに至りしは全村民の歡喜する所なり、而して整理耕地の面積は二百四町

七反二畝二十九歩(整理前の段別百八十八町四反二畝歩にし)にして此の整理工費は壹萬四千九百參拾七圓九拾八錢なり。

氏の家素より農を以て本業とし二町三反餘歩を自作し常に意を農事改良に用ひ苗代の如きも害虫驅除並に雜草の除去には短冊形を以て最も便利にして且有効なりとし、十八年より躬自ら卒先して之れを實行し、鹽水撰種も同時に實行し來れり。而して耕地整理を機會とし相當の位置を選定し、四町歩を劃し之れを一大共同苗代と爲し、全村農家の苗代は井々然として此の區域に羅列せり。是に由りて害虫驅除等の如きも長時間を空費せずして一令の下に直に實行し得るに至れりとは羨まじき至りならずや。

明治十二年十月射水、礪波兩郡に係る五十玉用水の委員に擧げらる、然るに該用水の關係者間には永年の葛藤結びて解けざるものありしが氏は一意之れが鎮定に務め兩間の意思を疏通し感情を融和し今や何等の故障もなく全く平穩に歸するに至らしめたり、而して委員に擧げられしより二十有餘年間斷なく其任にありて該用水の管理をなしつゝあり。

二十六年元縣立病院建築費四百圓負債の爲め閉院となり其建物拂下の議を

當時の縣會に提案せらる、依て氏は私財を投じ其負債を償却し、更に其建物を利用し縣立物産陳列場を設けられむことを縣知事に建議せし結果、遂に其創立を見るに至れり。

氏は至誠能く父母に事へ親戚故舊に厚く郷人に輯睦し、強を押へ弱を憐み其婢僕小作人を愛撫する様已が所生の如く、而も氏の一諾は金鐵の如く堅石の如し、故を以て氏に至りて家聲大に擧り縣内有數の人と稱せらるゝに至る。二度縣會議長に推され縣の實業機關を興し。又高岡市長に推薦せらるゝや全市未曾有の大洪水の禍害に際會し善後の策其宜敷を得、再び市長となるや又々全市未曾有の大火災の後を受け盤根錯節を裁斷し經營其宜しきを得市民の悦服大方ならず之を徳とするや深し。

夫れ氏の實業に盡すや農商工を選ばず、市村を問はず、公私の別なし。其一諾必ず果さずんば惜かず、故に市村民は勿論官公吏の日に來往する者幾十人氏の席暖まるに違わらずと云ふも誣言に非ざるなり。

一〇四 富山縣 黒越六平君

三〇四



上新川郡蜷川村字赤田の人、天保十一年正月此地に生る。明治九年赤田外三ヶ村の副戸長となり十二年赤田外十四ヶ村の戸長となり十七年赤田外二十一ヶ村の戸長となる。二十二年村民に推されて村長に就き村治に盡す事十有餘年能く村自治の發達を計りたる功により藍綬褒章を賜はりたり。四十一年十一月特に叡旨により奈良市に催し給ふ御宴に御招きの榮を得たり。

一〇五 鳥取縣 山榊專藏君



明治三十年齡四十一にして鳥取縣立農學校に入學し、少年青年と席を同うし坐を等ふして或は教室に或は農場に且學び且實習し、遂に全科を卒業し。又四十五歳にして岐阜縣に來りて名和昆虫研究所に學び害虫を驅除し益虫を保護すべき方法を修め、郷

唯だ陸上に在りて遊泳の術を研究したればとて何時迄も水に泳ぐこと能はざるべし。眞の農夫たらんと欲する者は先づ新智識を得然る后實驗するに非ずんば能はざるべし。氏はよくマコーレーの言葉を實顯したる人と云ふべし。

に歸りて新智を實地に應用し縣下の模範人物として其名を世に知らる。

マコーレーの言葉ならねど水に泳がん者は先づ兎も角も水に投じて遊泳

の術を學ばざるべからず

三〇五

一〇六 鳥取縣 西尾音一郎君



岩美郡美穂村の中的場生の人、農事改良
中就中排水工事と水稻正條植とに意を
注ぎ郡村民を説きて實施せしめたり
其他教育及公同事業に腐心し郡内
に重きをなし一般當業者の模範た
り。
曩に美穂村の共有財産として楡樹
二百五十本を寄贈し、原野二反歩を
開墾して栽植し、且撰種法改良の爲め
耨扱器を案出し改良上稗益を與へたり。

一〇七 鳥取縣 中井太一郎君



東伯郡小鴨村の内河原
の人、天保元年三月
此地に生る。安政
五年居村の庄屋と
なり、明治五年地
券取調、十年戸長、十
八年縣勸業諮問會
員等となり、二十年
縣立農學校の實習教師と
は功勞賞を授けられ、大日本農會よりは有功章を、
りたる、にても知るに足るべし。

なる。氏の最も意を傾け
しは農具改良にして
就中除草器、正條植
輕便定規とす、且
稻作改良實驗記を
始め水稻に關する
著書數種あり、此
等の功たるや顯著な
るものにして縣農會より
賞勳局よりは綠綬章を賜

賜
綠
綬
章

一〇八 鳥取縣 正埴種太君

舊鳥取藩士なり、年十五父(儒臣にして適處と號す)に隨ひ但馬國日新館に遊學す。父翁時勢の見る所あり、蠶業の忽にすべからざるを悟り



文學の餘暇努めて養蠶法を傳習せしむる事二年、歸郷の後引續き蠶桑の業に従ふ。幾何もなくして居を現住地たる東奨勵し、或は江州より桑苗を取寄せて桑園の増殖を圖れり

明治十五年舊來の飼育法の非なるを知り長野より山極東三郎氏を聘して學び、十六年發企者となり縣の補助を受け因伯藹生系麥共進會を倉吉に開會し

伯郡倉吉町に轉し、父翁逝去後は専ら蠶業を事とせり、此時全地方の蠶業未だ開けず蠶種製造に従事する者絶へてなかりしかば自家にて製造し地方有志者に頒與して斯業の發達を

蠶種製造

村娘に坐操法を授

蠶種の統

て共進會の何物たるを知らしめ、十九年全郡下北條村に私立製糸傳習所を設け教師を聘して村娘に坐操法を教へたり。

蠶種の雜駁は生糸に不揃を生ずるは當前の道理なり、當時之が矯正に腐心し或は各地を巡視し或は試育して良種を選択し、今日にては郡内の蠶種畧々一定、成繭生糸亦不揃を見ざるに至りしと。之一に氏の功に歸すべきなり。

一〇九 鳥根縣 若槻佐一郎君

頑兒雖然悟りて農耕に従ふ

家世々農を業とし父眞六農林に志篤く衆に卒先して開墾造林をなし經營見るべき物あらんとせしが不幸にして夭折せり、佐一郎は時に十歳長づるに及び遊藝騎馬等に耽り毫も家業を顧みるなし、古老大に之を憂ひ數々諫言以て善導せんとす、佐一郎幡然悟る所あり鋤を採りて農耕す、或年自作田に稻植方の試験を行ひしに其の成績至て良好なりしかば、思へらく只植方の小事すら改良の利益多大なるものあり大に爲さんにはと、爾來拮据精勵怠らず専心

裏作栽培
の可能を
説く

父の志せし農林業の振興に努め、今日に至る迄三十餘年熱誠一日の如し。
農業改良を呼號するも人皆聽かざるは智識欠乏による先づ村民を一堂に集
める機會を造らんにはと私費を出して農談會を組織し時に名士を聘して斯業
の談を聽かしめ一村の人
氣を作興せんと謀る。
一方に於ては智識
を注入し他方に於
ては之を實施せし
む。仁多郡は從來
稻の裏作をなす者
至て慤く爰に心付き
し佐一郎は之を遺憾なり



とし、有志五十餘名を團
結せしめ極力裏作栽
培の可能なるを説
き良麥種子を配付
して播種せしめ、
自ら其の栽培方法
を巡回指導し漸次
一般に普及しつゝあ
るを見る。

君亦志を植林事業に傾け最も力を杉檜の栽培に竭し刻苦多年良法を攻究し
實顯録を著して衆に頒ち或は郡村に遊説し又は各地の招聘に應じて巡回口授
し勸誘懇到雲伯隱石の四國に於て君の説を聞き造林したるもの六百餘町、尙

郡内農家の子弟を自宅に集め薫陶養成林業上の技術を知得せしむるのみなら
ず他府縣人より子弟を依托し來る者鮮なからず。

君の事業として尙特筆すべきは、明治二十二年私資を投じ居村尋常小學校
々舎附近の畑地を借受學校生徒の試作園となし毎月數回躬ら鋤鎌を執て生徒
に作業を傳習せしめ、其の收穫物は賣却して之を生徒に頒與し郵便貯金とな
さしむ、之を龜嵩村學校園及生徒貯金の嚆矢とす。

小事は小事ならず小事は即ち大事なり。君稻の植方の成績可良なるを觀悟
つて爰に至る。

一一〇 島根縣 島田慎二郎君

君農家に最も要用なるは勤儉貯蓄にありとし、家政統計簿なるものを編纂
し之を世に公にし便益を與へし事慤なからず、慎次郎養蠶に意あり業を福島
縣樹田養蠶所に修め爾來益々蠶業に盡し、十九年那賀郡養蠶會の事業として

福島群馬の二縣より再三教師を聘して郡内各所にて講話又は製糸方法を傳習せしめ、之れより得たる生絲十四貫匁を横濱市場に販賣せり之を那賀郡生糸輸出の初めとす、其后今日に至る迄少しも倦怠なく蠶業の發達に盡しつゝあり。

由來農閑時代を利

用する問題は副業

なり、本業と副業

は農政者の餘程腐

心する問題にして

之が盛衰は農家の

生命に關す、島田氏

は此の地方に適する副業

業の速に爲さざるべからざるを感せしめたり。



之が爲此地方一般に該事

績見るべきものあり

行し、其の結果成

自己の所有地に施

益なるを認め之を

耕地整理事業の有

みならず三十六年

として獎勵せり。の

は綿糸網地の製造にあり

賜藍綬褒章

明治三十九年一月官其の特志に感じ藍綬褒章を賜ひ四十年五月皇太子殿下山陰道行啓の際氏の養蠶場へ御使差遣の異例を得優渥なる令旨を賜ひ並に御

本業と副業

紋章入銀盃及酒饌料を賜ふ感泣措く能はず、益々元氣を鼓し健全なる蠶業の發達、副業の獎勵に全力を注がんと言ひ居れり。

農家には本業と副業との別あり、此の區別を辨へずして本副轉倒するが如き事あらんか副業は覆業となり遂に一家の破滅を見る事其の例世に少なしとせず、日本農家の本業は深山と瘠土の海岸漁村を除くの外は米作なり、米作は農家の本業なり、本業たるからには本業として改善の策を講じ夢怠るべからず、蠶業は農家の副業なり、副業たるからには本業を捨てて迄なすべきものに非ず且つ亦投機的に流るゝが如きは斷じて不可なり、凡人爰に見る所なく景氣に走りて本業か副業かを疑はしむるのみならず副業却て本業たるの觀あり、氏必ず爰に志あらん奮勵努力して副業としての發達を切望す。

一一一 島根縣 齋藤勝廣君

齋藤家は數代石見國美濃郡梅月本俣賀左ヶ山三ヶ村の庄屋役にして、氏亦

病軀を提
げて左
山牧場
に入る

其の職に就き維新後戸長又は村長の職を奉せり、故に全家と右三村現今合併
豊田村と稱すとは密接なる關係あり、依て先づ豊田村の農事を改良し其餘力
を以て廣く他に及ぼさんことを期せり、農業に志を立てしは齡二十二歳の時
にして爾來自ら田畑を耕

作し其餘暇を以て農

書の研究に勉め慶

應二年農事試作場

を設け以來今日に

至る迄終始一日の

如く研究に勸誘に

指導に力を盡し毫も

怠ることなし、其忍耐力

せしが中途若し成蹟十分ならざるか或は不結果に終るか他の障害出来したる

場合の如きは益々熱心に之れが研究を重ね以て其成功を期せり、之れ常人の

到底及ぶ所にあらずして如何に其精神の不撓不屈かを知るべきなり、殊に二



の強きこと他人の及ぶ所
にあらず。氏の事を

なすや先づ其初利

害得失及將來見込

の有無に就て詳細

なる研究をなし之

れを可なりと認む

るときは自ら之を實

地に試み然る后他を勸誘

賜綠綬褒
章

小作人に
對する施
設

十四年三月二十五日綠綬褒章御下賜以來は天恩の辱きに酬ひ奉らんことを期
し益々努力精勵倦むことを知らず、以前より病魔の爲め歩行十分ならざるも
屈せず、或は杖に倚りて田園に至り或は馬背に跨り又は駕に乗りて巡回指導
獎勵誘掖に勉め毫も怠らず、今は一家を孫勝太郎に譲り其身は左ヶ山牧場に
入り専心力を畜産の改良に勉め熱心其業務を採りつゝあり」
地主と小作人の間互に信義を重するもの至て少く、地主は小作人を奴隷視
し毫も慈愛の念なく只自己の利益にのみ力め小作獎勵の如き之を顧みるもの
なく、小作人は地主を慕ふの念なく其農業改良上に影響を及すこと少からざ
るを患ひ自ら卒先して小作の保護獎勵に勉めたり、其方法左の如し。

(1) 明治二十二年より年々小作人より納付し來る掛米の内幾分を抜き取り小作米品評會を開設せり、
審査は各一定量より厩米を撰出し厩米の量目を秤り其歩合の多少により等級を附す、審査員は小
作人中より撰定す、又賞品は一等玄米一斗乃至一斗五升、二等鎌、三等手拭とし審査の結果一等
となるも其掛米の少きものは一斗以内の賞品を授與することあり、而して賞品授與の方法は審査
を了りたる後日定め毎年凡う一月二日之を陳列し小作人に縦覽せしめ併せて賞品の授與式を行ひ
實業家若くは學術經驗ある名士を聘して其講話を聴聞せしめ最後に左の標準により小作人を獎す
るが例なり。

一人に付酒二合酢飯二合其他蔬菜料理三品

小作人との共同造林

- (ロ) 農業に熱心なるものにして耕牛を購ふ資力なきもの及田畑を開拓せんとするものにして食費なきものには耕牛又は米穀を貸與し又赤貧にして農業を勉勵すること能はざるものには米穀を給す。
 - (ハ) 小作人にして下記の條件を遵守實行せざるものには如何なる凶年に達ふも掛米を減少せず(其一)稲種を立毛に付撰擇採種し後鹽水撰を行ふこと、(其二)苗代を三尺巾の短冊形にすること、(其三)挿秧の距離及一株の本数は其他につき試作の上定むること、(其四)肥料は一反歩に付厩肥二百貫焼土五十貫若しくは木灰二十貫以上の割合に施すこと。
 - (ニ) 焼土肥料の施用を勤め焼土小舎を建築するものには材木及瓦代として小作人一人に付金七圓を補助す、又磷酸肥料の効果を説き其施用を奨勵し耕地整理地に對しては毎年一反歩に付五貫づきの磷酸肥料を給與す。
 - (ホ) 豊田村地方は棚田多く區畫甚だ狭少なるを以て畦畔を廢し地勢に應じ之を合併整理するとき其利益少からざるを以て小作人を奨勵して之を實行せしめたり、其方法整理作業は小作人の負担とし着手前實地を踏査して合併により増加すべき反別を豫測し小作人をして爲めに生ずる掛米の増額を査定せしめ其増加額七合に對し米壹斗づきの割合を以て費用として之を小作人に給す、右給與米は事業の勞費を償ふて餘りあるが爲め小區劃の整理をなすもの漸次多きを加へたり。
- 凶荒豫備に供し傍ら小作人との親密を永遠に保持せん爲め明治三十七年一町六反二十九歩を提供して共同造林に着手せり、左の如し。
- (イ) 反別七反二十九歩大字梅月、 歩大字本俣賀、四反歩大字左ヶ山
右山地掛米を徴せず、公租一切地主に於て負担す。
 - (ロ) 樹木の種類は杉楡とす苗木は小作人の負担とし各自出でし植付をなし其監督は齋藤家にて之をな

俵裝改良

耕地整理

し各字より世話係各二名づきを小作人中より抽籤を以て之を定め一般の取締をなさしむ、世話係には執務手當として一日貳拾五錢を給し其費額は小作人より之を徴收す。

(ハ) 伐採は全反別の二分の一を五十年目殘部を六十年目に伐採し其跡地は前記の方法により直に植付をなす、但五十年以内と雖も非常の凶年に於ては種籽皆無の如き場合に於ては協議の上幾分を伐採す、若し他に轉住又は一家病氣或は不時の災難に掛り生計の目途立ち難き場合は協議の上現在立木總數を平均に分配し其得分の内上木三本を地主に納め其他を伐採せしむ。

(ニ) 五十年若しくは六十年にして伐採樹木を賣却したるときは其代金の内より地主に公租を支拂ひたる殘部は全部共同資金とし、利倍増殖を計る爲め地主より確實なる銀行に預け入れ地主は世話係に預り証を入れ置く、自後五十年目毎に伐採し前記の方法より造林するものとす。

俵裝の改良は縣令を以て制定されあるも多年の習慣上一時に之を改むるは至難の事業たり、故に其普及奨勵の一策として各小作人に納米一俵に對し金參錢づきの俵調製費の補助をなしつゝあり。

字本俣賀藪田と稱する所の耕地中に甚しき濕洳の悪田あり、一反歩の收穫僅かに四五斗に過ぎず、如何にしてか之れが改良をなし收量を増加せんと欲し自ら工夫を凝し或は識者に謀るも明案なし、然るに明治三十三年縣農會に於て各郡耕地整理摸範地起工に對し測量設計の計畫あり、此の區域も亦其中に加へられたり、次で農商務省より吏員の派出に際し整理の方法を糺し大に

得る所あるを以て斷然志を決し耕地整理を發起せんとし之を他の地主に謀りしも未だ地方に於て施行せしものなく從て經驗なき事業なるを以て其結果を危みて協議纏らず、百方手を盡し漸くにして參加者の承諾を得三十四年十一月より工事に着手し翌年五月成れり、其成績良好にして全部完全の乾田となり同年の收穫は一反歩に對し凡そ五斗六升餘の增收を得先きに故障を唱へしもの皆驚嘆するに至れり、而して工費は壹千八百餘圓にして元反別七町五反一畝七步七合なりしもの整理后反別七町八反七畝廿四步にして差引三反六畝十六步餘を増加せり、人皆整理地の現況を見て大に其有利なるを感じたり、爾后獎勵の結果三大字に於て施行せし耕地整理の反別左の如し。

大字名	起工年月日	竣工年月日	反別	合計
本 俣 賀	明治廿七年六月卅日	明治廿九年五月廿五日	十一町二反三畝廿一步	卅五町七反一畝廿步
梅 月	同三十七年十月廿四日	同四十一年十一月三日	十一町八反九畝十三步	
同	同四十一年九月十九日	同四十二年三月	五町四反一畝十一步	
左 ケ 山	同四十一年九月	同四十二年四月十日	五町六反步	卅五町七反一畝廿步
同	同四十二年四月	同年五月	一町五反七畝五步	

農家の副業として蠶業の獎勵の必要あると殊に三大字は桑樹の栽培に適し將來有益の事業なるを認め鋭意勸誘をなすも從來桑園不足の爲め止むなく高價の桑葉を購ひ收支償はざるものあり、或は飼育の技術拙劣にして失敗するあり、其結果養蠶は不利益となし容易に之に應ずるものなきを以て失敗の原因は桑葉の不足及び技術の拙劣なるに基因することを懇諭し二十二年の春美濃郡種苗場より桑苗一万二百五十餘本を購入し農家一戸に五十餘本づゝ配付し各戸飼育に要する桑樹の栽培を獎勵したり、當時春蠶のみを飼育せるを以て水稻插秧最も繁忙の期節に際會すると前陳失敗の歴史とを口實とし培養を怠りたる爲め盡く枯死せしめたり、然るに尙屈せず三十三年より三十五年迄の間正確なる製造家より蠶種を購入して之を各戸に配布し其家族をして飼育せしめ其收穫は左ヶ山牧場に於て品評會を開き優良なるものに賞品を與へ且斯業の熟練家に講話を乞ひ専ら勸誘に努めたり、其後秋蠶の利益あるを聞き之が普及を謀らんとし秋蠶講習所を自家蠶室に設け豊田住民を主とし併せて郡内より生徒を募集し風穴蠶種を購入し秋蠶飼育法を講習せしめたり。

之が結果漸次進運に向ひしを以て蠶業共同飼育規約を協定せり、其要旨は二三十六年より三十七

製糸副業の復興

年迄を期し各戸桑苗少くも三十本以上を植付くこと、二種類は魯桑、赤木等にして秋蠶飼育を目的とすること、三桑樹は可成立木仕立にして高田式によること、(四明治三十七年より秋蠶若しくは春蠶は各戸毎少くも五升以上を收購すべき蠶量を掃立つること等にして今日に至るも尙奨励しつつあり。

舊藩時代には紙上納及御趣段紙等の制ありて豊田村の如き其産額頗る多かりしが廢藩と共に上納紙の制廢せられ製紙業は漸次衰頽し殊に粗製濫造の弊に陥り大に聲價を失するに至れり、然るに原料豊富にして農家冬季の好副業に乏しきを以て大に之れを復興するの必要を認め十五年十月私立澹紙興業舎を組織し廣島縣より教師を招聘し四枚漉の新器械を購入して男女に傳習せしめ、後八枚漉を勧誘せり、而して其原料は元楮皮のみなりしが三椋紙の世間に重用せるを認め三椋種子を購入して之を試作し其苗を三大字の各戸に配付せしめ又は他の製紙地方より優等の見本を取寄せ或は品評會を開設する等各種の方法により製紙業の改良發達を奨励し稍々面目を改むるに至れり。

牛馬の飼養は舊藩時代に於ては稍々盛なりしも廢藩と共に漸次衰へ從て耕地は肥料欠乏し肥沃の田畑も荒蕪の傾きあるに至れり、茲に於て畜牛改良の急務なるを認めしも自ら經驗に乏きを慮り明治十八年の春三瓶牧場及頓原、八川の牧場を視察し大に得る所あるを以て歸村后直ちに居村有志十二名と謀り大字梅月二十五町歩餘の牧場を設置し同年七月牛馬廿二頭を放牧したるに牧場狹隘にし

舊藩時代盛なりし牛馬飼養を復興せんとす

て忽ち牧草欠乏し加之飲料水不十分なる等種々の故障を來し其成績不真に歸し爲めに同志中の多數は廢場を唱ふるに至り百方慰諭すれども聞かず、之れを以て共同を解き翌十九年より同二十一年迄三ヶ年間單獨にて試験を繼續したるに結果稍々見るべきものあるも爾來全牧場は區域狹隘にして大成を期し難きにより左ヶ山に移して大に規模を擴張し、字叶松に於て十二町歩の牧場を新設し出雲産の牛及九州産の馬數頭を購入し在來の牛馬を併せ總數四十頭を放牧して其成績を試みしに、舍飼に比すれば性質溫良体格蹄等の發育佳良にして畜世人の注意を惹くに至り倍放牧の必要なるを確信したるも其規模尙狹少なるを以て全所二ヶ竹下手隘に於て三十町歩、熊のしが原に於て十二町歩、小鉢谷に於て三十町歩の牧場を増設し各牧場に管理者を置き又は獸醫を設置し適當の注意をなしたるにも係らず牛馬は牧外に逸出し又は斃死し其他困難百出の爲め損失の金額尠しとせず、茲に於て大に牧場の改善に着手し延長數千間に至る、周圍の柵は之を堀切り又は石垣に改造し、事務所を設け自ら之れに住居して管理の任に當りしに逸出斃死の害は全然其跡を斷ち生産は其數を増加し總數五十四頭に達し従前の損失を償ひて幾分利益を見るに至れり、又牛乳を搾取して之を販賣するは牧場經濟上有益なるのみならず此種の供給を饒にするは吾人人類の衛生にも欠くべからざることを覺り搾乳業を開始せり、然るに生乳は腐敗し易く且つ山間に僻在し其運搬不便にして販賣上困難少からざるを以て煉乳を製するの必要を感じ直ちに之を開始し種々の試験と經驗を重ね漸次販路を開けり、尙地方農家に向て搾乳の奨励を勧誘したるも之れに應ずるもの少かりしを以て乳牛預ヶ法を設けて之れを奨励せしに効果漸次に現はれ一般農家の飼牛に心を用ゆるもの多きに至り、生乳の量大に増加したるを以て更に大規模の煉乳製造に着手したり、該器械は五馬力の蒸氣機鑪にして一日に生乳六石を製造し得べく代價千拾八圓餘にして運搬摺付費等貳百圓餘を費せり、明治三十七八年日

露戰役砂糖及ブリキの假暴騰せると傍ら原料たる生乳欠乏の爲め目下は一時中止し専ら生乳殺菌消毒の爲め使用し居れり。

植林事業

左ヶ山は連山重疊にして平地少く田畑は山林溪谷の間傾斜稍緩なる地を開墾せしものにして其の區劃極めて狭小加ふるに高山日蔭を移し水田の所々より冷水若くば礦水湧出し生産力頗る少し、故に該地方農家は一般田畑の利益薄きを以て天然の森林を伐採し之を益田町地方に販賣して生活の一助となせり、而かも山林は毫も人工を加へざる天然林にして之が伐採甚だ急にして栽植するものなし、爲めに山林の財源漸次涸渇し農家は生活に困難を感ずるに至らんとするを憂ひ、大に造林の奨励をなさんとせり。然れども一時に多額の資本を投じて造林業を興すが如きは到底望なきにより、先づ試作場を設けて之れに杉、檜、樺、栗、落葉松、草植松、楮、三椏等造林に要する樹木を栽培し、其栽培者は地方農民を雇入れ以て事業の修練をなさしめ傍ら勸農會を設け造林の必要を説き或は試作場に於て栽培したる苗木を分與して各自所有の地に植付けしむる等種々の方法により造林の順序方法を了解せしめ漸次各自に苗木を仕立て之を以て造林するの機運に至らしむることを期せり、造林の順序方法は

先づ夏土用中に移植地の雜草木を伐り開き其乾燥するを待ちて焼拂ひ、打起して蕎麥又は蕁苔等を栽培し翌春二月上旬より彼岸までに杉、檜苗を植付け間作として楮或は三椏を植付其後毎年一回づゝ三椏楮等間作爲のある所に限り耕耘し其他は雜草木を刈取らしむ、間作物收穫の年限は地味により多少異なるも大概七八ヶ年間とす、春雪の多きときは之を拂ひ落すと下枝落し及蔓草等を除くのみにて多額の費用を要せず、常に此の方法を以て勧誘せり、然れども造林は百年の大計にして一朝に利益を收め難きにより青年造林、老年造林の二種に分ち小作法を案出せり、大要左の如し。

甲。小作法は杉若くは檜を植付くるに適當なる場所を撰み、之れを企望者に預け苗木代其他開墾手入費は全部預り人の自辨として間作は預り人の收得とす、間伐若くは全部賣拂代金は之を等分して其一半を地主の收得とし残りを預り人の收得とす、之れ長期の小作預法にして多くは青年向なるを以て青年造林法と名く。

乙。小作法は預り人に於て借用の初年雜草木を伐採若くは焼却し大根蕁苔蕎麥の類を蒔付け收穫を自己に收め伐採賣却其他の費に充つ、翌年地主より苗木及植付料米苗木二百本に付玄米二斗を預り人に渡し植付及自後の手入をなさしむ、又預り人にて自由間作を爲さしめ其利益を收得せしむ、其間作は楮、三椏なり、而して七八ヶ年の後植付の樹木繁茂に伴ひ間作をなす能はざるに至りて山林は植付の儘地主に返還せしむ、是れ短期の小作預法にして多くは老年向なるを以て老年造林法と名

青年造林法と老年造林法

賜給褒章と銀盃

く。
甲乙の小作法により植付けたるもの現在杉十五万三千本餘此反別十七町八反歩あり、明治二十一年共同造林規約を設け共同造林を奨励せり、斯く造林を奨励すると共に森林の保護としては境界を確定し伐採方法を規定し其他火災豫防風害雪害雜草木の害に至るまで防除の方法を講し指導奨励を怠らず。以上記述したる事項の外農事視察の奨励農作物試験場の設置勸農申合組合の設立凶荒豫備の施設農談會及品評會の開設等を計畫實行して効果を擧げ其の他自費を以て種苗を配布し郡農會長となりて講話指導の任に當り、或は愛國會を組織して風俗矯正共同勤勞の美風養成に努むる等其の地方改善の爲めに盡瘁したる事故擧に違あらず、之れを以て明治二十四年三月綠綬褒章の下賜あり全三十一年七月賞勳局より銀盃を賜はる。

一一二 島根縣 渡邊新太郎君

養德會を起す

海士郡海士村の人、資性温厚篤實にして徳望に富み、地方人士の信頼を受くること深し。明治十五年より試作場を設け、米麥大小豆の試作をなし、其種子を分與して種類の改良普及を圖ると共に肥培の方法を教へ。二十年養德會を起して風俗の改良と勤勞を奨め。二十五年より模範農夫を雇入し、之が

鷄卵の共同販賣により村債を整理す

耕耘其他の狀況を一般に示し、斯業の進歩發達を圖り、且農閑を利用して副業を習はしむ。其他嶄新の農具を貸與し、又は品評會を開設し、只管農事の發達を促し、殊に村債整理方法として毎戸養雞をなさしめ、産卵の共同販賣によりて能く經濟の困難を救済する等、其功勳からず、郷民一般に其恩澤に浴す。



此地方は畑多くして水田乏しく、米の輸入夥しく、農家經濟を擾亂すること甚しきを慨し、明治二十年頃より溜池に心を傾け、百難を排して之が築造を行ひ新田を開墾して大に増収の途を聞き、其發展普及を促進し、殊に近來に至り大企畫の海面埋立を畫策する等、専ら土地の利用厚生に力を盡せり。

一一三 島根縣 引野彌太郎君

明治二十七、八の兩年石見の人老農齋藤勝廣氏に就て農作物の肥料試験、龜鯉の養殖法並に殖林を傳習し、又齋藤氏が創設に係る凶荒豫備の方法、牧場搾乳場等の經營法を實地に學び、郷里八束郡岩坂村に歸りて水稻、大小豆を試植し、杉、扁柏、棕栂、桐等の種子を採取して樹苗の養成につとめ。其后若槻佐一郎氏の造林法を研修し、三十四年には多數の日子を費して岡山縣を始め十六府縣内の農業及造林業を視察して見聞を廣め、既往十ヶ年に於て四町歩に杉、扁柏、櫟殖林せしに何れも生育佳良にして他の模範となり、明治四十年 東宮殿下山陰へ行啓の際、該造林地中櫟造林地一反七畝餘歩を割き、行啓紀念の爲め學林として岩坂小學校基本財産に寄附し。棕栂苗を村内有志者に無代頒與し、尙小學校樹栽地の設置に當り櫟苗を寄贈して全事業を扶けたり。又燒土小舎を建設して教師を聘し、村民と共に全傳習を受くるや自ら燒土を造り地方有志の來觀を促し、燒土肥料の必要を説き又は出張して燒土の方法を教へて獎勵し、以て其普及を圖れり。又字日吉は戸數僅かに二十餘戸の部落なるに耕

造林地を寄附して小學校の基本財産とする

息養造と協力して農業の發展を圖る

地は三十二町歩の多きを告げ、隨て耕耘培養等不充分にして逐年收穫の減少を來すを憂ひ、苦心計畫の結果小作獎勵會なるものを組織し、大に小作人を勵まして其活動を促せり。當時恰も實子義造の縣立農林學校を卒へ、歸郷せしの際なるを以て、之を

鳥取縣老農中井太郎の許に派遣し、

耕地整理、暗渠排水、

田植定木使用、太車

使用法等を實地に

習得せしめ、共に

村内の農民を指導獎

勵して之れ等改良方法の

除等は自ら管理し、以て共同及集合苗代の必要を一般に示せり。明治三十七

年四月八束郡農會種苗園の設置あるや、全園の管理者となり、熱心其の業務

に鞅掌し、年々善良の原種を生産し、現に其の職にあり、尙各地巡遊により

しめ、水の灌排、害蟲の驅



普及を圖り多大の好成績を得せしめたり。明治卅九年官より共同及集合苗代の獎勵あるや、自己の耕地を提供して最も細少なる耕作者の稻種を共同播種せ

得る所あれば必ず其實行に勉め、或は視察談を試み又は民風の改善勤儉貯蓄の實行等に付て唱導施設する等、熱誠以て地方農界の刷新に怠らず。其功績顯著なる者多しと云ふ。

一一四 岡山縣 小山益太君

氏は文久元年九月岡山縣赤磐郡可真村の一小部落たる稗田に生る、幼より自然界特に植物界に親しむを無上の樂しみとせり、長ずるに及び園藝に志し果園を經營して六六園と名づく、之れ岡山縣内の果樹園中最も著名なるものにして、苟も園藝に志すものにして本園の名を知らざるものなく亦小山氏を知らざるはなし。氏の家は世々村宰たり、明治維新の後家政弛頽生計年を逐て悲境に陥り、當時氏は職を郡衙に奉じ嚴父も亦公吏たりしと雖も單に其收入に依りて以て家政の回復を圖るは至難の事なるを以て千思万考孤山の梅樹は是れ我が好摸範たらん、想ふに一家團樂の快は家人と苦樂を共にするにあ

果樹栽培
に専心す

果樹栽培
に専心す

り、勉むべきは勞働勵むべきは勞働なりき、遂に果樹栽培を爲す事に決し、二十一年の春播州加古川高木氏より葡萄の挿穂を購入し苗木を養成し同年秋附近山林の開墾に着手し、二十二年春攝州池田の商人より夏橙苗百本を購入し前年購入せし葡萄と共に開墾地に栽植し、別に備中國小田郡渡邊桃李園より分譲に係る白龍梨六十本を宅地の東隣なる畑三畝歩に栽植せり。此年又養蠶教師高山社々員片貝兵三



めず、因りて之を土中に埋め注意を加へ蘇生を計りたりしかば幸にして各種とも二三穂回生し他は皆枯死するに至れり、爰に其丹誠の空しからざるを喜び之れを苗木とす、即ち六月泡雪、玉子、松王、辨慶、朝鮮落ち、泰平、無類、赤龍なり

郎氏の手を経て埼玉縣より梨の穂木十二種に分與を得たり、本穂木は三月一日の發送に係るも運輸の不便なるが爲め同月三十日に於て到着せり、解ひて之を檢するに更に活色を認め

二十三年春此苗木を夏橙の樹間に栽植す、是れ地方梨樹栽培の嚆矢なり。其之を間作せしもの蓋し柑橘は地方の氣候に適せず前年栽植の當時に於て其發育を危みしに果して豫想の如く發育不良なるに依り漸次梨樹に改作せんとするに在りき。又桃は同年春岡山の人村上氏の庭内に栽植せらるゝ上海、天津の兩種共に形狀肥大色澤美麗にして普通種と異なる所あれば、其枝梢兩三の分與を乞ひ得て之れを緋桃に接ぎたり、現今地方に栽培せる上海、天津兩水蜜桃の親木は概ね此樹より出ずと云ふ。

夏橙は栽植後三四年にして寒傷の爲め殆ど枯死し、葡萄は結果したるも日本種と外觀を異にし時價極めて安くブラツクハンホルクの如き優良品なるも其價格一貫匁に對し參拾錢乃至參拾五錢に過ぎざれば、到底收支相償はざるを以て數年の後其幾分を試作に止め柑橘園の跡地と共に悉く梨樹に改作したり。

明治二十八年の頃桃の新種を出すの必要を感じ、熱心研究の結果遂に二個の變化したる桃種子を得たり、依りて之を播下し愛育せしが、一は三十年一は三十二年に至り美果を産す、甲を金桃と名け乙を六水と名けたりしが此二

金桃と六水種

種は世の歡迎賞賛を得たり、此他新種數種を得たるも母樹の短所を遺傳し未だ希望の種類を得る能はず、目下梨樹の新種を出さんとし花粉の交配を利用し種々實驗中に屬せりと云ふ。

終に特記すべきは三十二年の交梨樹霜害に罹り爾後八ヶ年間之が驅除豫防の方法を講究實施し、ホルドー液灌注使用の時期回數の試験に於ては幾多の經驗を重ね、遂に其時季及回數等の適否を知得し、三十六年鋸蜂の幼虫桃の葉を喰害し延ひて其害梨、苹果に及ぶに至りしかば驅除方法の研究に至り寢食を忘れて熱心實驗の末遂に有効驅除劑を發見し一般の果樹栽培業者に多大の利益を與へたることなり、尙氏が開園の當時は園藝の術未だ開けず從て参考に資すべき著書に乏しく僅に六部耕種法、果木栽培法、果樹要覽、農家必携の類に過ぎざるの時に當りて銳意研鑽を重ね果樹の作法整枝剪定等之れを學理に徴し實驗に鑑み一成一敗の間其道に通ずるも施肥の錯誤害虫の襲來其他天候の關係等に依り屢々其成效を妨害せられたるにも拘わらず、不撓不屈二十餘年の久しき専心斯業の研究に身を委ね遂に果樹栽培方法を自得し、園藝家の指針を以て稱せられ、岡山縣の果樹栽培をして今日の盛況に臻らしめたるの勳

功は果樹園藝發達史上に特筆大書して不朽に傳へらるべきものなりとす。

一一五 岡山縣 柳井重宣君

代々檀紙を製す

嘉永三年二月八日を以て備中國上房郡松山村に生る、家代々地方の名家にして父重隆の世までは歴代の主檀紙を製し大高檀紙と稱し世の賞用する所なり幕府の料紙に供したり、而して當時職工として使用せしもの數名今尙柳井家の近傍に住し保護の下に生計しつゝありと云ふ、氏成長するに及び己を持つると勤儉にして謹直、苟も非理の行爲なし、故に郷黨の畏敬する所となる明治九年四月官氏に命ずるに松山村戸長の任を以てす、是れ氏が公共事務に執掌せし端緒にして明治十七年三月には縣會議員に選舉せられ、全二十三年二月縣會の常置員と爲る、爾來各種の公職及會社銀行等の重役として氏の身を煩すこと甚だ多かりし、就中重なる職名を列記すれば上房郡牧畜會社長、高粱製糸會社取締役、松山村長、岡山縣勸業諮問會員、上房郡農會長、株式會社八十六

銀行頭取、岡山縣農工銀行創立委員及全行取締役、岡山縣兩備蠶糸同業組合長、岡山縣畜産會長等なり、而して現今尙在職中なるは岡山縣農工銀行取締役、株式會社八十六銀行頭取、上房郡農會副會長、岡山縣農會評議員、私立高粱順正高等女學校維持委員等とす。氏は斯の如く社會公共の職務に關係し多忙多端の身なるにも拘はらず、一面自ら率先して多年畜産事業に盡し畜牛の改良を企て成功したるのみならず、常に



はなく當業家の参考上好資料なるを以て順次之れを掲げんとす。

畜牛改良は氏が最も意を用ひたる所にして、其端緒は明治十二年日本種牛十頭を購ひて飼養を試みたるに初まる、其當時牛の價格甚だ低廉にして一頭

畜牛改良に貢献す

く自動的現實的ならざる

を愛撫して農事の改善を計畫したるが如き、洵に國民の模範にして大に賞揚するに足るものあり、而して其施設に屬する事業は悉く自動的現實的ならざる

貳參圓乃至六七圓を以て購ひ得たりしが、十四年に至り價額俄に昇騰し一頭の價實に購入したる時價十頭の價額を償ふに尙餘りある時代に遭遇せり、是れ氏をして牛の飼養の利益あることを覺知せしめたる動機にして、同時に氏は大に畜牛改良の必要をも覺知したり、爰に於て先づ改良の第一着手として「デボン」種一頭を得て自家用種牛に供し、次で十五年に至り岡山市在住の米人某より短角種牝一頭を譲り受け飼養すること數年遂に良好なる種牛を仕立てて愛養せり、氏は斯く私財を投じて數頭の種牝牛を購入するも其目的たる自己の牛種其頃五百九十餘頭を有し多くは他人に貸與すを改良し餘力を以て他に及さんとする方針なるを以て、敢て交尾上の利益を占有せんとするものにあらず、故に畜牛の生理及飼養管理法並に牧草の改良等一々自ら之れを研究し實地に之れが經驗を重ね能く利害得失の点を考査して之れが運用の妙を悟るに至れり、人若し氏に對し畜産の道を尋ねれば温乎たる其容は能く人をして親ましめ談佳境に入れば益々其の蘊蓄を傾け來り聞く者をして能く感動せしむるは畢竟衷心の熱誠迸出して談話形容に顯はるゝが爲めなり、熱情此の如きを以て氏が施設する畜産事業は自ら豫期の如く進捗し概ね成功する

と共に世人の信用亦益々厚く、明治三十一年岡山縣は氏をして東京市附近及北海道の畜産事業の視察を爲さしめたり、殊に畜産事業視察の爲め來縣する人の多くは皆土地の僻陬と路程の長さを厭はず遠く來りて氏の温容に接し其高説を聞くを喜べり、氏の名聲淺からずと謂ふべし、而して其名譽は之れのみ止まらず明治三十九年十月中國五縣聯合畜産共進會を鳥取縣米子町に開設せらるゝや、其時機を利用して農商務大臣は氏が多年の辛勞を賞して功勞賞を下賜せられたり、其前にも優良種牝牛所有の廉を以て賞金を下付せられたること前後數回に及ぶと云ふ、而して氏が多年繁殖せしめたる洋種雜種の分配地を述べれば東は備前國邑久郡地方西は備中國小田郡笠岡町地方に輸送して繁殖の資に供し和種は地方の冀望者に譲りて是亦繁殖に便せしむ、是れ洋種雜種の成育は平野多き備前備中南部地方に適し和種は山岳多き備北の地に適するを以てなり、如上述ぶるが如き氏が献身的施設事業は今日尙以前の如く終始一貫殆んど渝はることなきは畜産家中稀れなる人士と謂ふべし。

前に一言したるが如く農事改良に於ても熱心に他人を誘導し又自ら各種の事業を企て尙ほ小作者を愛撫するは農業振興の方法なりとして自己に對する

小作者は厚く之れを待遇し漸次他を感化せしむる方針を採れり、故に氏と小作者との間は常に温情満々として恰も親子の觀ありと云ふ。

今其が一事を記さんに松山村の一小部落に原と云ふ字あり、此地は高粱町の東南に接す、其面積約五十町歩にして古來悉く畑地に屬せり、其耕地の七八分は殆んど小作地にして其小作料の如き毎年地主より檢見取りの方法を行ひて徴收するの例なりしかば、勢ひ地主の利益に歸し小作者の困難を誘發するに至りたり、實狀此の如きに至りては如何でか小作者之れを坐視せんや、遂に明治十一年の秋に至り小作者は自己の困難を訴へて地主に迫り地主對小作者間の紛議を生せり、此に於てか氏は一面地主側の人なりと雖も亦一面仲裁者の位地に立ち双方の間に奔走して融和の策を按出し遂に漸く兩者の親睦を保持せしめたり、今尙其當時の方法を襲用しつゝあるは氏の勞と云はざるべからず、而して兩者の間に締結せられたる小作料を示さんに畑地上中下の三位に分ち即一反歩に對し上は麥一石六斗地利金壹圓及公租一切中は麥一石五斗地利金壹圓及公租一切下は麥一石四斗地利金壹圓及公租一切とす、此締結は從來の小作料米二石に比すれば餘程の輕減に相當するを以て小作者皆

氏の斡旋の勞を多とし感謝の意を表せざるものなし、其他岡山縣米穀検査法の實施に當りては合格米の多からんことを計圖したる等實業界に貢献したるの功勞洵に擧からざるなり。

一一六 廣島縣 檜崎圭三君

高田郡三田村の人、資性篤實品行端正事に方つて堅忍不撓苟も自ら認めて可なりとするものは必ず爲し遂げざれば止まざるの概あり、常に意を公益に注ぎ以て村民の利福を増進せんことを期す、其の事蹟の顯著にして聲望の隆々たる蓋し偶然にあらざるなり。

氏の家世々農を以て業とす、而して彼は二歳にして父を喪ひ、十歳にして母に訣れ、世にも憐むべき孤兒となり、盲目の祖母に鞠育せられ之に事へて至孝又儉素能く己を持し家業の傍學習を努む、閩里其行爲を稱賛せざるはなかりき。年十九に至り家塾を居村に開き近郷の子弟を教授し尋て小學校教員

幼にして
孤兒とな
る

窮民を救
ひ病者を
慰問す

となり、孜孜として其職務に服し敢て倦怠の色なし。又濟貧救恤の志厚く常に村内の窮民を救済し、病者等を慰問すること到底常人の及ぶ所にわらず、去る明治二年の大凶作に際し此村亦餓菜道に横はるの惨況あり、氏憂慮措く能はず自ら村内の有志と

常食の一碗を殺き之を貯へ以て門に立ちて食

議り各應分の米麥を醸出し、以て救助に力を盡し數百人の多きに至るも遂に能く食を他村に乞ふものなきを得せしめたり。加之自

假令其數多き時わりども空しく之を去らしめざりき。



已は勿論妻子を諭して各

し敢て之を嫌厭せず、其懇切周到なること親戚舊故も啗ならず。又村小學校舎の矮陋なるを憂ひ、自ら進むで金若干を捐し、且村民を鼓舞誘導して寄付を募り、明治十七年三月に至り宏壯堅牢なる校舎を新築し、以て兒童教育の

至誠衆人
を動かし
廣島三次
間の道路
を改修す

利便を興せり。殊に運輸交通事業に至りては最も心血を凝ぎたる所にして、明治十六年廣島より備後三次に至る三田筋十有七里の道路は、礪突起狹隘迂回殊に所々峻峻の坂路ありて行旅の困難運搬の不便想像外なりしを改修して直線の車道と爲し以て旅客に貨物に各便宜を與へんと欲したり、然れども此の擧たる地方未曾有の大工事にして費金亦頗る巨額に上るを以て、輕舉事を破らんよりは寧ろ徐々に其計畫を立て、傍ら手近き工事を起して先づ其利益を感せしめ、然る後漸次着手するの捷徑なるを認め、同年冬第一着に居村字中山峠の峻嶮及高宮郡界なる字觀音峠の峻坂を開鑿せんことを主唱し、兩村民を鼓舞誘導し漸くにして有志者を覺醒し、金品と力役との寄附を得致々として其工に従ひ終に豫定の目的を達することを得たり。

爾來其宿志たる廣島三次間の道路改修に従事し、妻子と家計とを顧みるに遑わらず、身自ら鹿服を纏ひ、草鞋を穿ち、沿道五郡區三十ヶ村を奔走し、風に梳り雨に沐し晝夜の別なく有志の糾合に盡したるも如何せん道敷として二十有餘町歩の土地を要するのみならず、家屋の移轉其他一切の工費は凡て沿道人民の負担なれば異論百出非難攻撃一身に蝟集し、殆んど底止する所を

知らざる状態となれり。偶々有志の輩あるも事業の成效を危ぶみ進んで力を仮すものなし、此時若し尋常の人ならんには疾くに初心を離し思ひ止まるべかりしならんに、氏が忍耐不撓の精神牢乎として抜くべからず、赤心を披瀝して奔走盡力敢て毫も屈する所なかりしかば、至誠人を動かすの言に洩れず遂に同志者續々輩出し、共に力を盡し資を投ずるものあるに至る。沿道民衆又風を望んで此舉を賛し明治十六年二月工事に着手し同年十月に至り全く其工を竣へ延長十七里餘の悪路は一變して直線平坦の道路と爲るに至れり。身を以て社會公共の犠牲に供し銳意率先衆を卒ふるにわらずんば何を以てか能く此の如き大事業を興すを得むや。其の熱心の非凡なる尋常一様のものにあらず。且殖林の事業に傾注し、農家が山林に對する觀念薄く動もすれば濫伐を敢てし山相爲めに荒廢するに恬として植樹經營を爲さず、前途大に寒心すべきものあるを憂ひ、之れが研究に着手し先づ自費を投じて廣く斯業の視察を爲し、又専門大家の門を叩きて所説を聞き研鑽多年遂に木炭の改良と椎茸の栽培法を發明するに至り、爾來到る所施業の方法を説明して其實行を促がし、苟も人と語るに際しては談の之に及ばざることなきに至れり、氏が著作

植林事業

に係る椎茸栽培唱歌の如き以て如何に斯道の勸誘に熱誠を注ぎつゝあるかを知るに足る。又製炭の如き從來の法は大火を焚き又は大團扇を以て煽ぐが如きは未だ究理の足らざる所なりと信じ、苦心の末之れ餘りに空氣の壓迫することの過度なるによるものと思ひ、一時は窯中に空氣を十分に誘ひ炭化の前にをいて之を緊縮せんと欲し、其試験に數回の失敗を重ねたるが此等の艱苦に打克ち所謂百折不撓の精神を以て益々試験に試験を積み、遂に一の曲りたる補助煙突を付することを考案し、之を行ひたるに果して充分の成功を得始めて積年の愁眉を開きたり。此改良法に依れば口焚に要する木材を省き、又口焚を爲すの勞を要せず、僅に一握の燃料と一本の燐寸とを以て点火すれば一晝夜に費すべき火は忽ち窯中一面に燃擴かる、如斯専ら力を造林事業木炭製造及椎茸養成の方法に注ぎ、大に造詣する所あり。今や齡六十三に及ぶも意氣尙壯者を凌ぎ熱心奮勵只管斯業の發展に貢献しつゝあり。

氏が効績顯著にして明治十九年勅定の藍綬褒章を賜ひ且四十二年藍綬褒章に付すべき飾版並に銀杯を下賜せられ其善行を表彰せらる。亦宜なりと謂ふべし。

一一七 廣島縣 岩崎猛二君

産米改良

廣島縣高田の大地主にして常に公共の事に熱中し、殊に勸農の志深く、産米の改良山林の經營、養蠶の奨励、産業組合事業等に亘りて、或は身を以てし、或は財を投じて一意其成功に勤め、自ら範を示して他を導き公共の爲めに盡瘁せし事績顯著にして他の範となすに足る、左に其の事蹟概要を摘録す。

高田郡北部の如きは舊藩の嚴格なる米制解かれし以來、米の品質調製殊に粗悪に流れ、市場の聲價を失墜せしこと甚し、氏は深く之を憂ひ専ら意を改良の畫策に盡すと雖も事体容易の業によらざるは未だ一般當業者をして奮進實行せしむる方法なきに苦しみ、遂に自己の小作人を奨励して小作米品評會を開き、自ら範を示し以て漸次他に及ぼすの先務なることを悟り、明治廿八年其第一回を開催せり。事固より草創に屬するが故に出品の種類雜駁にして資質亦善良なるもの尠し、然れども審査の等級に従ひ夫々賞を與へて大に鼓吹を圖れり。爾來凶歲を除くの外毎年百圓乃至參百圓の賞與を投じて之を開

山林の經營

き、十一回を重ねるに至れり。又自己の小作人を以て農談會を組織し、明治三十一年以來毎年之を自宅に開會して改良心の誘起と智識の啓發に努め、或は食鹽を與へて澆水撰種の實行を奨励する等産米改良に對する氏の施設經營の效果は獨り自己小作米の改善にのみに止まらず、地方産米の改良を催進するに與て力ありたり。

遠近各地の地主之を聞て其方法に倣ふもの甚だ多し。尙氏は益々本業の大成を期乘じ濫伐を敢てし山相爲めに荒廢するも恬として之が經營を圖るもの尠し、氏は深く之を憂ひ明治廿九年吉野の林業を視察し、十數日間全所に止まりて或は斯業熟達之士を訪ひ或は山岳丘嶺の間を跋渉して其實地を探究し、飯來



杉檜栽培問答なる冊子二千部を調製して普く縣下各小學校並に有志者に寄贈し、或は自ら苗木を育成し無代價にて當業者に配付し、自己も亦年々數萬本を植栽して範を示し以て大に他を誘導啓發せしむる所あり、明治三十二年及同三十三年には奈良並に静岡に開設せられたる大日本山林會に出席し、其序を以て該地方の植林事業を視察し更に轉じて長野に至り落葉松に就き視察研究する等氏が苦心經營の効空しからず、今や郡内到る所植林せざるの地なく殆ど閑山空林を見ざるに至れり。且つ斯業の經營は百年の大計に屬するが故に其施設經營を議るべき熟達之士なきを憂ひ、明治三十四年林學に志あるものを募り自ら學費を給して専門學校に入學せしめ、技術者を養成したるが如き以て氏が如何に斯業に貢献せるかを知るに足らん。

及 蠶業の普

高田郡の如きは蠶業が農家の副業として最も好適のものたり、然るに遅々として甚だ振はざるのみか寧ろ年々衰頹の悲運に陥りつゝあり、氏は如何にかして本業の隆盛を圖らんと斯業先進地なる群馬地方を視察し、之が發展の方策を講究し遂に本業の不振は技能の未熟にあることを悟り、明治廿六年郡内同志數名を叫合し五ヶ年の繼續事業として養蠶傳習所の設立を企畫せり。

産業組合

明治廿七年其第一回を丹比村に開き爾來三十一年迄毎年之を繼續して當業者の技能養成に務めたり。其經費の如きは縣費より幾分の補助を受けたりと雖ども、私財を投じて支辨したる金額甚だ少からず、氏の熱心なる施設獎勵にして郡に於ける斯業の發達を補けたるもの蓋し莫大なるものあり。

産業の發達民力の發展を圖らんには産業組合の設置を必要とす、然るに世未だ之を識るもの尠く隨て之が設立を唱ふるものなき時に於て、氏は大に之れを唱導し自他を鼓吹するに努め遂に明治卅八年來原村信用組合の設立を見るに至れり、而して自宅に該組合の事務所を設け自ら専務理事となり誠意熱心其業務に盡瘁し献績甚だ多し、昨四十一年隣村船佐村の内大字羽佐竹村民の請を容れ其地一圓を該組合の區域に編入し、同時に販賣購買生産各種組合を兼營し事業の擴張を圖ると共に新加入者續々輩出するに至り、茲に前途有望なる組合たるに至れり。今や高田郡の産業組合は其數二十を超へ尙相踵て設立を見んとするに至りしもの實に氏が卒先して其設立を圖り顯著なる成績を示したるもの與つて大に力あり。

一一八 廣島縣 石井英太郎君

福山義倉財團創立者石井武右衛門の玄孫なり、資性温厚篤實門葉一縣に崇く、夙に地方民に信頼せらる。慶應元年深津村庄屋福山藩御用達を勤め、明治の初年福山藩下議員を命せられ、後福山藩吏となり、以て廢藩の後小田縣學區取締深津郡區長に就任し、明治十二年廣島縣會議員に當選し議長となり又廣島縣立福山中學校長の任を受くる等地方の政務教職に盡したること掛からず。明治十九年廣島縣勸業諮問會員となり、二十九年より四十一年迄繼續して深安郡農會長に就任し、三十一年廣島縣農工銀行創設當時より衆望を擔ひて四十二年迄頭取の任に當り、又慶應元年より今日に至る迄義倉財團を主宰して公益慈善事業に貢献せしこと枚擧に遑わらず、殊に時勢の進運に鑑み目下約壹萬五千圓を投じ圖書館の設置に着手し、年々壹千餘圓の經費を投ずる計畫なり、克く祖先傳來の美風を顯揚し、地方公衆の利便を圖りたるの功勞洵に顯著なり、今其一二事績の概要を左に列記す。

地方の政務教育に盡す

農會令の發布せらるゝや居村の深安郡深津村の民を諭して之れが設立に力

深安郡農會長となりて各種の事業を企つ

め推されて村農會長となり、後深安郡農會長の職に就くや農會に技術者を置くの急務を認めて技手を任用し、農事改良を企畫せしめ効果顯著なりしかば隣郡たる沼隈郡農會にも勧誘して義倉より之れが費用を補助し、技手を聘用せしめ、共に好成績を擧げたり、是實に縣下郡農會に於ける技手傭聘の端緒にして爾來各郡共續々之を倣ふものあるに至れり。而して農會事業中最も力を注ぎたるは町村農會を督



を設立せしめたる等各種方面に對して注意を怠らず。明治三十四年の頃農事視察員を和歌山、滋賀兩縣へ派遣し、果樹及殖林の狀況を調査せしめて得る所あり、爾後樹苗園を郡内二ヶ所に設置し、山櫻、松、杉、樺、檜等の苗木を養成して

補助を與へて摸範堆肥舎農家に配付し、或は

催し、害虫驅除、綠肥栽培、麥奴拔取等を獎勵して其實績を擧げしめ、又米麥蔬菜の良種を篤農家に配付し、或は

之を各町村農會へ配付し、殖林を獎勵して効果少からず、又果樹獎勵の爲め郡内各地に柑橘類を栽培するもの漸次多きを加ふるに至れり、のみならず年々農談會を各地に開催せしめ益向上心を喚起せしめ、或は農事講習會を開きて農家の子弟をして農事上の智識を啓發せしむることに力め、其講習を了へたるもの約七百名の多きに達したるを以て、この講習修了者を一團結として深安郡農友會を組織し、屢々講師を招聘して有益なる講話を聞かしめ、又年々此團休員の農産物品評會を開催せしめ且つ農業改善の先導者を以て任せしめ、大に鼓舞する所あり。又農事試験場を郡内二ヶ所に設け耕耘施肥等各種穀菜の栽培上に關し興農の資に供せしめしこと少からず。或は浸田に對し暗渠排水工事を獎勵し目下之を實施したるもの數十町歩に達し、従前の一毛田のもの能く二毛作に適する良田となりたるもの少からず。又自村の農事改良には先ず小作人の指導獎勵の必要を認め、小作人を集めて農事講談會を開き或は小作米品評會、稻正條植の如きも夙に之を獎勵し、彼の鳥取縣老農中井太一郎の發明に係る除草器太一車の効果著しきを認むるや、村内居住者に資金を貸與して專賣特許の分權を受け、自村内にて製作せしめ、先づ小作人に之

を使用せしめて其有効なることを認知せしめ、或は短冊苗代を獎勵する爲め自己の土地を供して先づ以て摸範を示す等皆大地主として本分を全ふせり。明治四年深津村に啓義所を創設し、子弟の就學を獎勵する爲め學校用品を給與し、越へて五年自己所有の建物二棟を無賃にて貸與し、自費を以て校舎一棟を新築し、教授の利便を圖り、六年小學校の設立を企せらるゝや村學校基本財産として金貳百圓、備品及書籍二百卷を寄附せり、八年頃生徒増加して校舎狹隘を告たるを以て更に一棟を増築して寄附したり。全年小田縣深津郡區長就任中元福山藩にて經營せし誠之館を更めて縣立師範學校の創立上に力め、又義倉より明治九年以來十二年迄年々參百五拾圓宛を其維持費へ寄附せしめ、同校が岡山縣の配下に屬せしとき廢校の運命に遭遇せしも熱心其不可を唱へ之れが維持に盡し、後廣島縣師範分校となり、十二年廣島縣立中學校に改められたるも又能く之れが維持經營に力め、十九年學制改革の爲め廢校に瀕せしも大に盡力して經費を福山教育義會より支辨する方法を立て、其經營に盡瘁し、以て今日斯の如く縣立中學校の隆盛を見るに至れり、其他地方教育事業の施設に與らざるなし、其貢獻せる事績は音に之のみに止まら

一一九 廣島縣 藤田讓夫君

吳港の東二里に廣村あり、賀茂郡の南端にして連山沓盛の中に位し、南方の一面のみ海を隔て、南海伊豫國に望む、地勢極めて幽僻。氏は此處に嘉永二年九月十五日を以て生る、爲人寡黙にして一度事に當りては必ず遂げずんば止まざるの概あり、常に言はく「至誠は極めて大切の文字なれど吾は甚だ之に乏しきは深く恥する所なり然しながら吾常に人間には唯真心が肝要なることを忘れず」と以て性格を知るべし。

村債事件

由來廣村の民俗たる能く勤勞に能く平和なりと雖、嘗て嘉永年間より維新後に亘りて村債事件の蟠まれるものあり、其原因たるや往時年に稔らざることあるも村方公課は怠ることを得ざるを以て、村役人及大地主等に於て此貢

只至誠

藤田氏難局に當る

納米金を立換又は過納したるもの、還付を要求すと云ふにあり、故に代々の當局者中之が整理に盡すものありしと雖も、悉く成效を見ず、維新後僅か十五年にして村の主宰者交迭すると十四回の多きあり、蓋し時に熱心に事に當るものあるも事實の真相を得難く、右等債權を唱ふるもの數十人にして金額も亦巨大なるを以て容易に措置すべくもあらず、本件に限り到底引繼未済を以て煩累の地位を避くるの外なき状態なりし、明治二十年時の郡長大に之を憂ひ特に氏に託するに自村當時菅田村外七箇村戸長へ歸任し宜しく此事を果すべしとありしが、氏はその難件たるを知るが故に到底其の器にあらずと陳辯して之を辞したるも、固く聽かずして遂に命に服すや果して債鬼蝟集し二十一年春より二十六年夏まで幾回か法廷を煩はし、勝訴又は内済を以て稍や處置するを得たれど、此間不測の事件起り甚だ困難の衝に立つ、即ち主たる債權者が嘗て村方へ交付したる返り證書を以て本村が詐偽せるものなりと告訴せるが故にして人心恟々其歸する所を知らず、其形勢實に名狀すべからざりしが事態は啻に闢明となり本村に對し問ふ所なしとの判定を受け二十六年五月全く其落着を見るに至れり、從是大に庶務の改革を圖り漸を追て普通町

村たるの状勢に恢復す、爾來益々村治の改善實業の發展に期し、銳意熱誠身を以て事に當り着々其効を奏し廣島縣の模範村たるに至れり、今其概要を掲ぐれば左の如し。

村治の方針

(一)村治の方針。廣村は久しく紛糾混乱を極めし事とて、村民は萬事疑惑の眼を以て村當局者を觀察し從て役場の威信地を掃ふに至れり、茲に於て藤田氏は役場の事務整理を確實にし、且何事も周知せしめて村民の疑惑を解くに努め、二十餘年后の今日に至る迄村治上の方針更に變化を見ず。家々給し人々足るに従ひ、人情の弱年として往年の辛苦を忘れ、或は奢侈に流れ輕浮に走り、忠實勤勞の美風を没却せん恐れあり、所謂勝て兜の緒を締むる時は來るべき者、之れ廣村の現状ともなりたれば絶へず村民に警戒を加ふると共に精神修養に主力を注ぐに至れり。

村基本財産蓄積

(二)村基本財産蓄積。明治二十三年金參百貳拾八圓六錢四厘を基本金とし、四十年計劃を立て村有基本財産の蓄積を始めたり、全計劃は基本財産潤殖目按書に明記し、毎年百五拾圓乃至貳百圓を積立加入し、四十一年目に至り四萬八千七百七拾圓餘を蓄積すべき豫定なりしが、明治四十年より毎年の加入

金を千五百圓に増加したる爲四十一年目には拾五萬四千九百圓餘を蓄積膨大す。

勤儉貯蓄組合

(三)勤儉貯蓄組合。日露の時局に鑑み、明治三十七年勤儉貯蓄組合を設け、勤儉貯蓄の美風を養成し、資財を蓄へて奉公の實を擧ぐるを目的とし、次の各事項は遵守する事とせり。

- イ、家業を精勵し、餘暇を以て手工飼育栽培其他の副業に従事する事、
- ロ、日常の生計は奢侈を去り質素を旨とする事、
- ハ、冠婚喪祭贈答の事は禮儀を失はざる程度に止め勉めて無用の費途を節する事、
- ニ、分に應じ相當の貯蓄をなすこと、
- ホ、時間を重じ就業及集會等の時刻を怠らざる事、
- ヘ、休憩時間は可成之を縮少し休日は左記の外之を廢止する事、
- 祝祭日、氏神祭日、各自宗教の紀念日、直系尊屬の弔祭日
- ト、公共的必要の事業に對しては應分の出資をなすこと、
- チ、隣保の交誼を重じ災厄に罹りたるものある時は互に相救濟する事

等なり。組合員は定期又は臨時に貯蓄すべき金を最寄幹事の手を経て組長に渡し、組長は預人各自の名義を以て預金し、其通帳は組長之を保管す。四十一年度末の現在によれば其額七千百貳拾圓となり、随意貯金は實に九萬圓の多きに上れり。

紀念公會

(四)紀念公會堂。廣村尋常高等小學校の前面に八間と十間半の大講堂と附屬圖書館とあり。日露戦勝の紀念事業として、一は長く出征軍人の勳功を傳へ二は村民の精神修養所とし、益々奉公の實を擧ぐるに勤むる爲に建設したる者なり。

其他役場吏員職務研究會、村民の精神修養、青年會と處女會、太陽曆使用獎勵等書かんとする事限りなきも、廣村を論せんとする者は藤田村長の外小學校長村越隆寛、專徳寺主大洲順道、岩西助役の三氏の活動を記憶せざるべからず。藤田村長が主人公、岩西助役が世話女房、大洲、村越の兩氏が精神界を支配するが故に壹萬五千に近き家族も平和の希望に満ち樂しき生活を送りつゝあり。

一一〇 廣島縣 和氣清太郎君

氏は世羅郡西大田村の人、資性温順篤實にして公共心に富み、常に實踐躬行して範を郷黨に示し、地人の推重最も厚く、明治六年年十八歳にして始めて大組總代となりし以來益々官民の信頼を負ひ、區長、戸長、村長となりて教育實業、交通、風紀の振興發達特に農事の改良に盡瘁すること年久しく其献績亦枚舉に遑あらず、茲に二三顯著なるものを摘録すれば左の如し。

青年會

地方青年風紀の紊乱は近來益々其度を高め農村の衰頹之が爲に甚しからんとす、氏は深く之を憂ひ佛教の教義を布植して以て其振肅を圖らんことを欲し、居村の青年を鳩合して佛教青年會を創立し、自ら會長となり、或は會員自戒の條目を定め、或は各地の名士を招聘して講話會を開き、其他百方施設をなして青年の精神訓育に努め、着々其効果を見るに到りたるが、明治三十九年廣島縣一般に青年會の設立を獎勵せらるゝに至り組織を革めて西大田村青年會とし、益々其事業の發達を企圖しつゝありて、今や甚だ殷盛を極む、蓋し氏が鼓舞激勵の力に由るもの多し。

稲正條植
と稲架

或は關西或は山陰其他各地を跋渉して廣く農事の視察を爲し、常に他地方の長所を移し其普及を圖りたるが、特に稲正條植の利益を説き之を實地に示し、又稲架を設くるは米の乾燥を克くするに欠くべからざるものなることを唱導し、熱心其誘掖に努

めたる効ありて兩ながら感化の及ぶ所

普く今や舉て之を實行するに臻れり。

從來同地方は多く耕牛として牝牛を飼養する習慣ありしが、農家の副業として

に至り、其他里人に産牛の利益を目睹せしめ、遂に之に倣ふて殖牛の業大に起り今や有望なる産地となるに到りたるは氏の模範的施設と献身的獎勵の力甚だ大なるものなりとす。

産牛を副業たらしめんとす



養畜の利益を多からしめんとするには牛種の改良と蕃殖を行ふに在りとし、卒先して雜種牝牛を購入し、其育成と蕃殖を圖り、初回に産せしものは種牝牛として縣に買上げらるゝ

二二一 山口縣 天野平吉君

果樹栽培業は世運の進歩に伴ひ頗る有望なるべきを觀破し、世人の多くが未だ其栽培に意を用ひざるの時に當り、之れが栽植に着手し、明治二十年三月爾後年々林野を開拓して其に其産額も増加すべく、實に山口縣に於ける斯業界の霸王たり、栽植反別及其内譯大要左の如し。

果樹栽培業は世運の進歩に伴ひ頗る有望なるべきを觀破し、世人の多くが未だ其栽培に意を用ひざるの時に當り、之れが栽植に着手し、明治二十年三月爾後年々林野を開拓して其に其産額も増加すべく、實に山口縣に於ける斯業界の霸王たり、栽植反別及其内譯大要左の如し。

今日に至る。其間種々の障害に遭遇せしも、不屈不撓能く難を排し、今や漸く事業の完成を見るに至れり。現時收むる所の果實年々七八十萬個に達す。尙

今日に至る。其間種々の障害に遭遇せしも、不屈不撓能く難を排し、今や漸く事業の完成を見るに至れり。現時收むる所の果實年々七八十萬個に達す。尙

は園内幼樹多ければ年々

は園内幼樹多ければ年々

は園内幼樹多ければ年々

は園内幼樹多ければ年々

一、果樹園總反別十八町餘歩にして其内譯は柑橘九町歩、梨桃八町七反歩、雜

一、果樹園總反別十八町餘歩にして其内譯は柑橘九町歩、梨桃八町七反歩、雜



果三反餘歩。

二、栽植總本數一萬七千本にして其内譯は温州密柑五千本、伊豫密柑五百本、夏橙千五百本、梨五千本、枇杷三百本、八代密柑千本、チーブル柑三百本、其他の柑橘七百本、桃二千五百本、雜果二百本なり。

氏は大津郡深川村の人にして明治十年七月山口縣第十九大區扱所出仕以來明治四十年五月迄幾多の官公職を奉じ、公共の爲めに盡したる効蹟亦頗る多く、爲めに褒賞を受くること大津郡長より一回、山口縣より五回、山口縣知事より四回の多きに達す。

二二二 山口縣 稻原寅惣君

氏は元治元年舊清末藩下久野村庄屋役拜命以來、今日に至る迄諸般の公職に従事し、勸業、教育、土木等公共の爲めに盡したる効蹟甚だ多く、爲めに褒賞を受くると豊浦郡長より一回、山口縣より三回、賞勳局より四回の多きに達し、

溜池を築造して水害なからしむ

村民に副業を授く

明治三十四年十一月村長の職を退くに當り、村會は頌徳狀に銀盃一個を添へて贈れり。今農業に關する氏の施設を略記すれば左の如し。

氏は豊浦郡檜崎村の人、明治九年戸長たりし時、区内二ヶ村の位置高燥にして古來灌水に乏しく、爲に一朝旱魃に遭遇せば收穫半ばにも達せず、地民の困窮名狀すべからざる者あるを患ひ、幾多の困苦と戦ひ十二年三月迄に二ヶ所の溜池を築造し、爲め



に今日に至る迄旱損なく農民其緒に安んずるに至れり。

檜崎村は四面山を環らし、古來より米麥作の外副業として見るべきものなかりしに、氏は

十七年桑園を開き、蠶業に従事して範を示し、二十七年山林原野荒蕪地を開墾して二十五町歩の田地を得、尙ほ溜池十七ヶ所を築造し、廿八年殖林奨勵法を設けたるの結果、濫伐の弊を矯正し、今日に至りては抗木の切り出し及木炭製造業の起るを見る

に至れり。

又豫て耕地整理の必要を感じ、三十三年七月鹿兒島縣下耕地整理排水工事を視察し歸縣後率先して斯業の端緒を開からんとしたるも、村民未だ該事業の何物たるを解せず、且つ多額の費金を要する事とて何れも疑惑の念を抱き容易に賛同せざりしも勸誘の功空しからず、三十四年二月迄に地主の承諾を得、全年三月認可を得て工事に着手し、氏は舉げられて之れが委員長たり。而して其の竣成に至るまで幾多の迫害を受け困苦と戦ひて茲に全く完成を告ぐ。其面積六十餘町歩、此工事費貳萬七千五百餘圓、今や濕田は變じて乾田となり、年々收穫の増進を見る、之れ實に山口縣に於ける耕地整理の嚆矢なりとす、左に藍綬褒章の記を掲げて氏の爲人と事業とを慕はん。

資性廉直夙ニ村政ニ從ヒ聲望アリ町村制施行以來再三豐東郷村長ニ舉ゲラレ今ヤ小串村長ノ選ニ膺リ専ラ地方自治ノ發達ヲ圖リ道路ヲ改修シ學校ヲ營建シ溜池ヲ築造シ殊ニ耕地整理及植樹ノ獎勵ニ努メ其他山林原野ノ開墾ニ紛議ノ調停ニ徵稅事務ノ整理ニ基本財産ノ増殖ニ皆克ク力ヲ竭ス等鞅掌多年公同ノ事務ニ勤勉シ勞効顯著ナリトス。

二二三 山口縣 小河源吉君

阿武郡小川村は古來牛を飼養する者尠く、殊に小作人の多くは牛を所有せず。偶々牛を飼ふものあるも牡牛のみなるを以て、明治三十年の頃村長奉職中より牝牛の飼養を奨励し、且巨費を投じて洋種の牡牛を購入し、繁殖改良を謀りて今日に及ぶ。明治三十年の頃村内畜牛頭數四百の内牡牛は其八割五分を占めしもの今日にありては畜牛頭數五百五十頭となり其の七割は牝牛となる、加ふるに地方農家に牛の貸附をなし、利益の分收法を設くる等十年一日の如く、畜産業の改善に努力したるの結果全く舊來の面目を一新し範を他郷に示すに至れり。氏は壯年の頃より幾多の公職を奉じ現今防長米同業組合副組長、阿武郡會副議長、小川村農會代表者等を勤め、常に公共の爲めに盡瘁しつゝあり。之が三十九年松岡農商務大臣より

〔農家ニシテ畜牛ヲ飼養スル者少ナキヲ慨シ、自ラ巨費ヲ投ジ牝牛ヲ購入シ

テ小作人等ニ貸與シ、且其牝牛ヲ求メテ改良ヲ謀ル等多年一日ノ如ク、遂ニ
範ヲ他郷村ニ示スニ至ル」トて金拾五圓を添へて其功績を稱揚せられたるを見
ても事業の總てを知り得らる。

小作人に
牛を貸附
する方法

尙小作人に牛を貸附す
る方法の要点を述べ

れば(一)三才以上の

牝牛を預ける場合。

種附料は地主の負

擔とし、其産犢は

適當なる時期に於

て賣却の上其幾分を

小作人に配當し、母牛は

は其成長後生産したる犢牛三頭を地主に取り、然る後母牛は小作人に無償交

附す、而して種付料は地主の負擔なり、牝犢は一年乃至二年間飼養せしめ之

を賣却して其利益を配當す、其率は飼主に多くす。(三)壯齡なる牝牛を預くる



老後に賣却し同しく其幾

分を配當す、配當步

合は豫め一定せず

賣却當時の状況に

より原價及利益等

を參酌し地主小作

人兩者協議の上に

て決定す。(二)乳離れ

牝牛を預くる場合。牝犢

牛の肥瘠
は田地の
肥瘠と常
に正比例
す

場合。是れは稍大なる小作人に貸與する者にして全く利益を目的とせず、地
主は小作人が自己の田地を愛する精神に基き、小作人に無償貸與し、小作人
は又此法あるにより耕牛に就ては何等の心配なく地主の貸與を受けて耕作に
従事することを得、以て相互の利便圓滿を計るにあり、而して幾年の後賣却
したる時は其代價の全部は地主に收得す。

氏曰く牛の肥瘠は田地の肥瘠と常に正比例をなすものなりと、之れにより
て四時監督を怠らす。然らざれば種付の期を誤り或は瘠せ或は病に罹る等意
外の損失を招くことありと。目下上述の分收法により小作人に貸附せる牛は
頗る減少せるも尙七十五頭を有す、此法によりて小作人は多くの厩肥を作り
土地に施すが故に違作を受くること少なく、加ふるに耕作上の勞を省き地主
は土地の瘠薄を免がれ小作料の息納を減じ得。且多少の利益を相方に分收す
るを得るものなれば、以上の方法は地主小作人相互間の情誼を厚ふし、土地
の預け替を頻繁ならしめざる等其利益頗る大なりと言ふべし。

一二四 山口縣 小田勢助君

帝國農家
一致協會
新庄部落
會の活動

氏は玖珂郡新庄村の人にして、夙に農蠶業の改善に勉め、日夜孜々として怠らず、現今帝國農家一

致協會新庄部落會長

愛育園蠶業講習所

長、新庄村農會長と

して斯業の爲め熱

誠盡瘁しつゝあり

今是れ等施設の概

況を記すれば左の如

し。



帝國農家一致協會新庄部落會は明治三十一年

十月設立認可を得

たるものにして、

全村に於ける諸團

体中尤も有力なる

ものなり、氏は之

れが會長として執掌

多年、今日迄全會事業と

して經營したる主なるものを舉ぐれば生産品評會を開催すること十二回、小作

米品評會一回、立毛品評會九回、家禽品評會二回、糊種品評會二回、競犁會二回にし

て、其他稚蠶共同飼育、桑園農事揭示場の設置、種苗分與、農談會開催等凡て全村

私立蠶業
講習所と
村報蠶業
組合

の勸業に關しては卒先之れが端を開き斯業界に貢献したること勘からず、爲めに帝國農家一致協會々頭より三十三年二月寶鏡彰功章を、三十七年八月功勞章を、四十年一月木盃一個を、四十年七月寶玉瑞穗章を授與せらる。

玖珂郡南部は由來蠶業甚だ振はず、氏は之れが發達を計らんが爲め三十一年四月自ら資を投じて蠶業講習所を設立し、四十一年迄に修了生を出すこと二百七十七名、其他蠶友會を組織し或は新庄村報國蠶業組合の設立に盡力する等蠶業界に於ける効蹟極めて多く、爲めに玖珂郡長より表彰狀を大日本蠶絲會山口支會長より謝狀並に銀盃一個を受け、四十一年四月大日本蠶絲會々頭より特別會員に推舉せられ併せて五等有功章を授與せらる。

新庄村農會は氏が會長としての劃策宜しきを得其成績頗る見るべきものあり、其施設事業の項目を列記せば、持寄品評會、桑苗養成配布、鯉兒養成、稻株種田設置、種苗共同購入、種卵配布、基本財産林の設定、畜牛の獎勵、食塩共同購入、共同積立金等にして何れも好成績を擧げつゝあり。

一二五 和歌山縣 海瀨龜太郎君

村治に盡す

氏は和歌山縣有田郡八幡村の人、世々地方の名族たり、弘化二年正月宇西原海瀨定之助の長男に生れ幼名を實太郎と稱しき。資性温厚事を執る忠實熱誠夙に郷黨に畏敬せられ里人が子をいましむるに海瀨の倅龜太郎を見よと云ひたる程なり、明治十二年縣會議員となり十九年再選せられ、村長となること前後三回たり其間學務委員、戸長、勸業委員等の公職を奉じ終始一日の如く村治の改善に盡瘁せしことは村民一般の最も徳とする所、村會一致の決議に依りて感謝狀に銀盃一個を贈りて其勞に酬ゆる所ありしは以て如何に村民の氏を謳歌せるやを知るに足らん、嗣て氏が殖産興業の方面を觀んか更に其面目の躍如たるものあり、元來氏が家は父祖の代より主として林業の經營を專とせしが氏も亦父祖の遺業を繼承して益々之を擴張し目下其所有の山林反別五千町歩にして既に植林を了せるもの千町歩此樹數約五百萬本なりと、尙今後年々十五萬本宛を栽植し其反別の二千町歩に達するを俟て樹齡百年のものを毎年二十町歩づゝを輪伐せん計畫にして現に縣當局者の調査設計を請ひ將に

自家百年の大計

老軀を提げて山野に跋渉

母牛の無償貸與

實行に就かんとす。而して林業の經營たるや氏自ら東奔西走實驗家苦心の跡を尋ね亦は斯業大家の學說を聞き播種、床替、移植、雜草、刈、間伐等總て作業に至るまで自ら人夫を督勵し今尙老軀を厭はず日々山野を跋渉して毫も倦む所を知らざるものゝ如し、舉世滔々月に醉ひ花に舞ふ今日實に勤儉の模範と稱するに足るべく、氏を知るものゝ等しく感嘆措く能はざる所なり。又畜産事業の農家に有利なるを認め多年意牛種の改良に熱心せらるゝ等尋常の營利者流にあらざるなり、其他數名の有志と圖り蠶業巡回教師を招聘して村の養蠶業の改良を企て又は模範的養蜂場を設立して地方農家の副業たらしめんとしたる結果産業は翕然として面目



之が繁殖改良に従事し自費を投じて數十頭の母牛を購求し無償貸與をなして蕃殖に資せしめたり。尙之が管理に當らしむる等其資を投ずる事實に數萬金更に幾多の費用を投じて鋭

を改むるに到れり、今や家督を長男定一に譲り風月を友とすべき身を以て更に公共的事業に捧げんと腐心しつゝありとは世に稀なる篤志家と云ふべし。

一二六 和歌山縣 堀内爲左衛門君

氏は那賀郡安樂川村の人弘化元年十一月を以て生る、家世々庄屋たり。年甫めて十五地士となり帯刀を許さる。漢學を品山氏に劍道を尾高氏に學ぶ、天資鋭敏俊秀を以て稱せらる、十六歳父に代りて庄屋を務め明治八年地租改正に際し選ばれて調査委員となり、續て九ヶ村の戸長となり、町村制の施行せらるゝや初期の村長となる。十九歳醬油醸造を創め亦造酒を營む、而して父多病殆んど世故に關せず公私の事業悉く氏が双腕に裁斷せらる、是れ後來人情に經濟に緻密思考力と快刀の裁斷力を養成せる所以にして其行動は實に二十歳前後の青年とは思はれず、土地の父老をして其夙成に卷舌せしめき。而も近世の所謂才子風の人にあらず、亦放逸驕剛の豪傑然たるに非ず、資性

百合山を
開きて柑
橋園とす

南陽社の
活動

温厚謹直極めて謙讓正に一個の君子然たり。氏常に人に言ふて曰く富國強兵は共に國家の大事なり而して平時に放ける戦争は國家が富の消長にあり須らく國力の充實を計る可しと、盛に殖産興業を唱導し明治二年君が現在の柑橋園所在地たる那賀郡田中村の竹房に屬する百合山と稱する地の好箇の開墾地なるに係らず荒蕪に萎するを惜み、柑橋を有田、泉州に。茶を宇治に各々其實況を調査し歸りて開墾に着手し茶と温州柑とを栽植す、是れ實に安樂川村に於ける柑橋栽培の嚮嚮にして効果漸く顯るゝに及び附近是に倣ひ競ふて栽植を企て終に今日の盛況を來すに至れり。當時氏の熱心に至れり。當時氏の熱心



と勤勉とは非常にして足跡日として園圃に印せざるなし、其培養と保護に勞せる舌筆の能く盡すべきに非ず。斯くて地方の産額増加し箇々別々の販賣は不利なるより組合組織の必要を悟り十年伊都那賀兩郡の同業者を糾合し南陽